――― 目　　次 ―――

◎第１回定例会

○３月５日（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名 …… ３

日程第２　会期決定の件について …… ３

日程第３　平成２４年度施政方針表明 …… ４

日程第４　議案第１号から議案第３３号までの３３議案及び陳情１件並びに報告１件
一括上程 …… １０

○３月７日（第２号）

日程第１　総括質疑 …… ２２

日程第２　常任委員会付託 …… ２７

○３月19日（第３号）

日程第１　追加議案第３４号の取扱いについて …… ３０

日程第２　一般質問 …… ３０

１番　池邉　美紀君 …… ３１

４番　内村　立吉君 …… ５４

３番　堀内　義郎君 …… ６０

７番　上西　祐子君 …… ６７

５番　福永　廣文君 …… ７５

○３月21日（第４号）

日程第１　一般質問 …… ８４

６番　指宿　秋廣君 …… ８４

１０番　池田　克子君 …… １０２

○３月22日（第５号）

日程第１　常任委員長報告 …… １１４

日程第２　質疑 …… １２４

日程第３　討論・採決（議案第１号から議案第３３号までの３３議案並びに平成２４年陳情第１号）……１２６
日程第４　議案第３４号上程……１３８
日程第５　質疑・討論・採決（議案第３４号）……１３９
追加日程第１　意見書（案）第１号上程……１４０
日程第６　議員派遣の件について……１４１

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成24年 第１回定例会 （３月）	議案第１号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成２３年度三股町一般会計補正予算（第６号））	原案可決	３月22日
〃	議案第２号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第３号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第４号	三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第５号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第６号	三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第７号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第８号	三股町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第９号	三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日

平成24年 第１回定例会 （３月）	議案第10号	三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第11号	三股町立の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第12号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第13号	三股町防災会議条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第14号	三股町消防団条例の一部を改正する条例	原案可決	３月22日
〃	議案第15号	平成２３年度三股町一般会計補正予算（第７号）	原案可決	３月22日
〃	議案第16号	平成２３年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	原案可決	３月22日
〃	議案第17号	平成２３年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）	原案可決	３月22日
〃	議案第18号	平成２３年度三股町介護保険特別会計補正予算（第４号）	原案可決	３月22日
〃	議案第19号	平成２３年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決	３月22日
〃	議案第20号	平成２４年度三股町一般会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第21号	平成２４年度三股町国民健康保険特別会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第22号	平成２４年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第23号	平成２４年度三股町介護保険特別会計予算	原案可決	３月22日

平成24年 第１回定例会 （３月）	議案第24号	平成２４年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第25号	平成２４年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第26号	平成２４年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第27号	平成２４年度三股町公共下水道事業特別会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第28号	平成２４年度三股町水道事業会計予算	原案可決	３月22日
〃	議案第29号	町道路線の廃止について	原案可決	３月22日
〃	議案第30号	町道路線の認定について	原案可決	３月22日
〃	議案第31号	指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）	原案可決	３月22日
〃	議案第32号	指定管理者の指定について（三股町養護老人ホーム清流園）	原案可決	３月22日
〃	議案第33号	指定管理者の指定について（三股町在宅老人ディ・サービスセンター）	原案可決	３月22日
〃	議案第34号	教育委員会委員の任命について	原案同意	３月22日
〃	報告第１号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）		

一　般　質　問

発言順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邉　美紀	1　三股町の行財政運営を問う	①　他団体と比べ一般財源における扶助費の割合はどのようなものか。長期的視点に立って妥当なものか。 ②　第５次行政改革大綱の第３章２の（1）４民間の経営理念……、（３）２町税等の……、３安定的な……。について具体的な取り組みをどのように推進されたか。 ③　医師会及びクリーンセンター等による負担で、今後の起債予測はどのようなものか。	町　長
		2　人口増加施策について	①　今後の生産人口の推移をどのように予測しているか。 ②　将来における人口増対策を講じているのか。	町　長
		3　保険税について	保険税における抑制方針はどのようなものか。	町　長
		4　し尿処理場について	経年老朽化が懸念されるが、対策もしくは計画がなされているか。	町　長
		5　自治公民館加入率について	地域政策室が立ち上がり１年。その推進はどのようなものか。また、今後の方策はどのようなものか。	町　長
		6　五本松住宅について	五本松住宅は老朽化が進んでいるが今後の計画はどのようになっているか。	町　長
2	内村　立吉	1　食の安心安全をどのように考えているか伺う	ＴＰＰ参加で畜産に対する食の安心安全をどのように考えるか。	町　長
		2　畜産防疫対策について伺う	現在の取組状況と今後の対策を伺う。	町　長
		3　子牛セリ補助対象牛について伺う	補助対象基準276日以内の根拠を伺う。	町　長
		4　出荷平準化対策について伺う	①　平準化対策の導入目的は何か。 ②　平準化対策に伴う生産者の導入意欲の動向を伺う。 ③　町有牛についての状況を伺う。	町　長

3	堀内　義郎	1　上米公園及び公園内の生活環境保全林の管理と整備について	①　生活環境保全林の森林管理と施業について問う。 ②　保全林内の遊歩道が一部崩壊したままになっているが今後どう整備し活用していくのか問う。 ③　公園内にパークゴルフ場コースの増設は出来るのかどうか問う。	町　長
4	上西　祐子	1　子ども、子育て新システムによって保育行政はどう変るのか	①　子ども子育て新システムが成立すると保育に対する自治体の責任が大幅に後退すると聞いているが保育所、幼稚園、学童保育はどう変わるのか。 ②　子ども、保護者にとってどのような影響があるのか。 ③　保育料はどう変わるのか。 ④　この新システムに対して町長はどのような認識を持っているのか。	町　長
		2　町長の政治姿勢について	①　学校給食において指定管理者制度の導入を進める人もいるが、教育の一環である給食を費用対効果で図る考えなのか伺う。 ②　給食センターの運営について。現在の状況、体制、人件費について伺う。 ③　食育の位置づけについて伺う。	町　長
5	福永　廣文	1　６地区分館駐車場の整備について	駐車場の舗装と街灯の整備について問う。	町　長
		2　活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくりについて	新規就農者や認定農家、集落営農の育成・支援を図るとあるが、具体策はどのようなものか。 また、認定就農者の認定については、どのようになっているのか問う。	
		3　財政の抜本的な改革（見直し）について	①　役場業務の中で、管理委託事業の業務内容を精査し、指定管理へ移行させて、財政支出の軽減につなげる考えはないか問う。 ②　一般会計の地方債において、借り換えにより低い利率で償還できるものはないか問う。	

6	指宿　秋廣	1　教育行政について	①　新馬場から今市までの間に街灯を設置することはできないか。 ②　泉ヶ丘中学校が開設されて２年が経過したが、現在の三股中学校への現状はどうなっているか。 ア　小学校から中学校への進学状況について問う。 イ　各学年の成績比較や生徒指導状況(同学年の同試験)。 ③　泉ヶ丘中学校の廃止に向けた要請をする考えはないか。 ④　教育環境の維持・発展の観点から、教育現場の雇用形態を平成２３年度と同様に出来ないか。	町　長 教育長
		2　環境行政について	町民の協力で集まってきた資源ごみを守るために『資源ごみ持ち去り禁止条例』を制定する考えはないか。	町　長
		3　防災・減災対策について	緊急性の高い避難所を優先に、太陽光発電を設置するべきだと考えるが。	町　長
7	池田　克子	1　福祉行政について	①　障がい者に対するグループホーム、ケアホーム、福祉作業所の設立に対し、行政としての支援をどのように考えているか。 ②　地域福祉の担い手の育成をどのように考えているか。 ③　「まちづくりの基本方針」の中で「やさしさとぬくもりにあふれる健康、福祉のまちづくり」とあるが、障がい者に対する福祉の基本理念について伺う。	町　長

三股町告示第６号

平成24年第１回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年２月29日

三股町長　木佐貫　辰生

１　期　日　　平成24年３月５日

２　場　所　　三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邉　美紀君	佐澤　靖彦君
堀内　義郎君	内村　立吉君
福永　廣文君	指宿　秋廣君
上西　祐子君	大久保義直君
重久　邦仁君	池田　克子君
山中　則夫君	桑畑　浩三君

○３月７日に応招した議員

○３月19日に応招した議員

○３月21日に応招した議員

○３月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成24年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第１日）

平成24年３月５日（月曜日）

議事日程（第１号）

平成24年３月５日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　平成２４年度施政方針表明

日程第４　議案第１号から議案第３３号までの３３議案及び陳情１件並びに報告１件一括上程

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件について

日程第３　平成２４年度施政方針表明

日程第４　議案第１号から議案第３３号までの３３議案及び陳情１件並びに報告１件一括上程

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　谷口　　光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎　敬三君
教育長	田中　久光君	総務課長兼町民室長	渡邊　知昌君
地域政策室長	西村　尚彦君	税務財政課長	原田　順一君
町民保健課長	山元　宏一君	福祉課長	大脇　哲朗君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖　常美君
環境水道課長	岩松　健一君	教育課長	野元　祥一君
会計課長	重信　和人君		

午前10時00分開会

○議長（山中　則夫君）　ただいまから、平成２４年第１回三股町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（山中　則夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、２番、佐澤君、８番、大久保君の２名を指名します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．会期決定の件について

○議長（山中　則夫君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　桑畑　浩三君　登壇〕

○議会運営委員長（桑畑　浩三君）　それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る２月２９日に、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成２４年度第１回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期、定例会に提案されます町長提出議案は合計３３件、その内訳は、補正・当初予算案１５件、条例１３件、予算、条例以外５件であります。また、陳情書については１件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期に

ついては、本日から２２日までの１８日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、お手元に配付されております会期日程案のとおりであります。

なお、一般質問届については、明日６日の正午までとなっております。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（山中　則夫君）　お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から３月２２日までの１８日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から３月２２日までの１８日間とすることに決しました。

なお、会期日程案の説明欄にありますように、会期の中で、本日の全員協議会では、三股町地域防災計画の見直しに伴う議会意見聴取の場を、１５日は議会内部の協議を中心とした定例の全員協議会を行うことにしております。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．平成２４年度施政方針表明

○議長（山中　則夫君）　日程第３、平成２４年度施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　本日ここに、平成２４年第１回三股町議会定例会の開会に当たり、平成２４年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、町長に就任しまして１年５カ月を迎えたところであります。

この間、常に多くの先人たちが築いてこられた伝統ある、自然豊かな「ふるさと三股」の町政を担う責任の重大さを痛感しつつ、身の引き締まる思いで今日に至りましたが、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位から賜りました温かいご理解とご指導及び力強いご支援に対し、深く感謝申し上げる次第であります。

私は、就任以来、「自立と協働で創る元気なまち　みまた」をスローガンに、マニフェストや第５次三股町総合計画の５つの基本方針に基づき、さまざまな施策を進めているところであります。

本町は、高千穂の峰をはるか西に望み、東は鰐塚山系に囲まれ、恵まれた立地条件や豊かな自然環境、良好な居住環境、食糧生産機能など、多様な特性・資源を有する発展可能性の高い町であります。

そして、単独町政を選択し、自主自立の道を歩むこととしたことから、独自のまちづくりを展開するため、町民総参加のまちづくりを一層推進していきたいと考えております。

今後とも、議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年は、１月の新燃岳の大噴火により町全体が降灰という試練と向き合いました。町では、各自治公民館をはじめとする町民の皆様などと連携しながら降灰除去に取り組みました。このような事態を通じて、地域との連携、町民とのきずなの大切さ、重要さをあらためて考えさせられました。

そして、３月の東日本大震災の発生、それに伴う福島第一原発事故による放射能汚染、また９月には台風１２号、１５号が全国に被害をもたらすなど、危機事象が頻発する状況にあります。

そのような中、国は、平成２３年度補正予算に引き続き、震災復興に全力を挙げるとし、平成２４年度予算を「日本再生元年予算」と位置づけ、新成長戦略の実行の加速を中核に捉えつつ、国家戦略会議における「日本再生の基本戦略」策定に向けた議論を踏まえ、日本再生重点措置等も最大限活用しつつ、日本再生のための取り組みのスタートとして、新たな産業の創出をはじめ、成長力の強化に尽力するとともに、雇用創出や人材育成長等に積極的に取り組むこととしております。

震災復興対策については、地方財政を圧迫することがないよう配慮されていますが、今後とも本町をはじめとする基礎自治体では厳しい財政状況が続くことが予想されます。

また、少子高齢化の進行によって複雑多様化、高度化する町民の要望や権限移譲への対応も進めなければなりません。

本町は、平成１６年に「自主・自立」を選択して、抜本的な改革、見直しを断行して既に７年目を迎えておりますが、自主財源が少なく、また歳出においては、都城市と取り組むクリーンセンター建設事業や都城地域健康医療ゾーン整備事業で多大な財政負担が求められるほか、地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など、重要政策課題にかかわる行政需要が一層増加している状況にあります。

現在の厳しい財政事情の中で、優先すべき事業・サービスの提供につきましては、従来にも増して厳しい「選択と集中」が求められています。

また、福祉、保健、教育、文化、環境や安全・安心なまちづくりなど、今後ますます複雑・多様化する町民要望に的確に応えていくためには、行政だけでできるものではなく、「自助」、「共助」、「公助」との観点から、役場、住民、各種団体それぞれが役割を果たしていく「町民総参加・協働」を行政運営の基本方針とし、真に町民が満足するまちづくりを推進し、町民の負託に応えてまいりたいと思います。

このような中、第５次三股町総合計画基本構想の基本目標としております「自立と協働で創る元気なまち　三股～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～」を実現するために、まちづくりの基本方針として、一つ、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」、一つ、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」、一つ、「やさしさ

とぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」、一つ、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」、一つ、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」の５つを掲げ、さまざまな施策を実現するため、引き続き懸命に取り組んでまいる所存でございます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

本町は、水と緑の豊かな自然環境に恵まれておりますが、資源やエネルギーを大量に消費する現代の社会経済活動は、豊かな生活をもたらす一方で、環境への負荷も増大させており、本町の豊かな自然への影響も懸念されるところです。

そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷軽減を図る循環型社会形成を推進するため、その事業としてごみ減量化・剪定くず・草堆肥化事業や住宅用太陽光発電システム設置事業等に取り組むとともに、役場庁舎においては太陽光発電空調設備を導入していく予定にしております。

なお、平成２６年度に新清掃工場が都城市山田町において供用開始の予定となっており、その後のごみの収集及び運搬費用の増加が見込まれますので、町民総参加によるごみ減量化に向けて一層力を注いでまいる所存でございます。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現在検討しております「環境基本条例」の制定及び「環境計画」の策定の早期実現に向けて取り組んでまいります。

公営住宅については、平成２３年度に引き続き、第２期となります塚原第２団地建替えに伴う建設工事を予定するとともに、五本松団地についても検討に着手してまいりたいと考えております。

民間の借家や持ち家についても公営住宅同様、快適で、安心して住み続けられる住環境は、だれもが必要としていると考えます。

耐震性の向上やバリアフリー化等の住宅リフォームに対する補助を行い、既存住宅の改善を促進してまいります。

町道の整備については、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を年次的に図るとともに、高速道路、高規格道路へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園切寄線については改良工事に着手するとともに、蓼池南三原３号線の整備を計画的に推進します。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行については、４月から内ノ木場線を新設し、また回数券を導入することで利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道については、町内ほぼ１００％普及しており、今後も、整備された水道施設や設備を維持していくことが重要となっております。

また現在、さらに安定した供給を行うため、２６年度までに９本目の井戸と１，０００トンの配水池２基を整備していく継続事業に取り組んでおります。

これらの新規事業と、継続して整備しております老朽管の更新や施設の耐震化を実施し、上水道の「安全で良質な水の確保」と「安定的な供給」に努めてまいります。

公共下水道については、生活環境の水質保全を図るため事業を進めておりますが、供用開始地域での接続率向上に重点的に取り組むとともに、し尿処理関連事業との連携の可能性などを考慮し、町民のご意見を伺いつつ、整備地域の見直しを行うこととしております。

農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進してまいります。

また、公共下水道や農業集落排水によって汚水等を集合的に処理することが効率的でない地域においては、合併処理浄化槽の設置に対し補助することにより水質保全に努めてまいります。

防災体制については、国内外で大きな災害が頻発する中、危機管理体制の強化が急務であり、本町におきましても危機事象発生時の総合窓口として総務課に危機管理係を新設し、町民の生命・財産を守るため、予期せね危機に直面した際にも迅速かつ的確に対応できる組織体制づくりを推進してまいります。

また、平成２３年度にデジタル防災行政無線移動系の更新を行いましたが、２４年度は同報系の整備に着手する予定にしております。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人をはぐくむ、「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいる所存であります。

まず、生涯学習環境について、多様化した町民のニーズに対応できる学習の場の整備を図るため、各地区での活動の拠点となる地区分館の補修を年次的に行ってまいります。

また、町民の意識や要望を把握し、各種団体や自治公民館活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

国際理解教育については、小学校での英語教育必須化を踏まえ、今後も外国語指導助手等を活用し、外国の言語や文化について理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

青少年教育については、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割分担を明確にして連携しながら、地域ぐるみで守り育てられる体制づくりに努めてまいります。

学校教育については、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、特色ある教育、学校づくりに取り組むとともに、体験的学習や問題解決的学習等の手法を取り入れ、児童生徒が意欲的・主体的に取り組み、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進してまいります。

情報教育についても、全教職員がその必要性、重要性を十分認識し、創意工夫を生かした特色

ある情報教育が展開できるよう研究してまいります。

また、町内６小学校の児童全員が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小中学校が連携して、あいさつ活動や無言清掃活動、文教みまたの歴史に関する郷土学習など、小中一貫教育をさらに充実・推進してまいります。

なお、学校の施設整備については、勝岡小学校北校舎教室等の研磨塗装を予定しております。

芸術・文化活動の振興については、開館以来盛況であります文化会館と図書館について、町民が芸術・文化・情報に触れる機会を広げるため自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれ、かつ両施設の効率的な利活用を図ってまいります。

スポーツの振興については、平成２３年３月に作成しました三股町スポーツ振興基本計画に基づき、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等各種団体の強化、育成を図るとともに、競技力の向上、スポーツ・レクリエーションの普及などに努めてまいります。

「アスリートタウン三股」づくりの一環としてチャレンジＲＵＮ＆ウオーキング大会等を開催し、町民相互及び町外住民との交流促進に努めてまいります。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まですべての町民が生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供及び災害時における要支援者ネットワークづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援策として、町民との協働によるファミリーサポートセンター事業を推進し、この事業をはじめ、子育てサークルや各種団体などといった地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めてまいります。

また、乳幼児の医療費の無料化、保育料の上乗せ支援など継続してまいります。

次に、高齢者及び障がい者福祉については、要介護高齢者や、生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となるおそれがある特定高齢者、障がい者の住宅改修などに引き続き取り組んでまいります。

ひとり親家庭等福祉については、医療費の助成など継続してまいります。

健康づくり推進については、近年増加するがんや循環器病等の生活習慣病は、個人が継続的に生活習慣を改善して病気を予防していくなど、積極的に健康を増進していくことが重要な課題となっております。このため、生活習慣病予防に向けた特定健診及び特定保健指導を推進し、がん検診の充実、健康教育や健康相談の充実を図ってまいります。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

本町の基幹産業であります農畜産業は、本町の経済にとって重要な位置を占めています。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生は、本県の農畜産業のみならず、社会経済に大きな

打撃となりました。アジアの近隣諸国では、現在でも散発的に発生しており、このような悪性伝染病がいつ発生してもおかしくない状況となっています。そのため、伝染病の進入を未然に防止すること、初動の防疫体制を確立すること、畜産農家の防疫知識・認識を深める啓発活動など、関係機関との連携・強化を図ってまいります。

特に、畜産業は、本町の農業粗生産額の主軸であることから、優良家畜の導入と受精卵移植技術を推進することにより、効率のよい家畜改良を実現し、能力の高い家畜を生産することを支援してまいりました。今後も当地域の畜産物の銘柄確立を図るため、質・量ともにさらなる能力の向上を行い、優秀な家畜の生産に取り組んでまいります。

米の生産においては、本町の特徴でありますブロックローテーションを推進しながら戸別所得補償制度を活用し、需要に即した「商品価値の高い売れる米づくり」を推進します。

また、国の「人・農地プラン」に即した「地域農業マスタープラン」を各地区ごとに策定し、農地流動化や集積を通じて、新規就農者や認定農家、集落営農の育成・支援を図りながら、地域の特色を活かした作物の生産振興を推進し、農業経営の安定・確立を推進してまいります。

さらに、農道・用排水路等土地基盤の整備、畑地かんがい事業、特産品の開発、地場農畜産物利用拡大など、各種施策を推進し、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

ＴＴＰ（環太平洋パートナーシップ協定）については、国内の農畜産物はもとより地域経済に与える影響が大きいことから、今後の動向を注視してまいります。

商工業の振興についてでありますが、近年の厳しい経済・雇用環境は本町の地域経済の活性化にも影を落としております。

大型小売店舗の町内出店に対しましては、商工団体との連携を図る施策を展開するとともに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大を推進するためプレミアム商品券発行事業にも引き続き取り組んでまいります。

また、本町の基幹産業である農業と連携した特産品の開発を進めるとともに、物産館を含めた産業会館については、農商工連携及び観光情報発信の拠点施設としての活用を推進してまいります。

さらに、既存の地場産業の振興をはじめとした雇用の場の確保に努め、企業立地奨励制度の充実、産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化等の取り組みが必要です。

そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、明日の三股を築くまちづくりを進めてまいります。町民のまちづくりへの参加については、町民との「協働」を方針とし、自治公民館組織や各種団体の参画を促し、各団体が「協働」による達成感を得られるノウハウの構築を進めるとともに、「まちづくり基本条例」の早期制定に向けて取り組んでまいります。

また、町民の審議会等への登用のほか、パブリックコメントの実施など、町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に努めてまいります。

健全な財政運営については、昨年１０月に町単独補助金の外部評価を行い、その結果を検討の上、本年度予算案に反映させたところですが、今後も事務事業の外部評価を行うとともに、自主財源の確保・強化はもとより、町税等の負担の公平性を確保するため税務財政課に特別収納対策係を設置し、収納率の向上を図ってまいります。

広域行政については、平成２１年１０月に本町、曽於市、志布志市が都城市と都城広域定住自立圏形成協定を締結し、共生ビジョンの策定を行いました。このビジョンは、救急医療の充実、産業の振興、観光振興、人材育成と多岐にわたっておりますが、このたび、教育及び文化に関する分野を追加することとしたところであり、新たな定住自立圏の形成に向け、本町が担う役割を認識し、住みよい三股町の実現を目指し、推進してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、活力と魅力のあるまちづくりに誠心誠意努力してまいる所存であります。

議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第１号から議案第３３号までの３３議案及び陳情１件並びに報告１件一括上程

○議長（山中　則夫君）　日程第４、議案第１号から議案第３３号までの３３議案及び陳情１件並びに報告１件を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　平成２４年第１回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成２３年度三股町一般会計補正予算（第６号））」についてご説明申し上げます。

本案は、昨年噴火した新燃岳が１年を迎え、再噴火の兆候が見られたところから、その噴火に伴う降灰除去に備えるため、住民配布用の袋を緊急に購入するため、専決処分により予算を補正したものであります。

歳入歳出予算の総額９２億７，８０６万９，０００円に歳入歳出それぞれ１９１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９２億７，９９８万円としたものであります。

まず、歳入については、ふるさと未来基金の繰入金と新燃岳義援金の諸収入をそれぞれ増額補正したものであります。

次に、歳出については、衛生費において灰を入れる袋代として消耗品費を増額補正したものであります。

次に、議案第２号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

町税及び税外収入は、町の財政運営の根幹となっております。その根幹となる自主財源の確保はもとより、町税等の負担の公平性を確保するため、税務財政課につきまして、事務分掌に１号を加えようとするものであります。

次に、議案第３号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、「地方税法等の一部を改正する法律」が第１７９回通常国会において可決され、平成２３年１２月２日に公布されたところであり、これに伴い、本町の関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

改正の内容につきましては、たばこ税の県と市町村間の税率の変更、並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保を目的に臨時の措置として、平成２６年度から１０年間、個人住民税の均等割を年額５００円加算するものであります。

このほか退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から１０分の１に相当する金額を控除する措置を廃止するものであります。

次に、議案第４号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の助成対象者を明確にするため条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第５号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、第５期の介護保険料の改定に伴い、第１号被保険者の保険料率について条例を改正しよとするものであります。

次に、議案第６号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、敬老祝金の支給方法、支給時期などの見直しに伴い、条例を改正しようとするもので

あります。

次に、議案第７号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設の効率的な運営を図るため、山王原児童館を廃止することに伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第８号「三股町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、廃止した山王原児童館を地域福祉センターとして設置及び管理するため、地方自治法第２４４条の２第１項の規定により条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第９号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、入居者公募の方法の追加及び文言を修正するため条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第１０号「三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、昨年８月に制定されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第１７１条の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条第３項（技術管理者の資格要件）が改正され、平成２４年４月１日からは、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあっては、「環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で定める資格」を資格要件とするとの規定に基づき、本町の一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第１１号「三股町立の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、新しい弓道場が完成することに伴い、所在地の住所を変更する必要があることから、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第１２号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、新しい弓道場が本年４月１日に供用開始されることに伴い、弓道場及び四半的弓道場の使用料金を利用形態に応じて改定し、またコミュニティバスの利用促進を図るため、新たに回数券を導入するため、使用料金について条例の改正を行うものであります。

次に、議案第１３号「三股町防災会議条例の一部を改正する条例」及び議案第１４号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」の２議案については、関連がありますので一括してご説明申

し上げます。

これら２議案は、関係法令及び三股町地域防災計画の見直しに伴い関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第１５号「平成２３年度三股町一般会計補正予算（第７号）」についてご説明申し上げます。

本案は、平成２３年度の会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額９２億７，９９８万円に歳入歳出それぞれ３，４９９万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９３億１，４９７万３，０００円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、各税目の現年課税分、滞納繰越分について実績見込みによりそれぞれ増額補正するものであります。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料等を見込みにより増額補正するものであり、国・県支出金は、障がい者自立支援給付費等を見込みによりそれぞれ減額補正し、常設保育所運営費を増額補正するものであります。

諸収入は、清掃工場公債費返還金のほか見込みにより増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

各費目において、事業費の実績見込み、決定、執行残等による減額補正が主なものでありますが、民生費は、保育所運営費等の増額補正であり、土木費は塚原第２団地建設工事費等の入札残の減額補正であります。

教育費は、弓道場建設工事費等の執行残を減額補正するものであります。

次に、第２表「繰越明許費」でありますが、町勢要覧作成業務が３月までに事業完了しないことから、繰越明許費の設定により予算を繰り越すものであります。

第３表「債務負担行為の補正」については、クリーンセンターの建設事業及び維持管理業務の委託料について限度額を設定しようとするものであります。

次に、議案第１６号「平成２３年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額３０億１，０９９万３，０００円に歳入歳出それぞれ２，２７２万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億３，３７１万９，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金の療養給付費等負担金の増額及び保険財政共同安定化事業交付

金の減額補正であります。

歳出の主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金の減額補正であります。

次に、議案第１７号「平成２３年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１億９，９４１万３，０００円に歳入歳出それぞれ１８２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１２３万６，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の増額及び健診事業受託費の減額補正であります。

歳出の主なものは、広域連合納付金の増額及び健康診査委託費の減額補正であります。

次に、議案第１８号「平成２３年度三股町介護保険特別会計補正予算（第４号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額１７億９，８２８万７，０００円に歳入歳出それぞれ１，８２０万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億１，６４９万３，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、交付決定により、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金をそれぞれ減額し、介護保険料及び繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより保険給付費を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第１９号「平成２３年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額３億４，１５８万円から歳入歳出それぞれ９３万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４，０６４万６，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、補助金確定により、国庫支出金及び町債を減額し、繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、レガシーシステム移設委託料を減額し、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、議案第２０号「平成２４年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成２４年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国、県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、リーマンショック後の経済危機を脱し切れず、急速な円高の進行や、海外経済の減速懸念により、先行き不透明感が強まり、また雇用も依然厳しい状況となっています。

こうした中で、国は、昨年度策定した「財政運営戦略」において、複数年度を視野に入れた予

算編成を行う仕組みとして、３年間の中期財政フレームの枠組みを導入し、新たな、歳入歳出両面にわたる取り組みを定めたところであります。東日本大震災の影響が地方財政を圧迫することのないよう、震災復興対策については別途管理するなど配慮された内容となっています。

一方、地方財政については、歳入歳出総額を対前年度比０．８％減とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額は前年度当初予算と比べ、０．５％の増額となっています。景気低迷による地方税収の財源不足と、その補てん措置としての臨時財政対策債においては減となっています。本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源の割合は減少し、町税ほかの収入においても増収は見込めず、歳出において義務的経費の割合はますます増加しており、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。

平成２４年度の年間を通した予算では、行財政改革を推進しつつ、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など起債事業の抑制や基金残高の減少に歯どめをかけるなど、財政健全化に向けて取り組む必要があります。

まず、「第１表歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成２４年度の歳入歳出予算額は、８５億８，０００万円で、対前年度比５％、４億５，０００万円の減となっています。

歳入のうち自主財源の割合は、前年度と比較し１．５ポイント減、依存財源の割合は１．５ポイント増となり、前年度より厳しい財政状況であると言えます。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費の割合が前年度と比較し、１．１ポイント増、経常的経費の割合が０．８ポイント減、投資的経費の割合が０．３ポイント減となっており、前年度より義務的経費の割合は大きくなり、投資的経費と経常的経費の割合が小さくなっています。

次に、「第２表地方債」については公営住宅建設事業債のほか総額で８億１，６５５万９，０００円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

昨年度に引き続き、塚原第２団地建替事業として６億４，５６１万２，０００円、都城地域健康医療ゾーン整備事業として１億５，９１３万５，０００円、島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備として１億３，２４８万６，０００円などとなっています。

次に、議案第２１号「平成２４年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億２，２６６万９，０００円と定めるもので、対前年度比２．３％の増であります。

歳入の主なものは、対前年度比で保険税が１０．２％、国庫支出金が２．９％、療養給付費等交付金が４１．７％、前期高齢者交付金が５．２％、県支出金５５．８％、共同事業交付金が２．１％のそれぞれの増となっています。
歳出の主なものは、対前年度比で保険給付費が１．４％、後期高齢者支援金等が９．３％、介護給付金が７．３％、共同事業拠出金が１．６％のそれぞれの増となっております。
次に、議案第２２号「平成２４年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。
　本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，３８３万６，０００円と定めるもので、対前年度比１２．９％の増であります。
歳入については、保険料、一般会計繰入金を、歳出については広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。
次に、議案第２３号「平成２４年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。
　本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億９，３７７万円と定めるもので、対前年度比７．２％の増となっております。
歳入の主なものは、保険料が高齢者の増加や保険料の引き上げに伴い、対前年度比で１４．９％の増、国庫支出金、支払い基金交付金及び県支出金が６．２％の増、繰入金が４．２％の増となっております。
歳出の主なものは、対前年度比で総務費が１０．３％の減、保険給付費が８．２％の増、地域支援事業費が７．４％の増となっております。
次に、議案第２４号「平成２４年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。
　本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２２９万３，０００円と定めるもので、対前年度比４１．０％の減となっております。
平成２４年度は、緊急雇用創出事業に取り組まないことから、歳入については繰入金が、歳出については総務費が減となっております。
次に、議案第２５号「平成２４年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。
　本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，２８９万７，０００円と定めるもので、対前年度比１．０％の減となっております。
歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。
次に、議案第２６号「平成２４年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」につい

てご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，４７２万円と定めるもので、対前年度比０．８％の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第２７号「平成２４年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため、本事業の推進をしているところであります。

下水道事業の全体計画は５６４ヘクタールで、うち２９０ヘクタールの区域で事業認可を受けており、計画的な面整備を進めてまいります。

また、本年度は全体計画の見直しを予定しておりますので、あわせて、農業集落排水事業、衛生センターとの連携ができないかなどの調査研究を実施していく所存であります。

したがいまして、平成２４年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，０３４万６，０００円と定めるもので、対前年度比１１．５％の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金を１億円、繰入金を１億１，８６２万８，０００円、町債を１億１，２９０万円を措置し、歳出の主なものは、調査研究及び実施設計委託料等に４，９１４万５，０００円、下水道管渠工事費に１億７，５００万円、公債費に１億９７万円を措置しているものであります。

次に、議案第２８号「平成２４年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところでありまして、昨年から新配水池施設整備関連事業を継続事業で取り組んでいるところであります。

平成２４年度の業務の予定量は、給水戸数１万６８９戸、年間総給水量２６７万５，３５６立方メートル、１日平均給水量７，３３０立方メートルと予定しています。

収益的収入及び支出についての予算における事業収益は、３億９，５８１万８，０００円を予定し、このうち主な収益は水道料金の３億６，３２７万円であり、収入全体に占める割合は９１．８％となります。

また、水道事業費用は、３億５，９６７万８，０００円を予定し、このうち主な費用は、職員給与費、減価償却費、施設の維持管理費であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は２億５，５９５万５，０００円を予定し、このうち主なものは企業債であります。

一方、支出の総額は４億７，９４３万１，０００円を予定しており、主なものとしては、施設整備更新事業費、施設費、企業債元金の償還であります。
施設整備更新事業費においては、第４・５・６水源施設整備費及び新たな配水池計画に伴う、実施設計委託料と電気設備整備費、高圧電気室築造工事費、薬注設備更新事業費、場内整備費であり、施設費においては、老朽管の布設替えが主なものであります。
なお、第４条予算の収支不足額２億２，３４７万６，０００円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補てんするものであります。
次に、議案第２９号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。
　本案は、道路台帳の詳細な点検により、道路の維持管理の業務に支障のある道路が認められましたので、真正な道路区間として認定するため関係する道路を廃止しようとするものであります。
次に、議案第３０号「町道路線の認定」についてご説明申し上げます。
　本案は、道路台帳の詳細な点検により、廃止路線区間の一部を利用及び供用が可能となる区間を新たに路線認定を行うものです。
次に、議案第３１号から議案第３３号までの３議案については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。
　これら３議案は、すべて「指定管理者の指定について」でございます。
３議案とも、それぞれこの３月末をもって指定管理の期間が満了することから、平成２４年度からの指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案するものであります。
　まず、議案第３１号は、上米公園パークゴルフ場の指定管理者として、三股町パークゴルフ協会を指定しようとするものであります。
　次に、議案第３２号は三股町養護老人ホーム清流園の指定管理者として、社会福祉法人やまびこ会を指定しようとするものであります。
　次に、議案第３３号は、三股町在宅老人ディ・サービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人三股町社会福祉協議会を指定しようとするものであります。
　以上、３３議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。
　なお、今議会に報告１件を提出しております。
報告第１号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解）について」は、関係法令の規定により議会に報告するものでございます。
よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。
　以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　それではここで、１１時１５分まで休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時16分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで、議案の訂正があるそうです。総務課長。

○総務課長（渡邊　知昌君）　大変申しわけございません。ただいま気づいたところでございまして、訂正をお願いをしたいと思います。

議案第１１号でございます。あけていただきまして、議案第１１号ですね。この第１１号の最初の見出しのところですが、「三股町立の体育施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。」というふうになっておりますが、ここに「条例の一部を改正する条例」というふうに「条例」のところを変えていただきたいと思います。「条例の一部を改正する条例を次のように定める。」ということになります。あけていただきますと、そのようになっておりますが、これと同じような表現といいますか、「条例の一部を改正する条例」ということで訂正方をお願いをしたいと思います。大変申しわけございません。

○議長（山中　則夫君）　それでは、ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時18分休憩

〔全員協議会〕

午前11時31分再開

○議長（山中　則夫君）　それでは、休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（山中　則夫君）　以上で本日の全日程を終了しましたので、これで散会いたします。

午前11時31分散会

平成24年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第３日）

平成24年３月７日（水曜日）

議事日程（第２号）

平成24年３月７日　午前10時00分開議

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第１　総括質疑

日程第２　常任委員会付託

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　谷口　　光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎　敬三君
教育長	田中　久光君	総務課長兼町民室長	渡邊　知昌君

地域政策室長 …… 西村　尚彦君　　税務財政課長 …… 原田　順一君
町民保健課長 …… 山元　宏一君　　福祉課長 …… 大脇　哲朗君
産業振興課長 …… 丸山浩一郎君　　都市整備課長 …… 下沖　常美君
環境水道課長 …… 岩松　健一君　　教育課長 …… 野元　祥一君
会計課長 …… 重信　和人君

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、上程された議案の訂正、差しかえがあるようですのでここでお願いします。総務課長。

○総務課長（渡邊　知昌君）　大変申しわけございません。もう１点、議案の訂正がございましたので、差しかえをお願いをしたいと思います。

議案第３号「三股町税条例の一部を改正する条例」を次のように定めるということで、税条例の改正について議案の訂正をお願いしたいと思います。

変わったところは、訂正される箇所は１ページをあけていただきまして、個人の町民税の税率の特例というところで第２８条というところですが、これの第２項が、前のにはついておりましたが、訂正後はこの２項がなくなっております。

というのは、この税条例の第３２条というのが、第２項の中で入っていたんですが、もともとこの第３２条というのは、前の改正で削除がなされております。

ただ、国から来ました条例の準則の中にはこれが入っておりましたので、その分について準則どおりつくったわけなんですが、これが間違えであるということが出てきましたので、訂正をするものでございます。

新旧対照表の４ページの一番最後のところ、ここも同じように第２８条については、第２項がなくなっておるということでございますので、ご確認の上、よろしくお願いをしたいと思います。どうも、申しわけございませんでした。

日程第１．総括質疑

○議長（山中　則夫君）　日程第１、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての議案に対しての質疑であります。議案数が多いので、議案番号順に４つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど一般質問のようにならないよう

にご注意お願いします。

なお、質疑は会議規則により、１議題につき１人３回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

それでは、まず議案第１号から第１４号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑もないようですので、議案第１号から第１４号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第１５号から議案第１９号までの平成２３年度補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。――ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　それではないようですので、議案第１５号から議案第１９号までの平成２３年度補正予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第２０号から議案第２８号までの平成２４年度当初予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　２０号の予算なんですが、一般会計予算説明資料のところで、ちょっとお尋ねいたします。

前年度と、８ページなんですが、歳入歳出予算の比較表が載っておりますが、ここでちょっと気がついたこと、簡単なことなんですが、町税が増えております。５，７００万。それから、地方特例交付金というのが大きくマイナスになっておりますが、この町民税は、今この不景気で所得が上がってない、不景気で下がっているような状況の中で、町民税が大幅に当初予算で上がったことの原因、そのあたりをお聞きします。

それと地方特例交付金、これがマイナスになっておりますが、それと地方交付税が３，６００万増えております。このからくりですね。

それと、もう一つ、予算の中で弓道場が開始されるわけですが、これの維持管理費と、１年間どれくらい予定しておるのか、それと、もう一つ、中学校教育で武道が必修になるというふうなことを聞いておりますが、そのあたり、弓道を中学生の必修体育にされるのか、そのあたりです。

○議長（山中　則夫君）　上西さん、今言われましたまず２０号の町税のことで、１つずつではだめですかね。

○議員（７番　上西　祐子君）　いいですよ。

○議長（山中　則夫君）　それでは、ただいまの質疑は、町税の増額に対して答弁をお願いします。税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　ご質問の内容は、説明資料の８ページに町税が対前年からしまして、５，７１３万２，０００円、３．２％の増。それから、款でいきますと８ですが地方特例交付金、これが２，９９７万８，０００円の減額と、率にして７７．４％の減額と。これと交付税との関係のご質問でございます。

まず、地方税につきましては、最も伸びておりますのが町民税の個人の現年課税分、ここが大きく伸びているところでございます。ここにありましては、昨年から比較しまして８，７７２万ほど伸びておるという状況でございます。

これは、いわゆる税制改正が２２年度でしたかございまして、扶養控除の関係が、改正がございました。いわゆる年少扶養控除廃止ということで、１６歳以下の子供たちがいらっしゃるところが、町民税で３３万円の所得控除があったわけでございますけども、これが今年度から廃止されるという改正がございました。それに伴う影響が、最も大きな影響でございます。

それに若干、例年は後日の補正財源というような意味合いもございまして、若干低めに設定していたところでもございますけども、今回はやや大きく出したという点もございますが、大きくは年少扶養控除の関係でございます。

それから、地方特例交付金でありますが、これは大きく減少になっております。この地方特例交付金というのは、一体どういう形でこの地方特例交付金が交付されるのかということでございますけども、これにつきましては、いわゆる税制改正が行われたときに、あるいは法律改正、いろいろな制度改正が行われたときに、地方に負担を求める、あるいは地方の財源が少なくなる場合に、補てんする形としてこの特例交付金がつくられているところでございます。

特例交付金の中身でございますが、昨年は児童手当及び子ども手当の関係、それから住宅ローン減税の関係、それから自動車諸税の減税の補てんの関係、これがございまして、前年は３，８７４万４，０００円でございましたけれども、このうち児童手当及び子ども手当の分が、今年度はゼロでございます。昨年が２，０１８万５，０００円入っておりましたけれども、ことしはゼロでございます。それから自動車諸税の減少補てん分が昨年は９３０万７，０００円入っておりましたが、ことしはゼロでございます。したがって、ことしは住宅ローン減税分だけが、８７６万６，０００円で入っているという状況でございます。

それから、交付税につきましては、地財計画の中で開かれました率に沿って交付税を上げたところでございまして、昨年からしますと、１．３％の増という形でございます。これにつきましては、今年度まで交付税が増になりますけれど、ただ、常日ごろ私が申し上げておりますように「交付税だけで見てはいけませんよ」ということで、臨時財政対策債がその分減っているという状況にございますので、そことの比較をしながら見ていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　年少扶養控除が下がったというふうなことですが、若いお母さんたち、若い年代の人たちが増税になって、子ども手当も割と減らされるというふうなことで負担が増えるちゅうことですね。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　はっきりと申し上げられませんけども、いわゆる子ども手当が２万６，０００円支給するという想定のもとに扶養控除等の見直しが行われた。しかしながら、その後の変化で子ども手当が１万３，０００円に減額になっているということから、本来ならば所得控除が減額になって子ども手当と相殺すると、結果的に各家庭に影響はないというような形でのものでございましたけども、その子ども手当が満額渡らないということからすると、やはり影響があるというふうには思っております。

以上です。

○議員（７番　上西　祐子君）　わかりました。

続いて、弓道場……

○議長（山中　則夫君）　上西さん。弓道場の答弁をお願いいたします。教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　弓道場の年間維持費ということでした。今、工事中でありますが４月１日から新しい弓道場になるということで、電気使用料、水道使用料、電話使用料、それから浄化槽の法定検査料、浄化槽の管理委託料、それから清掃関係、それと消耗品ということで、４３万１，０００円を見込んでおります。

それと、もう一つですけれども、中学校の武道教育ということでした。武道教育については、剣道、柔道、相撲、弓道等があるわけですけれども、２４年度の武道教育、授業ということでは、三股中学校では剣道と柔道の２競技という格好になっております。弓道場が、中学校の近くにできるわけですので、将来的には弓道も武道教育の中に取り入れることで検討していきたいというふうに思っております。

○議員（７番　上西　祐子君）　わかりました。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　今の関連でございますけども、弓道をよその学校では武道として取り入れているところが現にあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　お答えします。現在、県内で弓道を入れているところが、たしか１校あったやに聞いておりますが、ほとんどありません。弓道は、今のところは。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　２８号よろしいですか。水道会計です。

これは、きのう、町長の施政方針の中で水道のことをおっしゃったもんですからその関連なんですが、９本目の井戸と１，０００トンの配水池を２基つくるというふうなことをおっしゃったもんですから、どこにどういうふうになるのか、その経過をちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（山中　則夫君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　それではお答えいたします。

９本目の井戸を現在の山王原住宅の東側、あそこに浄水場のとこに掘りまして、そして、またその浄水場の隣の畑を購入いたしまして、配水池を１，０００トン級を２基つくるということで予定いたしておりますが、井戸のほうはもう既に掘り終わっている状況ではございます。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　それは、２４年度中に終わるというふうなことですか、全部配水池ができるということですか。

○議長（山中　則夫君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　２４年度は電気設備工事とか、高圧電気設備工事とか、薬注設備の更新とか、あと場内整備というふうに考えておりまして、２５年度に１基目の配水池を南側奥に、道路からすると奥側につくりまして、２６年度に２基目を手前のほうにつくるという形で、２６年度で事業を終了する予定でおります。

○議員（７番　上西　祐子君）　わかりました。終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ないようですので、議案第２０号から議案第２８号までの平成２４年度当初予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第２９号から議案第３３号までの５議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　それでは、指定管理について、すべてが関係するんですが、一番前にありますから３１号ということでお尋ねいたします。

指定管理者についてなってますけれども、これがどうだという話をしてるんじゃないんですが、さっきの一般会計の当初予算にはお金が出てきてました。その中でこの金額を決めやっていくときに、どういうこれからの運営というのを模索しながら、５年間ですからその中で一番危惧しているのは、要するに金額がふえたことによって、官製のワーキングプアという観点から調査をしながら額が決め、運営されていくのかということを主眼にお聞きをしたいと思います。

金額が安ければすべてがオーケーということには、多分ならないんだろうというふうに思いま

すので、この以後のこの成約した後の追跡調査等々についてどう措置されようとしているのかということだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　指定管理料の話ですけれども、指定管理料については、過去の実績を踏まえて、２４年度以降については２３年度までの指定管理料よりも予算としては増やした形で予算化したところです。

この、いわゆる予定額、予定価格に対して向こうのほうでその申し込みをされたのが、今回の、金額は載っておりませんが、前回よりは高めの応札をされているというところです。

今後の部分については、５年間の指定管理料ということで向こうのほうで想定されて出されておりますけれども、今までの実績を踏まえて想定されて応札されたいう格好で、ワーキングプアということでは、町の賃金これを下回ってはいないということで、その問題は発生しないものというふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ないようですので、議案第２９号から議案第３３号までの５議案に対する総括質疑を終結します。

日程第２．常任委員会付託

○議長（山中　則夫君）　日程第２、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案及び陳情は、付託表とおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、各議案及び陳情は、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょうじゅうに事務局に提出してください。

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時24分散会

平成24年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第15日）

平成24年３月19日（月曜日）

議事日程（第３号）

平成24年３月19日　午前10時00分開議

日程第１　追加議案第３４号の取扱いについて

日程第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　追加議案第３４号の取扱いについて

日程第２　一般質問

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　谷口　　光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎　敬三君
教育長	田中　久光君	総務課長兼町民室長	渡邊　知昌君

地域政策室長 …… 西村　尚彦君　　税務財政課長 …… 原田　順一君
町民保健課長 …… 山元　宏一君　　福祉課長 …… 大脇　哲朗君
産業振興課長 …… 丸山浩一郎君　　都市整備課長 …… 下沖　常美君
環境水道課長 …… 岩松　健一君　　教育課長 …… 野元　祥一君
会計課長 …… 重信　和人君

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．追加議案第３４号の取扱いについて

○議長（山中　則夫君）　日程第１、追加議案第３４号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　桑畑　浩三君　登壇〕

○議会運営委員長（桑畑　浩三君）　それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る１５日の９時半から議会運営委員会を開き、追加議案として提案されます議案第３４号「教育委員会の委員の任命について」の取扱いについて協議を行いました。その結果、議案第３４号については、委員会付託を省略し、最終日の２２日に全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中　則夫君）　お諮りします。議案第３４号については、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、最終日の２２日に全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第３４号は委員会付託を省略し、２２日に全体審議で措置することに決しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．一般質問

○議長（山中　則夫君）　日程第２、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位１番、池邉君。

〔１番　池邉　美紀君　登壇〕

○議員（１番　池邉　美紀君）　三股町議会議員というステージに立ちまして、議会としてはこの３月定例議会でようやく一回りの経験ができたところです。

１年目の議員生活を経て、これまで知ることができなかった問題や、一町民としては興味がなかった問題にも積極的にかかわることで、制度的な問題、さまざまな課題があることがわかってきました。三股町議員として愛するふるさと三股町をどのように描くのか、また町民のためにどうすればいいのか、試行錯誤の毎日でありますが、愛するふるさとのため、みんなの笑顔のために努力を惜しまず活動を進めているところでございます。

一般質問に先立ちまして、これから申し上げるのは少々行政側に耳が痛いことを申し上げますが、町民のために一年生議員として素直に感じたことを申し述べるものでありますので、ぜひとも真摯に素直に耳を傾けてそれぞれに受けとめていただきたいというふうに思います。

まず、行政とはスピードより安全、実行より予算、前例の重さを重んじる体質であること、今まで一町民として聞いてきたことばかりでしたが、この一年ではっきりと実感としてわかったところです。そのような町民目線と行政のずれがなぜ起こるのか、それは民間経営者の目線で見たときに、何かこう組織としての違和感を感じておりました。ここにきてようやくその辺がわかってきました。行政運営ではなぜこうなるのかというふうなことです。

つまり、民間の経営であれば、会社の存続と繁栄が第一ですので、利益追求が大きな命題でございます。少々リスクがあっても、その利益のためにチャレンジします。経営者が覚悟を持って進めるので、その責任、全責任は社長が負うわけです。現場では、現場監督が責任を負います。

また、経営での大きな経費は人件費ですので、経営者や担当者の思いやアイデア、企画などから会社としての方針が定まれば、できるだけ早く計画を立ててスピードを上げて進めていきます。スピードを上げて業務を進めるのは、人件費抑制につながるからです。売り上げ目標、数値目標を掲げ、組織でその方向に向けて最善の努力をしていきます。

一方、行政はと言いますと、予算ありきなので予算がつくまでアイデアが浮かんでもなかなか進めない。管理する側に人件費という考え方が全くない。恐らく、手当を含んだ自分の時給や部下の時給は把握してないというふうに思います。また、安全を重視する余り、町民目線で見るとかなりスピードが遅い。行政マンからの意見としては失敗がないように、血税を使うのだから議論を重ねて進めていかなければならないということを言われますが、民間だと「おたくの会社は本当にやる気があるんですか」と言われるほどのスピードだということを、ぜひこれは認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、小さなことでも、クレームがつくと大きな問題として取り上げるので、住民意識とりわけクレームを気にしながら進めると。進めるのはいいですが、クレームを怖がって前に進め

るようなことをしないというのも、その特徴でございます。

民間では、これがいわゆる事なかれ主義というふうに言われますが、クレームは、これ伸びるきっかけでもございます。これをしっかり受けとめる上司のリーダーシップが、これは必要だというふうに思います。「何かがあればおれが責任をとる、だから現場はしっかりやれ」そういうふうに、しっかりと進めていっていただきたい。若い行政マンがチャレンジできるような、そういう雰囲気にしていただきたいというふうに思います。

町民のために、少しでも改善をお願いしたいというふうに思います。そのような中において、議員は何をしているかわからないという意見も聞こえてきますし、議員になる前は、行政マンから議員を小ばかにしたような意見もさんざん聞いてきましたので、そのようなことにならないように、私たちも自覚を持って町民のために頑張っていこうと思うところです。

それから、このような議会での一般質問も、町民の目線で必要に感じること、また自立を続けていくために、町民に知っていただきたいことや行政に進めていただきたいことを中心に質問をしてきました。が、しかし、その質問に対してどのように進んだか返答もないわけで、どこまで進んでいるのか、とまったままなのか見えないというのが、現在の素直な気持ちでございます。やはり「できないものはできない」「検討するならいつまでに検討する」という明確な結果を出していただきたいというふうに思います。

行政も町民のために、公僕として頑張っておられるというふうに思いますが、議員も町民の思いを背負って、熟考を重ねて質問をしておりますので、行政側も、一般質問が終われば「もう終わり」ではなくて、質問の中で何らかの提案があれば、そこがスタート地点だということを、深く理解していただきたい。

前回も申しましたが、議事録が作成される公式な重みを持つ議会という場での発言ですので、流さずにしっかりと受けとめていただきたい、担当がしっかりと進捗状況を報告をしていただきたいというふうに思うところでございます。そういうお願いをいたしまして、一般質問に入らさしていただきます。

まず、三股町の行財政運営でありますが、他団体と比べ、一般財源における扶助費の割合はどのようなものか、長期的視点に立って妥当なものかをお答えいただきたいというように思います。

続きは質問席から行います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　ただいま一般質問の中身に入る前に、一年間、新人議員としてこの行政を見てこられた感想、そしてまた厳しいご指摘を受けました。私もこれに大いに反論したいなというふうに思うわけなんですが。

というのは、要するにそういう議論があってこそ、この町が伸びていく、我々の行政マンの視点とやはり民間の視点がどうずれているのか、そのあたりをマッチングさせるのが、この議会、そしてまたいろんな意味合いでの自治公民館含めたところの、いろんな民主団体との意見交換会であるというふうに思います。そういう意味合いでは、この町民目線と行政目線、違うということ、これいかに近づけるか、これに本当に、まだまだ努力が足りないなということ、実感したところでございます。そういう意味合いでは、今後、まちづくり基本条例というのも提案しようというように思います。

要するに、町民がいかにこの行政を、身近なものとして見ていただけるか、そのための意見交換を踏まえて、そしてそれを形にしながらスピード感を持って、行政の目的である自立と協働、要するにこのまちづくり、町民が安心して暮らせる町をどうつくっていくか、そういうところの議論をしながら一緒になって考えていきたいというふうに思います。そういう意味合いでは、きょう先ほど言われました人件費とかコスト意識、スピード感、そしてまたクレームを怖がらない、それをまた糧にしながら前に進めていくというお話もございましたので、真摯に受けてこれから行政を進めていきたいというふうに思います。

また、行政というのはご案内のとおり、要するに予算があって、そしてそれを踏まえながら執行していくことなんですが、その前にもいろんな議論をします。そして予算がなくても、それなりの取り組みをしたいというように考えています。それが翌年度の予算につながっていくという形で、一歩一歩、ですから民間とは違う意味合いで、このスピード感がないと言われるかもしれませんけれども、しかし、やはり町の財政をすべてこう見ながら前に進めるためには、バランス、要するに、いろんなところに目配りしながらやっていかなければならない部分もございますので、そういう意味合いでは、一つのものに集中してやっていくということもできませんので、スピード感がないと言われる場合もありますけれども、そういうところも情報を伝えることによって、そのスピードがあるかないかがまた判断できるんじゃないかなと思いますので、情報公開含めてこれからの行政運営を心がけたいというふうに思います。ご指摘、真摯に受けとめていきたいと思います。

では、この三股町の行財政運営を問うという質問でございます。

他団体と比べ、一般財源における扶助費の割合はどのようなものか、長期的視点に立って妥当なものかというご質問でございますが、本町の一般財源総額に占める扶助費の割合は、２１年度２７．５％、２２年度３０．４％というふうになっています。一般的に人口規模が大きくなるにつれて、この割合は高くなってきますが、全国の類似団体と比較して、本町は高い割合というふうになっています。

過去１０年間の扶助費の伸びは着実に伸びており、今後も増加していくものと予想され、長期

的視点から考えますと財政的には厳しいというふうに思います。これも少子高齢化と言いますけれども、要するに高齢化も非常に進行しています。そしてまた医療費等もふえてます。そういう意味合いでは、扶助費は本町だけではなくて、日本全国どこでも伸びてる状況でございます。

ただ、本町では子育て支援策というのを、本町のまちづくりの特徴というふうに考えておりますので、その点も踏まえて、財政運営を今後やっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　扶助費の割合、扶助費とは児童、高齢者にかかわる費用や生活困窮者、身障者などにかかわる経費となりますが、予算で見ますと、扶助費は２１億４，２００万円、歳出割合で２５％を占めております。これは今町長がおっしゃたように、類似団体と比べて非常に比率が高い、つまり町としては福祉に手厚い、暮らしやすいまちづくりがなされているというふうに言えますが、いつまでもこれが続けられない状況が見えているという状況もあるわけです。

現在、人件費、扶助費、公債費を合わせて、いわゆる義務的経費が４１億円、歳出割合としては４８％、経常経費が３８％、投資的経費が１２億の１４％というふうになっておりまして、弾力性は非常に乏しくなってきています。

近年の一般会計における投資的割合はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　近年の投資的割合はどうなっているかということでございますが、過去の分の資料をちょっと持ち合わせておりませんけれども、投資的経費につきましては、今後、やはり２２年度が１３億円、２３年度が１２億円、２４年度が１１億円というようなことでございますけれども、この後、いわゆる医師会病院とクリーンセンターの関係で、今後は２５年度が１５億円、２６年度が１１億円といった形で、高く推移していくというふうに予測をしております。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　今、お答えあったとおり、非常に弾力性がなくなっていくという方向にあります。

ちょっと続けますけれども、平成２０年度の決算データによると、経常収支比率における扶助費の割合、全国類似団体で三股町はトップであります。経常収支比率における扶助費の割合です。

その要因は、扶助費全体の７割を占める児童福祉費、これは本町の人口に占める若年層の割合

が高いこと、それから乳幼児医療の無料化、保育所運営費等の町単独の少子化対策に重点を置いた施策を実施していることが要因でございます。

この扶助費の高さについて、町長にこれはお尋ねいたしますが、未来を見据えて町長の思いがあって、この数字になっているのか、これまでの流れでこの数字になっているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今、ご指摘があるように、扶助費自体は全体的に多いと思います。それ一つの要因は、町単独の要因だけじゃなくて、やはり国の施策であります子ども手当等の増額、そういうのも一つの要因等になっています。

その中で町単独ということで今言われましたけれども、乳幼児の医療費無料化、これによって、約６６０万円程度ですけれども、町単として上乗せをやってます。

それからまた、保育園の保育料の上乗せ補助、これにつきましては、約６，０００万円ほどということで、やはり三股町にとっては大きな負担なんですけれども、しかしやはりこの人口施策、それからまた本町の先ほど言いました、特徴であるところの、子育て支援を通じたところの住みやすい、そして子育てしやすいまちづくり、その点でのこの補助ということでございますので、これについては、これからも継続していきたいということで、マニフェストにうたってますけれども、できるだけ今やってる、この三股町の特徴の部分については伸ばしていこうというふうに思っています。

また、医療費の、乳幼児の医療費無料化ですけれど、これももうちょっと上乗せしたいなというか、もうちょっと額に上げたいなと思いますけれども、今のような状況では、大きな投資的事業、先ほどありましたように都城との関連等もございますので、そのあたりのところを見ながら、財政的に考えながらやっていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　町長、三股町は行財政改革に取り組んでおられますけれども、今回の予算において、財政改革の結果が出ているかというふうなところと、それから今回の予算に町長の思いが反映されているのかどうか、町長のマニフェストなどのつながりもあるというふうに思いますが、どの部分が今回の木佐貫町長のカラーなのかというふうなことをお尋ねをしたい。

今おっしゃたように、扶助費の割合というのは、私は木佐貫町長のカラーなのかなというふうに思っておりましたが、そうではないというようなご答弁であったので、その辺をちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　２３年度の当初予算、そしてことしが２４年度ということで、私、２２年の９月にこの大任に選出されたわけなんですけれども、スタートとしましては、やはり２３年度の予算編成が、私のマニフェストの一端を肉づけをする予算じゃなかったのかと。その中で、まず地域の活性化というようなところ、商工会を含めたところのプレミアム商品券の発行、それからまたごみの減量化というようなところの取り組み、それへの新しいごみ減量化の自動――なんていうんですか、処理機ですね、自動処理機の導入補助、それから住宅リフォーム事業ということで地域を活性化する。

それ以外にも、いろんな施策をやっております。要するに５つのプロジェクトを提案しましたので、その中の一つ一つやっていこうということで考えてます。そしてそれを２４年度も引き続きやっていくということで考えておりまして、そしてまた今回の予算編成においても、そういうところの視点を踏まえながら、そしてまたもう一つは、やはりこのまちづくりはどうあるべきかというところのソフト関係、そういうところもやっていきたいというふうに思ってます。そしてまた、住宅関係そして弓道場、いろんなハード事業等も踏まえながらやっていくということで、扶助費に特化した云々じゃなくって、全般的にやった予算編成というふうに考えていただければというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　よくわかりました。

それから、国保、行財政のほうで国保の関係の基金、三股町国民保険準備積立基金、これは昭和３９年の「三股町国民健康保険準備基金条例による目的基金」でございますが、今回、特別基金で基金の取り崩しが４，０００万円ございます。

そこで２つお尋ねをしたいんですけれども、基金の残りはどれくらいなのか、それから今後の基金の見通しはどうなっているのか、これは担当課で結構です。

○議長（山中　則夫君）　町民保健課長。

○町民保健課長（山元　宏一君）　基金につきましては、現在１億９，０００万円、その後の（「いいです」と呼ぶ者あり）今後も、積み立てていく予定でありますが、これは決算において、剰余金が出る、そこで検討していくことになると思います。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　今お聞きになられましたように、今回４，０００万円取り崩して、１億９，０００万円残りがある。

同じように崩していくと、もう数年でなくなるというような状況なんですね。広域化が近づいているから基金を使ってしまうと、そういったことはないというふうに思いますけれども、もちろん基金ですから積んだり崩したりという、すぐにどうこうということではないと思いますが、

現在はいいですが、三股町国保の将来を考えると、非常に不安になる状況でございます。

もちろんセーフティネットという考え方からいくと、減らすことのできないものでありますし、国のこの制度的なもの、また国の台所事情といいますか、交付金や補助金の関係もあります。基本は、医療費の抑制だということでありますので、医療費においては天井知らずで、これは高齢化に伴うもの、また年々増加傾向にあることもわかっておりますが、ほかの団体と比べて三股町は低く抑えられているという状況も把握しております。所得水準も三股町はあるわけですから、国保税の高さに非常に悩んでおられる方も多いわけです。知れば知るほど、どうにかできないかなという思うようなところです。これを踏まえたところでお尋ねをいたします。これは町長に質問です。

昨年の６月議会一般質問で、私は福祉に厚いまちづくりがなされていることを、もっと町民に知らせるべきだということを問いかけましたが、ＰＲとしてどのような取り組みを指示されましたか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　これについては、それぞれ各課のほうでの対応を指示しましたので、そちらのほうから回答します。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　ただいま、どのような形で啓発を行っているかというご質問でございましたけれども、特に子育て支援の分野におきましては、各保育園での受付時におきまして、パンフレットを作成しておりまして、町の各支援事業を掲載したものを親御さんに説明、そして配布を行っております。

そのほかにも、事あるたびに、今、町の広報誌を見ていただければわかると思いますけれども、いろんな形で高齢者そして障害者、児童の各分野の啓発を意識的に行っているところでございます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　それはパンフレット等などということなので、私が質問したのは、昨年の６月の議会で質問して町長にお尋ねしました。そのときの町長の答弁書を読み上げたいというふうに思います。

「「やさしさとぬくもりにあふれる健康福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域と行政が一体となって、積極的に福祉政策に取り組み、ＰＲしていこうと考えています」という答弁でございました。もちろん「考えています」という行政用語でありますけれども、町長は、やっぱり人気も高いですし、私たち議員としても敵対心を持つことなく、ともに町民のためにこの三股町をよくしていこうというスタンスで活動しているわけです。

ぜひ公式の場での提案はしっかりと受けとめていただきまして、スピード感を持って、明確に指示を出していただきたいとそのように思います。

そんなことを言いながら、財政において三股町が全国に誇れる数値もございましたので紹介しておきます。財政指数に将来負担比率というのがございます。これは三セクや公債負担の割合で、特別会計のように一般会計にすべては出てこないので非常にわかりにくいわけですけれども、この将来負担比率、三股町はどれくらいかおわかりでしょうか。わからなければ結構ですが。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　大変申しわけございません。数値的なものは持ってきておりませんが、決算のときにですか、議案として提出しているところでございまして、全国から見ましても、その４つの指標があるわけでございますけども、そこは大変健全な財政が行われているというふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　非常にいいデータでした。三股町は、２０１０年の決算データで５．６％、宮崎県では断トツの１位、全国の１，４２０の自治体の中でも３７位、わかりやすく言うと、全国自治体を１００とすると、第２位がランク、非常に成績の優秀な将来負担が少ない健全さをアピールする数値が出てきております。ぜひ、このような数値を、三股町が単独で行く上で町民が安心できる数字だというふうに思っておりますので、しっかりこのあたりもＰＲをしていただきたいというふうに思います。この件については、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　「ＰＲしなさい」というご意見ですけれども、どういう形でしていくか、そして、どういうわかりやすくやっていくかというのがやはり大事であって、今回の６月を踏まえまして、そのときも、今回、宮村のほうの住宅分譲やりましたけれども、三股町がいかにそういう、先ほど言いましたような住宅、保育料関係とか、あるいはまた子育て支援の乳幼児関係、そういうのも一緒にＰＲしながら、やはり過疎対策含めて複式学級解消と、いろんな具体的な場面でのＰＲというのをやっていくことが、やはり浸透していく方法かなというふうに思います。そういう意味合いで、今言われますようなところをホームページ含めて、いろんなところでやっていくのもまた必要かなというふうに思いますんで、そういう取り組みをさしていただきたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　それでは、次に移ります。

第５次行政改革大綱の第３章に「民間の経営理念や手法をできる限り取り入れ、限られた人員と経費で最大限の効果を生む行政運営を行っていきます」、それから、３の２「町税等の収納率

の向上や使用料等の受益者負担の適正化などによって自主財源を確保し、中長期的な視点に立った健全な財政運営を推進します」、３の３「安定的な歳入確保と経費節減による歳出削減を実施します」について、具体的な取り組みをどのように推進されたか、お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この行政改革大綱の基本方針についてのご質問ですけれども、まず基本方針の２の（１）の「民間の経営理念や手法をできるだけ取り入れ、限られた人員と経費で最大限の効果を生む行政運営を行います」と、これの具体的な取り組みにつきましては、指定管理者制度の効果検証、拡充を実施計画に掲げまして取り組んできたところでございます。

その内容につきましては、現在指定管理を行っております上米公園パークゴルフ場、それから養護老人ホーム清流園、デイサービスセンターの指定期間満了に伴い、検証を行ったところです。いずれの施設も、収支及び管理運営、設備等の維持管理も良好でありまして、サービスの向上に努め、適正な運営がなされておるところでございます。また、これまで非公募による指定管理者の募集を行っておりましたけれども、今議会に提案しておりますようにパークゴルフ場、それから清流園につきましては、さらなるサービスの向上や効果的な運営を目指すために公募型に切りかえたところでございます。

拡充につきましては、１２月議会でもお答えいたしましたが、さらなる導入の可能性のある施設の費用対効果等を協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、「町税等の収納率の向上や使用料等の受益者負担の適正化を図るなどによって自主財源を確保し、中長期的な視点に立った健全な財政運用について具体的な取り組み」というご質問ですけれども、町税等の収納率の向上につきましては、まず第１に県税事務所との併任人事交流による徴収の強化、それから２番目に、地方税法４８条による県への徴収の引継ぎの推進、３番目にコンビニ収納による納付、それからタイヤロックによる滞納処分、それから補助金交付時の滞納のない証明等を添付させると、そういう取り組み等をやってまいりましたが、２４年度からは、次に入札物品発注時の町民税特別徴収による制限、特別徴収というのは事業所のほうで徴収されます。町民が直接役場のほうに納入という形じゃなくて、そういうふうな会社等を通じながらという部分での徴収の確保、それから税を含めた収納について、２４年度より専門的な係の設置、議会のほうもご説明をしましたけれども、そういう専門的な横断的な徴収関係、税に限らず国民健康保険料、それから保育料、それから住宅使用料、それからまた奨学金等、そういうふうな幅広いところの収納率の向上を図る専門的な取り組みとしての係の設置等を考えているところでございます。

次に、「安定的な収入確保と経費節減による歳出削減の実施について」ということでございますが、歳入としまして地方税法の改正によるもののほか、行政財産目的外使用料における入札制

度の導入、ホームページバナー広告の採用、弓道場の使用料の見直し、住宅の分譲や人口増政策による固定資産税の増加などに取り組んでまいります。

また、歳出については、２４年度予算ベースにおいて物件費３％削減、うち電気料については５％削減、そしてまた単独、また補助を伴う補助費等については３％削減、聖域なくということで３％の削減に取り組んだところでございます。

また、２３年度は町単独料金について、外部評価を実施したところでありまして、２４年度においても事業の外部評価を実施するなど、行財政改革に取り組み、より一層の経費削減に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　よくわかりました。行財政改革、本当に待ったなしのところもございますので、ぜひ、大綱にしっかりこうまとめ上げられておりますので、行政運営を頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、医師会及びクリーンセンター等による負担で、今後の起債予測というのはどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　では、回答いたします。

医師会及びクリーンセンター建設の負担金に伴う起債額、借金額、これは平成２６年度までに約１０億円が予想されておりまして、平成２３年度末の地方債、本町の借金の残高ですけれども、これが６８億円現在ございます。これが平成２７年度末で、８４億円になりまして２３．５％の増というふうになります。

これは、この医師会及びクリーンセンター建設だけの借金ではなくって、これ以外にも、デジタル行政無線、今、防災無線がございますけれども、そちらのほうの整備事業、これを２４年、ことしから２６年にかけまして、約５億２，０００万円考えてます。

それから、西部体育館、この植木そして稗田、東原を視野に入れたところの体育館、これが約、２７年度あたりを考えながら３億円。それから島津紅茶園切寄線、これが２４年度から３４年度まで３億６，０００万円ほど考えています。その他いろいろ大型事業等も考えております。そういうのを踏まえたところでの増というふうに理解していただければよろしいと思います。

また、元利償還額については、平成３１年度がピークとなりまして、約８億２，０００万円が見込まれているところでございます。今後は地方債残高の増、公債費の増が予想されることから、地方債の平準化にも取り組み、財政の安定化を図る必要があるというように考えているところです。

以上、回答とさしていただきます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　借金が２７年度で８４億円、３１年度で返済が８億円くらいあるということで、三股町は、やはり自主財源が３割ですので、異常にやっぱり大変な返済に追われるような、そういうふうなことになっていくというふうに思うわけです。投資的なものが減ってしまうというふうに思うわけです。

やはり、自立と協働を町長、スローガンに掲げておられます。町単独で行くということを明確にされているわけですので、平準化等十分活用されて、よりよい財政運営をやっていただきたいというふうに思います。

つながりがあるので、次の質問に移りたいというふうに思います。

人口増加施策について、今後の生産人口の推移をどのように予測しているのか、また将来における人口増対策を講じているか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　人口増加施策についてですが、ちょっと細かい数字の羅列になりますのでご了承いただきたいと思います。

今後の生産人口の推移というご質問ですが、平成２２年度の国勢調査によりますと、三股町の総人口は２万４，８００人と。そのうち、１５歳から６４歳の生産年齢人口が１万５，１０８人。平成１７年度の国勢調査と比較すると、このときが１万５，２９６人でございましたので、１．２％の減、５年前はです。そして、割合が６２．３％から６１％に低下したと。ちなみに全国においては、この５年前と比較しまして全国においては４％の減、そして割合は６６．１％から６３．７％に低下、宮崎県においては４．３％の減、割合は６１．８％から６０．２％に低下というふうなこの数字の推移を示しております。

第５次三股町総合計画の中に、まちづくりの基本指標で示しておりますが、国勢調査人口をもとに推計すると、総人口は平成２７年に２万４，７１４人、平成３２年に２万４，６０７人と若干の減少を予測するもので、１５歳から６４歳の生産年齢人口につきましては、平成２７年に１万５，０３８人、平成３２年に１万４，４１２人、６９６人減、４．６％減と予測しております。

本町は今のところ、都城のベッドタウンとしての要素がありまして、また、先ほど言いました子育て支援等の施策の効果もございまして、徐々にまた人口はふえております。もうすぐ２万５，０００人に到達するんではないかということで、２万５，０００人に到達したらお祝いをしようということで、準備をしているわけなんですけれども、ただ宮崎県、そして全国的にもやはりピークを過ぎて人口減少社会に入っていくというような状況ですので、やはり将来人口は本町もやはり減っていくんじゃなかろうかということで予測しているところであります。

それで、この人口増対策ですけれども、このことにつきましては、現在のところ大規模な宅地造成等の町としての直接的な人口増加策はありませんけれども、インフラと生活環境の整備や町の各施策を積極的に進め、住みよい環境づくりを行うことが定住を促進し、また人口増につながると考えております。

例えば、住宅政策ですけれども、中原住宅を整備しました。そして塚原住宅も現在建てかえを行うということで、２４年度も実施します。入居者の増加が見込めるというふうに考えておるところでございます。

また、後のほうの質問にございますけど、五本松住宅の建てかえ、これも検討していかなければならないと考えています。それから、持ち家に対しては耐震性の向上やバリアフリーのための住宅リフォームの助成事業を推進するとともに、安心して暮らせる環境づくりにつながる定住施策の効果もあるんではないかというふうに考えています。

子育て支援では、ファミリーサポートセンター事業の推進や乳幼児医療費の無料化、保育料の上乗せ支援がありますが、これらも子育てを支援することにより、住んでみたいまちづくりにつながるののというふうに考えています。

また、複式学級の解消を目的として行っております過疎対策奨励金も、宮村ヴュータウン眺霧台の２１区画の販売などでもわかりますように、複式学級の解消ばかりではなく人口増につながる施策であるというように思っております。

ただ、先ほどの①の、質問に述べましたように生産人口が今後減っていくと予測される中、特に若者が町に残るためには、やはり働く場所の確保、企業誘致等の産業振興にも力を入れたいというふうに考えています。

人口増対策につきましては、冒頭申しましたように、上下水道や道路、学校施設の整備などインフラ等の整備はもちろんですが、住みよい環境づくりのための町の各施策を基本としながら、総合的に対策を講じていきたいというように考えているところです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　なぜこの質問をしたかと言いますと、やはり生産人口というのは、自主財源につながるところで、生産人口というのは年齢別人口で生産活動、労働力の中核をなす１５歳から６５歳の人口層で、自主財源にかかわる年代のことを指していますが、この生産人口をどこまで考えているか。

現在、都城市からの流入がございます。これ、長期的視点に立っていかないと、やっぱり思惑どおりの数値どおりにはいかないんじゃないかなというふうに思うんです。そうしなければ、高齢化が進んで先ほどの話ではありませんが、扶助費の比率がふえて投資的経費が下がって、住民

サービスに影響が出るというふうなことを危惧するところでございます。

この生産人口に向けた取り組みは緊急性はありませんけれども、できるだけ早く取り組まなければならない重要課題だというふうに思っております。なぜかと言いますと、という話をちょっとさせていただきます。

ちょっと離れたところから話をしていきますんで、少しずつ理解をして話を聞いていただきたいんですけれども、日本の人口は、明治５年の３，５００万人から現在の１億２，８００万人までの１００数十年間で３倍以上に増加をしたわけです。年平均の増加率は０．９４％で、これは近代化、産業化における世界的な流れであります。日本の人口のピークは、２００４年、平成１６年が日本のピークでございました。既に人口減少に入っております。つまり、私たちは歴史的に日本の人口の最も多い時代を過ごした人間であります。

出生率を見てみますと、２０１０年データは１．３９、これは１人の女性が生涯何人子供を生むかの平均値で、出生率２．０８で均衡は図れるというふうになっております。何人子供を生むかの平均値でありますが、この最新値１．３９ということで、日本人口の減少もこれは進んでおります。

この出生率のデータを加味した日本の総人口は、これからどんなふうに減少していくかというのが出ております。約５０年後になりますけれども、２０６０年に日本の人口は８，５００万人ぐらいに落ち込むというふうに予想されております。これは日本の１９６０年、昭和３０年代の人口に当たります。今、「ああ、あの時代か」と思った方、違うんですよ。あのころの高齢化は７％です。若い人がたくさんいた時代です。生き生きとした社会がそこにあったわけです。これが、５０年後の日本は昭和３０年代の人口で高齢化率４０％、日本全体がそういう時代になっていくんです。

自主財源というのは、地方財政において非常に大事なものでありますけれども、そういったものも確保できない、国からもなかなか確保できなくなる、そういう時代が必ず来るというふうに私は思っております。

宮崎はどうかと言いますと、宮崎県総合計画の長期ビジョン検討会議の資料ですから、こういう資料が出ておりますので、これ信憑性があるというふうに思いますが、平成８年をピークに減少は始まっておりまして、２０３０年に、これから約２０年後には――約２０年後ですよ、もうすぐですから、既に高齢化率が約３５％、しかも生産人口比率５３％ですから、宮崎県としてもかなり２０年後は苦しい状態だというふうに言えます。宮崎県もこの問題を非常に重くみておりまして、長期ビジョン策定会議では、人口動態を踏まえた議論が県内各エリアで、今、行われております。

そこで、私たちのふるさと三股町、現在のところはどうにか人口増を保てておりますが、これ

は今のところやはり都城市からの流入があるからでございます。そういう予測が立っておりますけれども、今の段階から、できるだけやっぱり生産人口をふやしていく施策を打たなければならないというふうに、私はこれを強く思います。ふるさと三股町をやっぱり永続的に、三股町というところを自立で伸ばしていくためには、人財源確保に大きくかかわる生産人口の議論というのはどっかで始めていかなければならないというふうに思いますが、このことを踏まえて町長はどのようにお感じになりますか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この人口関係につきましては、今、るる述べられましたけど、やはり日本の人口は５０年後には８，５００万、全体的に縮小傾向にあると。その流れ自体は、本町にも当てはまるだろうというふうに考えます。

そういう中で、どういうまちづくりをするかということになってくるわけなんですけども、ただ、今のような都城からの流入だけでは、やはり町の活性化を保つためには、ただ、今のところ、この施策の効果というのがありまして、三股町住みよいという形でのまちづくり、そういう点は伸ばしながら、そして、これからはどうしていくかというところは、やはり働く場を含めて、そしてまた、働く場はこの企業誘致だけではございません。やはり福祉関係の仕事自体も、一つの雇用の場というような形ですから、総合的に考えまして、いろんなところでの雇用の場の確保を含めて、三股町の特徴を売り出していくという意味合いから、総合力でやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ぜひ、そういったところも踏まえて頑張っていただきたいというふうに思います。その実行力に期待をしております。

ホームページあたりに、町外の皆様へというところもありますので、そういったところあたりにも、是非何かよくわかるようなキャッチコピーでやっていただければいいかなというふうに思います。

また、三股町西部の宅地化というのが、農地から宅地へ向けると非常に難しい問題もありますが、ぜひ、このあたりも大なたを振るっていただきたいというふうに思います。

続きまして、保険税でございます。保険税における抑制方針、どのようなものでなっているかお答えください。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　保険税における抑制方針というものについてのご質問ですけれども、医療保険税は医療費の増加に比例しておりまして、医療費を抑制するためには本町としてもいろいろな方策に取り組んでいるところでございます。

まず、病気の早期発見、早期治療のため、４０歳以上の特定健診の受診率の向上に努めています。受診率は平成２２年度４７．９７％、２１年度が４８．１４％、２２年度が４４．４１％と、低迷状態に今あるところでございます。このようなことから、平成２４年度は受診率の向上を図るということから、各地区から、健康管理センターのほうで特定検診やっておりますので、こちらへの送迎バスの運行を試験的に行いたいというふうに考えています。

それから、平成２３年度、ことしですけれども、国保世帯に対しまして特定健診に関するアンケート調査を実施し、未受診者、受診しなかった方々の理由について、現在分析を行っているところでございます。

次に、ジェネリック医薬品の処方を推進しているところです。被保険者が医師に処方してもらう薬について、本人がジェネリック医薬品希望カードを提示すれば、安価な薬を提供してくれるこの制度でありますが、このカードは国民健康保険全被保険者に配布しています。具体的に、病気、症状、薬の種類によりますが、例えば、糖尿病の薬で年間１万円前後の差が出るように聞いてます。また、被保険者の中には、同じ病気、症状で、複数の医療機関を受診する重複受診者がおられます。このような人に対しましては重複受診をしないように職員が家庭を訪問し、指導を行っています。２２年度は１０人の訪問指導を行いました。これ以外にも、健康管理センターにおいて胃がん検診など各種検診事業を実施するとともに、食生活改善推進員や健康づくり推進員による生活習慣病の予防、食生活改善、健康づくりのための活動を積極的に行っているところでございます。

以上、このような事業や活動が医療費の抑制につながり、また、保険税の抑止になっていくのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　この保険税については、住民の努力で下げられる税金の一つであります。やっぱりジェネリック医薬品というのを推進する、国のほうも一生懸命やっているんですが、これが伸びないというところは、なぜなのかなというように思っておりました。税金をみんなで下げるんですよというふうなわかりやすいキャッチフレーズというか、そういうことが伝わってないから、ジェネリック医薬品の進んでいってないのかなと思ったりしているところです。

次年度はバス運行したりして、早目早目の病気の発見とか、そういったことにもつなげていくということでありますので、その辺も期待をしているところでございます。

次に移ります。し尿処理場でございます。衛生センターの老朽化が懸念されております。現在、三股町の対策、計画というのはあるのかどうか教えてください。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　このし尿の処理場についてのご質問ですので、そしてまた、経年、老朽化が懸念されるということですので、経緯といいますか、設立当時からの流れをちょっと説明したいと思います。

し尿処理施設は、昭和４２年に旧都城市、旧山之口町、旧高城町と本町の１市３町の一部事務組合として設立され、１日の処理能力６０ＫＬで運転しておりましたが、施設の老朽化及び人口増加により、昭和５５年度から５７年度の３カ年で約１３億円の費用をかけまして、１日処理能力１１０ＫＬの施設を新設したところであります。また、平成８年度には老朽化した機器設備、増加する浄化槽汚泥の対策として、基幹的施設の更新を約７億円で行い運営してまいりましたが、さきの平成の大合併によりまして、一部事務組合が解散され、平成１８年１月１日から本町が引き継ぎ、これまでの処理対象区域を本町と都城市の負担金で運営しております。

このように、必要に応じて基幹的施設の改善等を実施してきましたが、老朽化も進み、さらに耐震化もされていない施設でありますので、施設の今後について検討が必要となってきています。

このような状況から、現在の衛生センターで前処理と希釈処理を行い、下水道終末処理施設で処理するミックス事業も可能となりましたので、２４年度に、ことしですね、公共下水道事業にかかわる生活排水対策全般の見直しを行う計画であり、その一環として、このし尿処理場についても検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　計画はあるということです。これは、平成２０年の１２月議会において、山領議員が下水道処理施設とパイプでつなぐという内容の一般質問をされております。木佐貫町長は、そのときは平成２０年１０月、副町長に就任したばかりの第１回目の議会ですので、よく覚えてらっしゃるというふうに思いますが、覚えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　記憶にはたしかありませんけれども、ただこのし尿処理施設と本町の中央処理場、この関係をどうするかということは、それ以前からでもあったと思いますけれども、課題だというふうなところでの認識はございました。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　そのときの状況というか、そのときの受け答えをちょっと読みますと、衛生センターは昭和５７年度に竣工し、平成８年度に基幹的施設の改修工事を実施し、機械類の更新等を行っています。また、平成２０年に２月に精密機械の検査を実施し、現在の整備装置の損傷状況及び処理機能状況の把握を行っております。検査結果において、現時点でし尿処理機能としての支障はない状況であると思われますので、各設備を構成する機器ごとに機能の低

下、耐用年数が異なるので、適切な更新時期を誤らないように注意しながら、今後は生活排水の将来計画に基づき、施設のあり方を検討していく必要があると考えております。また、公共下水道、公共下水事業と接続につきましては処理方法が類似しておりますので、接続は可能と思われますが、現在衛生センターは旧山之口町、旧高城町も搬入しておりまして、都城市との協議が今後必要になるかというふうに考えておりますという、当時の町長の答弁がありました。

この段階から考えておれば、もう既に大体方向性はもう決まっておったというふうに思うんですけども、下水道処理へのし尿の投入というのは、昭和４７年に終末処理場におけるくみ取りし尿の処理についての通達が、国のほうで出されております。その実例が、数多く、インターネットで調べてみますと出ております、こういう歳出を抑えられるものは鋭意検討していただいて、新たにつくるとなると１０億以上またお金がかかるというふうに思いますので、ある施設を有効利用するというふうな、将来を見据えた投資をぜひ考えていただきたいというふうに思います。もう今から、平成２４年で計画を出されておるので追求しませんが、次の質問にいきたいというふうに思います。

後ろのほうから、期待の大きさがひしひしと伝わってくるような質問でございます。応援を受けながら、次の質問に移りたいというふうに思います。

自治公民館加入率についてお尋ねをいたします。地域政策室が今年度、立ち上がりまして１年、その加入率の推進はどのようなものか、また今後の方策はどのようなものかをお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　自治公民館の加入促進について、加入率等について、ご質問でございますけれども、現在、後ろのほうで傍聴されてますけれども、一体となりながら、公民館と２３年度いろいろと検討とさせていただいたところで、本町の役場の中での検討というのを踏まえながら、次へのステップというふうな考えで、この課題については進めていきます。では、答弁させていただきます。

自治公民館の加入促進につきましては、平成２３年度当初より自治公民館加入促進検討部会を庁内立ち上げまして、支部加入の現状分析、課題、問題点、他団体の取り組み状況などの調査を行い、加入促進のための方策を検討したところでございます。まずは、加入率の問題ですけれども、これまで支部加入率は、住民基本台帳の世帯数を分母として計算しており、約６６％の加入率でした。しかし、２世帯住宅などの問題により、正確な数値ではなく、各自治公民館、各支部に調査を依頼し、加入世帯及び未加入世帯の調査を行いました。その結果、７７％の加入率という結果が出ました。

また、その内容を分析しますと、町の東側の地域につきましては、ほとんどの支部で８割から

９割の加入率となっておりますが、西側の地域の加入率が低いということがわかりました。これは以前からわかってるわけなんですが、そこの中身のところがこの未加入世帯のところを調査しますと、アパート、マンション、貸し家等が西が多いわけですけれども、この率が全体の１０％を占めるということもわかってきました。

次に、加入促進の方策としまして、未加入世帯への自治公民館活動の周知を行い、理解してもらうために、現在加入促進のチラシを作成し配布しております。配布に関しましては、まずは各自治公民館に対応していただいておりますが、当然行政も協力していく考えでございます。また同時に、自治公民館加入や活動に関するアンケート調査を行っております。これは無作為に町内、１，０００世帯にアンケートを送付し、自治公民館活動に対する意識と実態を把握することにより、次の対策の参考とするものでございます。

今後は、このアンケート結果をもとに自治公民館連協と協議しながら、対策を講じていきたいと考えております。個人の生活が尊重され、他人の生活には干渉しないという生活様式が一般化している今日においては、どの地域においてもこの加入促進には苦労されているようですけれども、長期的視野に立って、自治公民館連協と一体となって取り組んでいきたいというふうに思います。個人の安全・安心とか、やはり防災面からあるいは自治面からも、自治公民館加入、支部に入っていくということはやはり目配り、気配りできますので、その意味合いできずなというのを大事にする、コミュニティーの部分の柱であります自治公民館加入、これについて取り組みたいというふうに考えています。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　今、町長の答弁の中にきずなという言葉が出てきましたが、やっぱり自治公民館加入して地域をしっかりつくっていく、ふるさとのきずなを深めていくということですね。本当に大事なことであるというふうに思います。

インターネットで自治会・組織加入率ということで検索しますと、いろんな情報が出てきます。自治会加入率ランキングで、浜松市９５％、新潟市９４％、静岡市８７％、岡山市８６％、仙台市８５％。やはり非常に高い組織率だなというふうに思います。こういったものも、内容をよく見てみますと、ああ、なるほどなというふうな取り組みがなされております。どこのまちにおいても、自治会の加入率というのは、非常に頭を悩ましているんですけども、成功している事例というのも幾らかございますので、ぜひ、そういったところあたりも、部会も立ち上げてらっしゃいますし、住民のアンケートもとられておりますので、そのあたりも加味していただいて、前向きに検討していただきたい。これらのところでは、ごみ問題と生活の問題とひっくるめたところで、自治会加入率というのを上げているようでございます。

自治公民館の加入率が低いと、その弊害として行政事務というのが伝わらなかったり、災害な

ど、もしもの場合というのがうまく機能しなかったり、対応がおくれたりというふうことになります。

また、孤独死の問題があるというふうに思います。三股町の孤独死の状況を把握されていますでしょうか。お尋ねします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　状況等は把握という点ではしておりません。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　三股町でも孤独死あっております、実際ですね。あっております。この自治公民館加入率の問題で、クリアできるかもしれない。そういう問題でもございますので、ぜひ、そういうところにも目を向けていただきまして、やっていただきたいというふうに思います。

それでは、町長にちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。仮にです。仮に、町長のお隣に、全く三股町に縁故のない、三股町のことを知らない人が引っ越して来たときに、自治公民館に入っていただくためにどのようなお話をされますか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　私の隣に云々というお話ですけど、まずは町政としまして役場のほうで、まずは転入されますと、やはり自治公民館がどういうものかという説明をいたします。ですから、仕組みがどういうものかということを、まずはその方も認識されておる、ただ、支部に入る入らないはまだ判断されてないというふうな前提でお話させていただきますと、まずは自治公民館という役割は何なのかと、地域のイベント含めて、地域の助け合い、地域の交わり、これがいかに大事かということをお話したいなと思います。そして、先ほど言われましたように、ごみの問題とか、防犯等とか、消防団とか、いろんな助け合いがありますので、そういう意味合いで、行政がすべてができるものではありませんよと、やはり地域の中で、いろいろと助け合いながら、こういう地域、まちづくりがあるんですよという理解をしていただくようなお話をさしていただきまして、後は、本人の判断ですけれども、必要性があれば入られる、必要性といいますか、そのことを認識されれば入っていただけるじゃないかなと。

やはり、我が集落に、支部の方でも１軒ほどですか、入っていらっしゃらない方もございます。特殊な、いろんな事情もおありと思いますので強制はできませんけれども、できるだけ一緒になって、いろんな活動ができるようなお話も、お話というか、そういう楽しさもあるんだということを理解していただくとともに、やはり行政からのいろんな情報等が公民館を通じて、支部を通じて入ってきます。例えば、ごみの収集日、それからまたいろんな検診等、子供さんがいらっしゃればそういう検診とか、そういうのを含めてやはりその必要性があるということを強調はした

いというふうに考えています。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　今、後ろのほうで首をかしげているのが、私は見えたような気がしましたが、私はこの自治公民館加入者の問題は、ふるさとを愛することに直結してくる問題だというふうにとらえております。三股町に新しく入ってきた人というのは、最初から郷土愛があるわけではないんです、わかりやすく言うと。初めは三股町に住んでいるだけ。しかし、いろんな人との交流や出来事でこの町が好きになる。その交流の基本というのが、この自治公民館にあるわけです。

地域の文化、伝統の継承は、行政だけではどうにもならない問題でございます。自治公民館なしでは、これはあり得ない問題でございます。もっと言えば、自治公民館の協力なしでは三股町の行政はなし得ないというふうに言ってもいいかもしれない。そのように私は思っております。行政は非常に、今までは都合が悪くなると自治公民館は公立公民館ではないので、あくまで自治公民館ですから強制できませんよというふうなことで、つっぱねられてきております。まあ、これは強制できないよという、逃げ口上のようなものでありましたが、やはりこの行政連絡、防災、募金、ごみ、健康づくり、そういった多くの問題で自治公民館に頼らざるを得ないそういう状況もあるわけです。そのためには、ぜひ、ある程度の強制力を持ってでも組織をつくり上げるべきではないかな、いうふうに思ったりするところでございます。

そこで、提案でございます。私は、２段階で考えてはどうかなというふうに思っております。これはあくまでも私の考えで、異論はあるというふうに思います。このままでは加入率の問題は前に進まないというふうなことから、一つの切り口の策として考えたところです。それは、行政事務連絡網を一度全戸対象で網羅する、していくのはどうかなというふうに思っております。そうすることで、一度回覧板のよさというのを体験してもらう、また、回覧板を回すことでお隣を、隣近所をわかるようになりますので、そういうふうに地域のコミュニケーションが図れて少しずつ仲よくなることで、加入率にかかわってくるんじゃないかなと。この問題にはやはり特効薬がないわけですから、時間がかかっても何かを始めなければ前に進まないということから、このように考えているところでございます。

町長がこの問題を本気で取り組まなければ、今現在７７％ですか、これよりもどんどんふやしていくというふうな方向であるというふうに思うんですけども、この件について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほどから申し上げておりますように、行政自治公民館の加入に、これは一つの政治課題というか、やはり行政の情報を含めて、行政としてこの仕事をしていく上では

自治公民館はパートナー、自治公民館をパートナーにしながらやっていくことが、いろんな形でのまちづくりにつながっていくというふうに思います。

先ほど提案の行政事務連絡網云々とありましたけれども、やはり本町の特徴でもありますところのアパートとか、そういう新しい方々がたくさんこの西部のほうなんかはいらっしゃいまして、いろんな東側のほうとの構成というか、人口構成、また家庭の構成といろいろと違っておりますんで、そういう特徴といいますか、を踏まえたところの取り組みが大事かなというふうに思います。

とりあえずは、私が、今のところ考えているのは、やはり窓口での強化、それとともに地域と公民館の連携しながら、そういう未加入者との世帯へのアプローチ、アタックをしながら、実態を踏まえ、そしてできるだけ、やはりこちらからの行動によって判断していただくと、いわゆる個々のところのまず戸別訪問を含め決めたところを取り組んでみたいなというふうに考えています。そういう結果まで踏まえて、今言われるような提案等の検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　今、町長のほうから政治課題という重い言葉が出てきました。

それでは、町長にこれをお尋ねしますが、民間経営において数値目標、それから期限というのは必須条件のように、当たり前のように設定をします。ずばり、町長にお尋ねしますが、自治公民館加入率、現在の三股今の自治公民館平均加入率７７％から何年後までに何％引き上げるのか、町長としての目標をお答えください。

これは、町長の覚悟でもあるというふうに思いますし、自治公民館連協の希望にもなります。町長が示すことで、公民館長もこれは元気が出るわけです。ぜひ、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほどお話しましたように、それぞれの地域でも１００％達しているところもあれば、そうでないところもあります。ですから、個別的に集落を一つのターゲットにしまして、どんな形で、どういうふうな攻め方がいいのかを含めて、自治公民館のほうとのお話をさせていただきまして、お互いに努力しなくちゃならんわけですから、やはりそういうところでの目標設定、何年後までにどういうふうなロードマップをつくるか、そういうふうな話し合いの中で、設定していってもよろしいんじゃないかと私は思ってます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ぜひ、そこは数字として出していただきたいというふうに思いま

す。これは、非常に難しい回答かもしれませんけれども、やはりそこはこれからの目標にもなり得ます。どれくらいの期間で、今現在７７％を何％ぐらいまではもっていきたいという意気込みをお願いしたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど申し上げましたように、各地域でのそれぞれの目標もまた設定しなくちゃなりませんし、そしてそれの総体というのが全体的な目標になっていくわけですから、そういうふうなところをまだ個別的に分析しておりませんけれども、そういうところを踏まえながら、そしてまた、先ほど言いましたように行政だけではできるものでもございませんので、行政と自治公民館とのお互いでの目標設定ということでよろしいんじゃないかなと、そういうところを何年後という形で、やっていくということが大事かなというふうに思っております。そういうふうなことをお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　ぜひ、これ以上は追っかけませんけれども、目標設定を早目にしていただきまして、三股町が本当にすばらしい町になり得るように自治公民館加入率も上げていただきたいというふうに思います。

　それでは、次に進みたいと思います。五本松の住宅がございます。老朽化が進んでおりますけれども、今後の計画はどのようなものかお答えください。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　五本松住宅の今後の計画についてのご質問ですけれども、この五本松住宅については、昭和４６、４７年度２カ年で建設されまして、築後４０年というふうに経過があり、老朽化も進んでいる状況でございます。現在、本町ではご案内のとおり、塚原住宅の建替えを今年度実施しまして、また来年度、２４年度を計画しておりますけれども、その後、五本松住宅１３４戸ございますけれど、これについて検討しなければならないというのは、前から考えておりましたけれども、これについては平成２４年度、来年度、この検討に着手したいというふうに考えています。

　２５年度に公営住宅等長寿命化計画等によりまして、この公営住宅等長寿命化計画というのを策定しておりますけれども、それによりますと、２５年度に手法判断を行って、建替え等について検討するというふうになっておりますけれども、もう２４年度に前倒ししながら、内部検討をまずはさしていただきたいなと思います。五本松住宅を建替えるとなると、あそこにつくるのか、あるいは、またほかに、長屋のこの平屋の住宅でございますが、この関連でどう移転するのか決めて、全体的に考えなくちゃなりませんので、そのあたりの検討を２４年度からスタートしたいというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池邉君。

○議員（１番　池邉　美紀君）　あの場所を非常にすばらしい場所だというふうに思います。この幹線道路沿いにあります。都城から入って来ますと、実際、非常によく見える場所でもございますので、三股町の顔にもなり得るような場所でもございます。ぜひ今後、あの場所の活用を、将来の三股町民が「ああ、すばらしい活用でこういうふうになっているなあ」ということが言えるようにやっていただきたい。

で、五本松の土地の価格、坪単価がどれくらいかと少し調べてみましたが、宅地、あのあたりで坪７万円ぐらいで取引されている、そういった状況もございます。不動産関係にお聞きしましたら、何にでも活用できるすばらしい場所ですよと、しかもまとまって、利用の幅が非常に広いというふうなことでありました。ぜひ、木佐貫町政の中で、名前が残るような、将来の三股町民が笑顔に願うようになるような、そういうビジョンを考えていただきたい、これはグランドデザインですので、三股町を全体を見据えて、あの場所で何を作るかということになるかと思いますが、もちろん、今住まわれている五本松住宅の方もどういうふうにするかということも非常に大きな命題になるというふうに思いますが、あの場所を、ぜひ、そういった方向で活用していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、木佐貫町長をはじめ、執行部におかれましては、将来の三股町民が感謝してくれるような、そういった運営をぜひ行っていただきたい。各課においても、将来を見据えた行政運営とは何かを念頭に掲げて行っていただきたいというふうに思います。

町長はスローガンに「自立」というふうに掲げられております。次の世代の町民がすばらしい町として誇れる三股町であるために、何をすべきかということを考えていただきたいというふうに思います。

ここに今、集っている皆さん方が、ふるさと三股町を愛している人でございますので、その思いをどういうふうに具現化するか、そういうことでございます。愛するふるさと三股町のために今、何をすべきか、そのことを考えながら、私たち議員もこれからさらに活動していきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山中　則夫君）　これより、１１時２５分まで本会議を休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時25分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位２番内村君。

〔４番　内村　立吉君　登壇〕

○議員（４番　内村　立吉君）　年末からの寒波の影響で、年末年始、非常に寒い日が続きました。１、２月は例年にない寒さが続きました。東日本大震災が発生してから早いもので１年が過ぎたのですが、福島原発の問題をはじめ、次から次へと難問題が出てきてる状況でありますが、被害に遭われた被災者の方々のご冥福を祈りますとともに、一日でも早い復興・復旧ができますことを祈る次第であります。

昨年の１２月の一般質問の中で、環太平洋経済連携協定、ＴＰＰ参加に向けた協議入りが表明されました。これに対して、本県は農業の県であり、本町の農業を考えたとき、この問題をどのように受けとめられたか、どのように考えられたかということで質問をいたしたのですが、このＴＰＰ交渉参加につきましては、県、ＪＡにおきましても交渉参加反対の立場で、行動を起しておられる、また、市町村会もＴＰＰに関する緊急決議を取りまとめ、行政活動を実施しているところですが、農業問題をはじめ、ＴＰＰの諸問題に対し、どのように対処していくか、政府の見解、説明が不足しているのではないか、現状ではないかと、理解をしているという町長の答弁をいただいております。その中で、畜産のことにも質問いたしました。

改めて申すまでもなく、南九州、宮崎県、鹿児島県両県は全国でも有名な畜産地であります。その中で、北諸、都城は肉牛に関しましては日本一を誇っております。また、全国から北は北海道まで和牛子牛を買いに来られます。その牛はその土地のその各県の銘柄牛となっていくわけです。その中でも、都城、北諸では県内でも、特に畜産の盛んなところでもあります。

平成２２年度、全国をにぎわせました口蹄疫、そして新燃岳の噴火のため、大打撃を受けました。その中で、全国からの皆さんの励まし、支援を受け、競りの状況も再開されているところであります。

しかしながら、ＴＰＰ参加表明がされたことに伴い、早くも米国は牛海綿状脳症、ＢＳＥ対策の規制緩和を突きつけております。厚生労働省の諮問を受け、食品安全委員会が本格的検討を始めたのですが、まずは、米国の飼養実態を明らかにすることから始めてもらいたいと思っております。

その中で、国民一人一人が、食を政府任せにしないという自覚を持ったことが重要になってくると思っております。厚生労働省は、昨年１２月、ＢＳＥ対策の見直しを表明し、輸入牛肉の月齢制限撤廃まで見込んだ諮問をいたしました。感染原因の異常プリオンがたまりやすい特定部位抑制まで入れております。こうしたやり方に、農家や消費者から不安や不満の声が非常に相次いでおります。

牛１頭ごとに耳標をつけて生産履歴を管理し、肉骨粉の使用を認めてない日本とも段違いなの

です。また、今後注意する必要があったのが、成長ホルモン剤です。米国は、日本では認めていない天然型、合成型のホルモン剤の使用も認めております。牛の成長が速くなるため、えさ代が節約でき、肉質はやわらかく、肉の量も増加する作用が見込めるということです。問題は、副作用なんです。米国では、男性の生殖能力が、母親の妊娠中の牛肉の消費量と関連している報告や、乳がんのリスクを指摘する研究結果まであるということです。欧州連合ＥＵはこれを問題視し、米国産の輸入牛肉輸入を認めていないということです。効率を追求し市場を優先にすればするほど、揺らいでゆく、その中で、ことしほど食の安全が揺りかわない年はないだろうと言われております。

この食の安全について、どのように考えておられるか伺いたいと思っております。質問だけで、あとはお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ただいま、食の安全安心をどのように考えるかというご質問、そして、この本町の考え方についてのご質問でございますけれども、まずは、ＴＰＰの影響、それについてお話させていただきながら、そして、安全・安心についての回答をさせていただきたいと思います。

ＴＰＰ環太平洋パートナーシップについては、農業に限らず、さまざまな分野において規制緩和や、経済交流の自由化を目指すものであり、農林水産省は、関税撤廃を行われた場合、食料自給率は現在の４０％から１３％まで低下する可能性があると試算しておりまして、農業を基幹産業としての本県では、本町でも大きな影響が予想されるというふうに考えてます。

ＴＰＰに参加した場合の影響でありますけれども、昨年度、県が行った農業算出額による試算では、肉用牛及び乳用牛で約９０％の減少、豚で７９％、鶏で約５５％の減少と見込まれています。国の想定によりますと、肉質３等牛以下の国産牛肉が外国産牛肉に置きかわり、肉質４等牛、５等牛の国産牛肉は残るというふうにされております。また、バター、チーズ等の乳製品のほとんどが外国産に置きかわることで、北海道の生乳が都道府県の飲料向けに供給されると、北海道以外の都府県の生乳消費が落ち込むというふうに見込まれております。

先ほどお話がありましたけれども、国の食品安全委員会においては、牛海面状脳症ＢＳＥの対策の見直しが開始されました。これもアメリカからの米国からの要求ということでございますが、現在は月齢２０カ月以下に限り、米国とカナダ産の牛肉を輸入しておりますけれども、この規制を緩和しようというようなものでございます。

今や日本では当たり前となっております、食品の原産地表示の義務づけや残留農薬基準、遺伝子組換え食品の表示義務、食品添加物規定とその表示義務、牛肉の全頭検査などは、いずれも安全な食品を求める消費者の皆さんの努力によって、これまで時間をかけて確立されてきたところ

でございますけれども、このＴＰＰに参加すると、これが非関税障壁というふうに見なされまして、安全基準の緩和と撤廃と、そういうものが強いられる可能性があるんじゃなかろうかというふうに、危惧しているところでございます。このように、安全基準の異なる海外の農産物が多く流入することは、食の安全が脅かされるのではないかと感じているところです。

本町におきましては、生産技術推進事業や優良家畜導入事業等を活用しまして、血統のよい牛を導入することで、肉用牛のさらなる品質向上を目指して、安全・安心な農畜産物の生産を推進していくというふうに考えてます。

先ほどお話にありましたように、この町村会でもＴＰＰに対する要請活動、撤廃に対する要請活動、また県、そして県議会を含めていろんな取り組みをされております。まだまだ情報が不足しておりますので、その辺を含めながら、また町としても今後の農政、またはそれにかかわる産業、またすべての産業にかかわってきますので、これについていろいろと検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　食の安全は先ほど言われたように、副作用等が出てきますので、今、農業をＴＰＰの中で、農業を守るとか言われてますけど、守るべきところは守っていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、この法律に対して、取り組んでいただきたいと思っております。

この国にストップをかけるのは、消費者がどんな食を選ぶかにかかわっております。これは命につながる食の安全だと思っておりますので、これからもよろしくお願いするところであります。

続きまして、次の質問にいかさしていただきます。畜産防疫対策、人の往来がふえる春先は、家畜伝染病のリスクが高まる時期でもあります。

口蹄疫、鳥インフルやらが猛威を振るったのはこの２年間でありまして、畜産家農家は非常に家畜伝染病に脅威を感じております。防疫対策などの功を奏し、ことしは今のところ発生の兆候はないわけですけれども、今から先が一番危ない時期じゃないかと思っております、発生しましたのは４月でしたから。今後とも、ここで気を緩めることなく、防疫対策を徹底することが大事であると思っております。改めまして、現在の防疫対策について伺いたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　現在の取り組み状況と今後の対策について、というご質問でございますが、平成２２年度に発生しました口蹄疫は宮崎県内で２９万頭の家畜を犠牲にし、県内のさまざまな業種への大きな影響を与えたことは、私たち県民にとって忘れることができないことでありまして、また、それを教訓としまして、今後の畜産防疫対策を講じていかなければならないとい

うふうに、強く決意しているところでございます。

さて、現在の畜産防疫対策の取り組み状況ということですが、万一の事態を想定した現実的な防疫マニュアルの整備を行い、都城市と協力協定を締結するとともに、県が中心となった防疫研修などを行っております。畜産農家に対しましては、消毒薬やチラシ、パンフレットなどの定期的な配布による防疫意識の啓発、和牛部会や肥育牛部会などで、防疫に関する情報提供と研修を行っております。また、畜産農家全戸を対象にした畜産飼養頭数調べ、これは２月に例年実施しておりますけど、調べなどでは各農家、農場の防疫体制状況を確認、指導するとともに、埋却地の確保状況なども聞き取りをしております。

さらに、緊急時には初動体制が大きく影響することから、動力噴霧器や防護服など、初動物資につきましても、既に災害備蓄倉庫に保管してあるところです。

なお、これらの取り組みは、今後引き続き実施していくとともに、農家への指導等含めて、万全の対策をとりたいというふうに考えています。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　市・県の中で取り組みがなされてるというようなことでございますけれども、ウイルスの拡散を抑えるため、初動体制だったわけですよ、何事も。平成１２年と平成２２年に、口蹄疫が発生しましたときには、１２年のときにはそんなに菌の等級っていいますか、ランクが低かったわけですけども、２２年のときには菌が、ウイルス菌が強いと言われてましたので、初期的な体制だと思いますので、先ほど町長のほうから答弁があったように、消毒ポイントの流れは徹底しているか、そのようなことにこれからも本県、本町からこの家畜伝染病が絶対起きないように、取り組んでもらいたいと思っております。

ことしは１０月下旬から長崎県で、全国和牛能力共進会が５年に１度ですけれども行われます。前回は、宮崎県は日本一に輝いております。口蹄疫からの復興ということで、宮崎県、都城を、また全国にアピールする場じゃないかと思っておりますので、その辺のところもよろしくお願いする次第であります。

続きまして、和牛子牛早期出荷促進事業について、質問をいたします。

平成２２年４月に口蹄疫が発生いたしまして、感染拡大を防ぐため、人工受精の自粛がなされたわけですけれども、自粛解除後一斉に競りが始まり、出荷牛価格の低落が予想されてました。

１、２月の競りに関しましては、値段的にはそんなに値崩れがしたりというような状況ではあると思っております。しかしながら、この問題が今後、何年続くかという状況はわからないような状態であります。その中で、早期出荷促進対策費を、対象月齢が２７６日以内という月齢制限を設け、出荷奨励を適齢にするというふうなことが、文書で回ってきたわけですけども、この２７６日という日齢の根拠は、どういうもとでこの月齢になったか、伺いたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　今回の１月、２月が、平成２２年度に発生しました口蹄疫の影響で、影響によります、人工受精業務の自粛ということで、出荷頭数が非常に少なくなるだろうと、通常の２９０から３００日に関しては少なくなるだろうということで、早期出荷ということで対応したところでございますが、この２７６日以内という根拠でございますけれども、都城家畜市場では従来平均２９０日前後での販売が多数を占めておりましたが、都城地域家畜市場以外の他の市場では、２５０日齢から２７０日齢での競り出荷が多く、ＪＡ都城も他の市場と同様に、出荷日齢の短縮化を検討されたということでございます。

さらに、本年１月、２月の出荷頭数の激減に対しまして、市場が開催できるようＪＡ都城がこの畜産農家に対しまして、先ほど言いました早期出荷促進対策事業という補助事業を設けながらお願いしたことも重なりまして、約２週間の日齢短縮というようなことから、この２７６日以内というのを他の市場との兼ね合いを含めて、今後推進していくというふうに、理解したところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　県内は２９０日内、県外が２５０日から２７０日月齢でやってるっていうような状況ですけども、前回、一般質問の中で、１月、２月は対象牛は１日３０頭から、２月は１００頭の予定であるというような状況を伺っております。実際的に市場に行きましたときに、今回は案外と値段がよかったわけですから、この総数に関しましてほとんど獲得するような頭数が、私はいないと思っているわけですよね。

しかしながら、その中で早期出荷の中で明らかに発育、私、早期出荷というのは発育がよくて、見た目にも技術員さんが見られたときに、この牛は早期出荷に向いているというような状況の中で、取り組んでおられるんでないかなと思っておりました。

しかしながら、市場の競りを見ましたときに、とてもじゃないけど２００キログラムにかからない牛も出てきておるわけですよ。これが一、二頭じゃなくて、三股町の牛に関してはいなかったわけですけども、競りは都城、北諸で一緒に取り組んでますから、その中でその競りの中に話を聞いたときに、これは明らかに補助金目的であるというようなことを聞くわけですよ。そのときには、この状況だったら早期出荷だと、これだったら早期出荷以外その以外の牛も該当するんじゃないかというような話が出ておるわけですよ、結局。早期出荷は早期出荷ですけども、全般的に見て補助金を出すのが順当じゃないかということを、主催者の人たちから聞くわけです。今回は、今、状況は値段的にはいいですけども、これからのことを考えたときに、あらゆる角度から、いろんな意見が飛び出してくると思いますけれども、そこ辺のことを踏まえた上で、いろい

ろＪＡさんとか都城市さんの中で、いろんな話し合い、協議もなされると思いますので、そこ辺の対策的なことも、考えていただきたいと思っております。

次にいきます。出荷平準化対策について伺います。これは２４年の１月から３月の期限限定で、県の対策、ＪＡ和牛生産部の対策、三股町の対策というようなことなんですけども、このことに対して、これはどういう目的でなされているか、伺いたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この出荷平準化対策についてのご質問ですけれども、先ほどからお話がしておりますけれど、口蹄疫による人工受精業務の自粛の影響で、都城地域家畜市場の特徴であります、定時定量の子牛出荷体制が崩れたことから、来年以降のこの時期の出荷頭数を修復するため、繁殖用雌子牛を導入することを目的としております。

なお、具体的には、１月から３月に競り市に上場される雌子牛の導入に補助するものであります。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　頭数が一緒に出ているという状態で、この状況、今の状況を、現在どのような１月、２月の中で、どのような雌の、いわば（　　）対策だと思うわけです。雌牛の、結局導入的な問題だと思うわけですけども、今の状況を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　今の状況ということでございますが、畜産農家におかれましては、どうしても来年度以降のこの時期の出荷子牛がいなくなるということから、どうしても導入したいということで、定期的な導入含めながら、導入をされているようでございます。

数的には詳しいことはつかんでおりませんけれど、数的には確かに詳しいことはつかんでおりません、この段階、時期では。

○議長（山中　則夫君）　内村君。

○議員（４番　内村　立吉君）　これは、多分、高齢化の牛との切りかえが目的じゃないかとは思うんですけども、この事業につきましては。その中で、どの程度の生産農家の人たちが、取り組みをなされるかの問題にかかわってくると思うわけですよ、この事業につきましては。

また、町有牛等に関しましては、２月の１０日だったですか、予算的にも含まれてましたけど、早く買ったらまた後が欲しいっていう人もおられるわけですよ、結局。この導入につきましても、１年間を締めた時点で状況の中で、雌牛は１３カ月から４カ月まで受精しますから、その中で生まれるわけですけども、それが順当にいくかどうかを今後もまたいろいろと図って、いろいろ協

議してもらえたらと思うわけですよ。その導入意欲がふえるかふえないかで、また固まってくるっちゅうような状況もありますので、そこ辺みたいなところをお願いするものであります。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　ここで食事のために午後１時３０分まで休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後１時30分再開

○議長（山中　則夫君）　引き続き本会議を再開します。

発言順位３番、堀内君。

〔３番　堀内　義郎君　登壇〕

○議員（３番　堀内　義郎君）　ことしの冬は、例年よりも寒く感じたのですけれども、初めての節電に、無理のないように心がけたことも要因かもしれません。それ以上に、寒気が強かったのも要因かと感じているところでございます。

しかしながら、先月中旬にはウグイスの初鳴きを聞きました。さらに同じころ、フキノトウが芽を出しているのを見かけ、結果的には、例年より１週間ぐらい早いのかなと個人的には感じているところです。ようやく山桜は満開を迎え、ソメイヨシノは桜のつぼみが膨らみ始めて、ことしも上米公園が見物客でにぎわうことをうれしくも思い、楽しみにしてるところでございます。

何でまた、こういった春めいたことを申し上げるかと言いますと、私の質問が、上米公園に関する質問でございますので、そういったことを話しているところです。また、けさ、きょう議場にちょっと来たときに、壇上に花が添えられていたんですが、この花が何の花か、梅なのか桃なのか桜なのかということが話題となって、ちょっと何の花かわからないんですけども、（笑声）そういった前置きは置いときまして、通告に従って、これは質問ではありませんので、質問させていただきたいと思います。

最初に、上米公園の整備と公園内の生活環境保全林というのがあるのですが、森林管理と施業について伺いたいんですけども、昨年度は、間伐等実施したということですが、今後管理施業計画について、お聞きいたします。

後の質問については、質問席に向かって行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　ただいまの上米公園及び公園内の生活環境保全林の管理と整備について、その①生活環境保全林の森林管理と施業についていうことでの質問でございますので、回答させ

ていただきます。

生活環境保全林の森林管理と施業についてでありますけれど、上米公園は、都市公園である総合公園２５．１ヘクタールとして整備されておりますが、そのうち１０．３ヘクタールにつきまして、平成９年から１３年度にかけて、県が事業主体で生活環境保全林整備事業として、実施しているところでございます。

事業内容としましては、リフレッシュ、野鳥の森、ふれあいの森、展望の森の４つのゾーンに区別し、この遊歩道の整備、それから１２路線２，０００メートル、そして間伐、枝落とし等を行ったところでございます。

その後、町としましても、この林道とか作業路とか、それから遊歩道等の下刈り等を実施してまいりました。その後についてまた、後のほうでいろいろとご質問があるみたいですので、また回答させていただきます。

以上を回答といたします。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　つい最近、生活環境保全林に出向いたんですけども、間伐等が実施されたですが、これは、都城森林組合による間伐でよろしいんでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　都市整備課長。

○都市整備課長（下沖　常美君）　ご質問の内容ですが、間伐ということで、約４ヘクタールを森林組合のほうにお願いしております。

○議員（３番　堀内　義郎君）　保全林は大きさがあるんですけども、ほとんどは杉の樹木が多い、そういったところで認識してもいいわけですよね。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、ことしも適切な施業管理をしていただきたいと思いますけども、そもそも保全林の下流域には、２つの大小の農業用貯水池がありますね。宮田池ですか、１つは機能してないと聞いておりますけども、これらの保安林、保全林としての機能を発揮するためには、池がありますので水源涵養ですか、とあと土砂流出などの公益的な機能が求められるかと思います。

台風や想定外の雨などで、公園の住民の安全を確保、土砂が流れたりあるいは大雨それから台風、特に台風ですけど、宮田池がはんらんあるいは土手が崩れて、そういったことも考えられますので、適切な管理を今後もよろしくお願いしたいと思います。

今後の計画としては、伐期を迎え、もし伐採したときに、後植樹すると思うんですけども、そのときに広葉樹とかは考えてないのかお聞きします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　ことしですけれども、南九州大学環境園芸学科の学生による、上米公園参道活性化研究というのが行われまして、その研究の成果として、いろいろとご指摘を受けてい

るところでございます。

その１つが遊歩道のルート案内板、こちらのほうが不足しているとか、展望広場の眺望が悪いとか、それからまた非常に、先ほどお話しましたけれども、生活環境保全林として整備したんですけど、まだまだ樹木が繁茂してまして、それでまた暗いというとこがございましたので、そういうところをことし間伐、約４ヘクタールの３割、間伐実施したとこなんですけれども、それとまたそれ以外のものも、今後約５ヘクタールですけれども、間伐して、要するに遊歩道としての機能を十分果たすように、取り組みをやっていきたいなというふうに思います。そして、その季節感のある樹木、そういうものの植栽を行って、開放感といいますか、気軽に森林浴が楽しめる、あるいはこのウォーキングコースというのも兼ねられていますので、そういうふうなのができるような整備に取り組みたいというふうに考えておるところです。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　保全林については、適切な管理のほどをよろしくお願いして、緑のダムとしての機能を発揮していただければいいかと思います。

続いての質問になりますけども、遊歩道の利用ということで、整備されていくということでございますが、詳しく聞きたいと思いますが、森林内に、樹木の標木林といって、この木は何の木というのがあるんですが、町長は森林公園というんですか、行ったことがございますか、散歩とか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この生活環境保全林整備事業、これを実施しているときの担当課長でございましたので、何遍か足を運んでおりますし、そしてまた今回もこの南九州大学からの研究成果、それを踏まえて現場を視察しまして、そしてまた今後どうすべきかということで、副町長を含めて担当課長やら現場に何回か行ってまして、こういうところにこういうものがあればいいがなとか、いろいろとお話しながら、現地を見たところでございます。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　あともう１回お聞きしますけど、執行部の方で行ったことがあられる方、ちょっと手を挙げていただけませんか。ありがとうございます。なかなか知名度もないというか、知られてない、あるいは利用価値がちょっとないのかもわからないんですけど、今後整備を進めて行くと思うんですけども、上米公園自体は冒頭でも申し上げましたように、３月から４月上旬にかけて、桜の名所としてにぎわいますけども、また近くに子供広場やパークゴルフ場、隣接して、１年を通して、子供の学校や保育園の遠足あるいは焼肉とレクリエーションの場として、活用されています。

下刈りとか、桜の病虫害ですか、の管理とかも適切に管理が行き届いているかと思いますけれ

ども、先ほど、先ほどというか、２月に東京から地域再生アドバイザーっていう方が来られて、来町されて町内の観光名所を視察とありました。長田峡とか有名なところもあったんですけども、上米公園はただ立ち寄っただけということで、詳しくはあれですけども、公園のほうも桜が開花し、今のところは新燃岳の被害がなく、また多くの人でにぎわうかと思って、一応は安心しているところですけれども、またそれと別に最近では、夜クリスマス前のイルミネーション、上米壮年会の若武者会ですか、がイルミネーションして、場を盛り上げているということで、期待してるんですけども、先週の一般会計２４年度の会計で、こういった助成がちょっと補助がカットされたと認識してるんですが、ちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　補助金のカットの話が出ましたので、先ほど１番議員のお話もしましたように、すべての補助金、負担金について、３％カットという基本的スタンスでいったということで、あとはそれぞれの事業の効果等踏まえて、判断させていただいたということでございます。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　やはり、こういった活性化という団体が、できれば助成として、まちの盛り上げる場をつくってますので、できれば検討していただければいいかと思っております。

○議長（山中　則夫君）　地域政策室長。

○地域政策室長（西村　尚彦君）　ただいま議員のご質問の上米若武者会に対する補助金の件なんですが、これは、がんばる地域づくりの補助金でございまして、当初から実は３年間という限定した補助金になっております。

自治公民館とか地区をまたがずに、全町的にどういうグループでも、地域活性化のための補助金になっておりまして、期限を決めて、その後も当然行事等も続けていってもらいたいんですが、またそれについては、補助金という形はなくなるんですけれども、いろんな町の広報とか、いろんなほかの面では協力していくべきだという話になっております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　わかりました。次の質問ていうか、中に入っていきますけども、この保全林は生活環境保全林ということで、北諸農林振興局が、町長が申し上げたように、林野庁の補助事業で森林の整備と遊歩道を整備したんですけども、あえていうならば、トイレが完備されている点ですね。あと看板にも先ほど町長が申し上げたように、憩いの場として、上米公園自体が森林公園といってもいいと思いますけども、公園の南側に看板立てかけてありまして、案内板がです、それによると、平成１４年の３月に完成、遊歩道が１１カ所、標木林が、あえてこ

こで言いますけど、クスの木、ノカイドウ、サザンカ、ヤマブキ、ナンテン、山桜、クチナシ、山桃、アセビ、ツバキ、タケノコで、遊歩道が１，９００メートル整備されています。

保全林というのは、どういうことが期待できるかということで、目的も書いてあります、看板に。それを紹介しますと、水源の涵養、土砂の流出防備の保安林機能の維持向上を図るとともに、憩いの場として森林を利用していくために行われていますということで、私が町内の林業研究グループというのがあるんですが、このときの役員になったときに、私も事業参加したんですよ。そのころはいきさつなんですけども、林野庁長官がいわゆる森林浴ということで提唱され、フィットンチッドといって林内の臭香性物質ですか、これが脚光浴びたために、森林浴が社会的なブームになった時期でございました。

その後は一段落したんですけども、ただ森林内を歩くと気分が爽快になり、健康にもいいですよというのが、それがこういうフィットンチッドという物質が放たれる、人の気分をリラックスさせる、血圧が下がるというような症状が、科学的にも検証されたのもこのころだと思います。いわゆるドイツや北欧が盛んですが、クナイプ療法といいまして、森林環境、医療・保養の環境として、活用していこうということで、県内で言えば日之影、北郷町、綾町が、森林セラピストとしての先進地として整備されているのはご存じだと思います。

人材育成としては、森林インストラクターというのでなくても、地元版森林インストラクター、いわゆる森の案内人というのが養成され、農業においては、グリーンツーリズムというのが進められたと思いますが、当時はまだ都城と合併しておらず、１市５町ですか、北諸、林研、１市５町が参加して、上米公園のトイレがあるところの北側の広場があるんですけど、あそこでセレモニーを行って、上米公園の壮年会が棒踊り、山田町女性林研が豚汁を振る舞って食事した記憶がございます。いきさつですけども、私も先ほど皆さんがちょっと知ってるか聞いたんですが、夕方、昼間ちょっと仕事があるから、近くなもんですから散策すると、なかなか散策してる人がいらっしゃらないということで、先ほど申し上げたように、知らないのか価値がないのかということで、さらにまた奥のほうに行くと、遊歩道の路肩が崩れたままになっているとこが何カ所かあって、昨年度の間伐によって作業道がちょっと入って、遊歩道もちょっと作業道になってるのかなというのが見受けられます。

そういったことで、今後どのようにして利用していくのか、遊歩道として利用していくのか、それとも町内にはいろんなスポーツインストラクターとか、有力な指導者がおられますので、そういった方々が利用できるように、何ていいますか、整備する、セラピーとか散策やウオーキングとかストレッチ、そういったことも考えてもいいのかな、遊歩道にこだわらなくても、そういった森林自体を公園として活用して、健康増進になるようにしていけば、医療費とかそういったことも抑制される、町民の方もまた再度利用ができるということです。

また、植林に関しても、杉・ヒノキは今の時期が花粉、花粉症で、余り山に行きたくないという方がいらっしゃるんじゃないか、花粉症とか、そういったものを含めて、見直しも必要かと思っております。

最後の質問になりますけども、公園内にパークゴルフ場の増設はできるかどうか、伺います。

その前に、上米公園の整備に関することですけれども、入り口のほうに遊具の上のほうに、配水施設ですけど、老朽化したタンクがあるんですが、あれは今後どのように整備されるか、お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この生環林の活用についていろいろご提言・ご提案いただきました。これにつきましては、今まで本当に、１０年間ぐらい余り目立たなかったというか、活用しなかったという反省面に立って、その一部崩壊してる遊歩道と、予算的には敷砂利等とかいろんな形での整備をしながら、そしてまた、先ほど言いましたように、残りの５ヘクタール等を間伐しながら、全体的にここの活用方針を立てたいなということで、担当課長のほうと、そしてまた現場の担当者のほうとも話をさせていただいているところでございます。ですから、今後ということで、ご意見等を賜りましたので、進めていきたいというふうに考えています。

この手前のほうにございます遊具があるところの上のほうに、てっぺんに配水池ですか、あるわけなんですけれども、それについては、今後こちらのほうにちょうど畜産センターの前のほうに、配水池用２基建設するということで、ここ上米公園のほうが、一応廃止ということのなります。そうしたときに、これをどう活用するかということですけれども、壊すのも非常に多額のお金がかかりますので、現状のまま何らかの形で有効に活用できないかなというのを私自身は考えてます。そういうのを議題にしながら、また公園のほうで、具体的に方針決定をさせていただきたいなというふうに思うところでございます。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　ちょっと脱線したんですけども、話をパークゴルフ場の件に戻しますが、昨年、パークゴルフ場のコースの増設の陳情を協会から受けて、私も建設常任委員会なもんだから現場視察を行ったんですが、予算の関係もありまして、公園内の地形を活かしてできないかということで視察したんですが、傾斜がきついんですよ。ボール打ちましたら転んでいくんじゃないかという件もありまして、また今からの桜の季節になると、見物客との場所を共有できるか、そういった問題も課題があるかと思いますけども、結局１２月の議会では趣旨採択ですか、なってることで予算の関係もありますが、今後、保全林を含めて、こういうとこはどうするのかという、聞いてくれという要望があったもんですから、傾斜地の利用とか、あと開発あるいは保全林とパークゴルフ場の間に谷間がちょっとあるんですけど、あと池の周り土手とかです。

さらに、保全林内には何カ所かちょっと広場があるんです。あとトイレももちろんあります。これを勘案して今後できるかどうかお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　上米公園、そちらのほうには現在１８ホールのパークゴルフ場が整備されておりまして、年間約１万人の愛好者が利用されているということでございます。

このパークゴルフ場の増設につきましては、９月議会に陳情がありまして、１２月議会で趣旨採択ということであったところでございますが、このコースの増設につきまして、今お話があるように、いろいろなご意見、案がございます。一つは桜並木広場、あちらのほうの活用というお話もございました。傾斜地があったりして、なかなかどうかなっていうのもあります。そしてまた、パークゴルフ場に隣接するちょうど生還林との間のこの農業ため池等、そしてまた民有地とか谷川とかございますので、こういうところも活用できないかなということでは考えてますけども、今後、町内またパークゴルフ協会のほうとも十分お話、意見交換しながら、検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　やはり、スポーツやレクリエーションを行う上で一番大切なことは、参加者を含め、安全の確保だと思います。パークゴルフ協会とかその辺の方が利用するんですけれども、これらの方はほとんどが高齢者の方が多いかと思うんですが、このような方が使ったときに、管理棟から目の届く範囲内がちょうどいいんじゃないかなと私自身は思うんですが、いざというときに、例えば夏場の熱中症とか落雷、あるいは車の移動時での交通事故とか、そういったことを勘案すると、やはり公園内の目の届く範囲がいいかと思いますが、再度お聞きします。いかがでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　そうですね、活用されてる方々見てみますと、割合年齢の高い方もいらっしゃいますし、またあるいは子供さんなんかもおられるということで、ある意味でやっぱりあの周辺で、安全面が確保できる場所がよろしいかなと思います。そういう視点も入れながら、検討させていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　堀内君。

○議員（３番　堀内　義郎君）　検討のほどをよろしくお願いいたします。

最後になりますけども、これらの保全林事業を含めて、国や県が整備して、維持管理を町とかに引き渡した事業もほかにもあるかと思います。管理する側はいろいろ大変だと思うんですけども、国、県が最初から町のほうでつくってくれっていうんじゃになると、予算とか大変だと思いますので、任されたからには事業目的や効果を上げるように、また町民に有効利用できるように

整備していくのが、使命かと思いますので、それらを再度検討していただきながら、今回の質問にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　発言順位４番、上西さん。

〔７番　上西　祐子君　登壇〕

○議員（７番　上西　祐子君）　通告に従いまして、発言してまいります。

最初の質問ですが、今、政府は国会で、子ども子育て新システム関連法案を成立させようとしております。その骨子は、市町村が保育の実施に責任を持つ、現行の公的保育制度を解体し、保育を市場化、産業化することが柱となっております。

児童憲章は、「児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童はよい環境の中で育てられる」とうたっております。児童福祉法は、児童福祉の理念として第１条に、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。すべての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」と述べ、育成の責任として第２条として、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定めております。

そして、第２４条で、「市町村は保護者の労働または疾病、その他の事由により、児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所に置いて、保育しなければならない」と明記しております。

このことにより、市町村は公立保育所を設置し、また法人立の認可保育所に委託して保育しなければなりません。そして、運営費の国庫負担制度と保育所最低基準によって、国と自治体が保育の保障と保育水準の確保、保育費用の負担に責任を持っております。

ところが、新たな制度では、大幅な見直しが求められている介護制度や障害者自立制度と同じ仕組みとなるため、市町村は保育時間を認定し、時間に応じた補助金を補助するだけです。まさしく、保育に対する公的責任の大幅な後退です。

新システムとはどういうものなのか、私なりに勉強したことを申しますと、１つ、子育てにかかわるさまざまな制度、子ども手当などの現金給付の制度と、保育所、幼稚園、学童保育、地域子育て支援など子育て施策のほとんどを再編成して、包括的一元的な制度とする。

２、財源についても、各制度の国、自治体の補助金、事業主、個人からの拠出金などを一本化して、子ども子育て包括交付金として、市町村にまとめて交付する。

３、制度の実施主体は市町村とされる。サービスの基準、メニューの選択と設定、予算配分などを市町村にゆだねる、このことにより、ナショナルミニマムを保障すべき国の責任を大きく後

退させる。

４、保育所と幼稚園はこども園に一本化する。

こういうふうなことが今、審議されておりますが、このことによって、子ども子育て支援システムが施行されると、本町の保育所、幼稚園、学童保育などはどのように変わり、また保護者や子供さんたちに、どのような影響があると思われますか。町長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。あとは、質問席から質問してまいります。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　子ども子育て新システムによって、保育行政はどう変わるかということで、幾つかの質問がございますが、①のまず子ども子育て新システムが成立すると、保育に対する自治体の責任が大幅に後退すると聞いているが、保育所、幼稚園、学童保育などはどう変わるかということでございますが、この新たな子育て支援策として、子ども子育て新システムの基本制度等、法案の骨子が、今月の２日政府の少子化社会対策会議において、決定されたとの報道があったところでございます。

これは保育所の待機児童問題や、それから幼稚園の定員割れの解消策として、幼稚園と保育園を一体化した、総合こども園を創設することを柱としたもので、総合こども園は、平成２５年度から段階的に導入を目指すものというふうに思っています。

現段階では、町のほうに国県からのこの新システムに関する情報というのは、降りてきておりません。

また基本的には、推進体制とともに財源についても文部科学省、厚生労働省に分かれているものを一元化して、二重行政の解消を目指すというふうにされておりますけれども、この保育所などは、この質問にありますように、保育所などはどう変わるかということですが、これについても総合こども園の創設に契約保母、言われましたが、保育料などが変わっていくということが考えられます。予想されるところでございます。

具体的には、情報等入っておりませんので、町といたしましては、今後この国の動向等を見きわめながら、対応を判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今度の新システムの問題点というんですか、まだ自治体のほうには、全然具体的な情報が入ってないということはわかるんですが、保育園の園長先生たちが、去年からいろいろ今度の問題点を勉強されて、こういうふうなパンフレットなんかを出していらっしゃるわけですが、こういうのを読みますと、問題点として、今までは、運営費の国庫負担制度

と保育所最低基準によって、国と自治体が、保育の保障と保育水準の確保、保育費用の負担に責任を持っているというふうなことなんですが、新システムでは保育制度のかなめである市町村の実施責任をなくし、単に保育の必要度の認定と、幼保一体給付という補助金を支払うことが中心となると。そして、親が子供のために保育所に預けようとすると、保育園との直接契約となって、パートの人だったら、町は「あなたはパートだから４時間しか預けられませんよ」というふうなことになって、その認定時間だけをもらって親はその保育所に行って、申し込めるかどうかと、保育所のほうは、いいと思えば「いいですよ」というふうになるんですが、ただ、問題は短時間保育は敬遠されるんじゃないだろうかと、認定時間だけしか基本的に利用できないし、それを超して預けようとすれば、今度は自己負担になるというふうなことなんです。あと、今まで児童福祉法とか子供の権利条約の見地から、子供たちの命と健康、健やかな育ちを支えるために、施設の面積とか職員数などの最低基準を保育所はしなけりゃいけないというふうなことは国が定めてきたんですが、ところが、この最低基準を各自治体にゆだねる方向となると、それができるというふうなことなんです。

それと一番問題なのは、現在の都道府県による認可制度ではなく、参入・撤退が簡単な指定制度にする方針だと。株式会社でも保育所をつくってそういう指定基準さえ満たせば自由に参入できて、撤退も３カ月前の予告などで可能になると。それと保育所に給付される補助金、これ税金なんですが、保育のために使うという一制限が今まであったんですが、その規制をなくして、株式会社ですからほかの事業もしてると思うんですが、株主への配当金とか、本社への繰り入れ、ほかの事業に回すことも可能にしようとしていると。応能負担から応益負担ちゅうことで、さっき言いました利用した時間の長さに応じてふえる、応益負担にする方針だというふうなことが言われておるわけです。

こういうふうなことによって、本当に今までせっかく我が町が子育て支援で保育料の上乗せとかしてきたわけですが、こういうふうなことになったときに、本当にこれでいいのかなていうふうなことが思われるんですが、町長としてはどう認識されますか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この新システム、２５年度からということで進められるということで、マスコミ等での情報等あるいはインターネット等を拝見しながらいろいろと考えることもあるわけなんですが、今、言われますように、この実際の責任がどうなるのか、あるいはその参入形態が、企業という一つの利益追求、利潤追求の手段として、この保育制度が位置づけられるのか、そういうところの不安、それからまた、今までは保育にかける子供とそうでない子、保育園と幼稚園別々だったんですけど、一元化されるということで、そこと直接契約になっていくということですから、その直接契約の中で受け入れ側が選別というか、そのあたりの不安とか、そしてま

た、料金もまだ決まっていませんので、どうなるのかと、いろいろとまだ見えない部分が多々ございますので、そのあたりのところが、どうこれから国のほうから示されるのかといった情報も踏まえながら、そしてまた本町としましては、この子育て支援に力を入れたいというふうに考えてますんで、行政の立場からしても、やはり問題点については国のほうといろいろと不安が解消されるような方向での取り組みといいますか、そういうものはさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　ぜひ、この２５年の４月から実施というふうなことを国が言ってるわけですので、もう、あと１年しか準備期間はないわけで、本当にこれが実施されると、子供を預けて働くというふうなこともできなくなるような、ますます少子化が進むんじゃないかというふうに懸念されるわけです。このことは保育所も望んでないし、親も望んでない。自治体も自分たちの今までの子育て支援とかそういうふうな独自な制度そのものが自由にできなくなるというふうなことになれば、だれもよくなる人はいないていうふうなこの新子どもシステムなんです。だから、ぜひ国なりに意見を申し述べていただきたく、そして子供を本当にこのまま保育における公的責任の放棄の道を進むなら、将来を担う児童の育成についてだれが責任を問うのかが問われるわけです。

だから、私も二、三保育所の園長先生にお会いしてお話を聞いたんですが、やはり一生懸命児童の子供たちを本当に一生懸命預かって育てて、いい人間に、いい子供たちに子育てしたいというふうな思いをされてるのに、最低基準が取っ払われたり、例えば子供たちが４時間しか預けられない子供が出てきた場合に、行事をどうするのかとか、朝から昼で帰る子がいるし、給食も今までと同じような給食でいかなくなるとか、いろんな問題点が言われているわけです。

だから、この制度は本当に今からの子供たちを育てるというふうな観点からしても、ぜひ反対を貫いていってほしいなというふうなことを申し添えてこの質問を終わりますが、まだ十分な情報が入ってないというふうなことですので、余り、こちらの調べたことぐらいしか言えなくて、行政側の答えが十分に聞けないことはもうわかりますので、ぜひこの問題を注視して反対なり貫いていってほしいというふうなことを申し添えて、次の質問に移ります。

学校給食の問題なんですが、学校給食は、学校給食法により教育の一環であると明確に位置づけられております。

食育基本法が平成１７年に制定されていますが、この前文で食育の位置づけについて、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」とした上で、特に子供たちに対する食育については、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」としております。また、

食育とは、「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである」としています。

教育の一環と位置づけられている給食を費用対効果で図ることができると、町長は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　学校給食の指定管理人の導入を推し進めてる人もいるが、教育の一環である給食を費用対効果で図る考えはないかというご質問でございますが、まず初めに、この指定管理者制度について少し整理させていただきたいと思います。

平成１５年に地方自治法が改正されまして、公の施設を指定管理者に管理させることができるようになったところでございます。ここでいう公の施設とは、住民の利用に供するための施設であり、住民の利用に供することを目的としない施設は、公の施設じゃございません。申し上げるまでもなく給食センターは、児童生徒の給食のみを取り扱う施設であり、住民の利用に供しない施設、すなわち行政財産のうち、公用財産という位置づけになっております。以上のことから、給食センターには指定管理者制度はなじまないものと考えております。

費用対効果の関係について申し上げますが、本町では行政改革の一環として、昭和４１年から給食センターの運営を学校給食会に委託しているところであり、経費削減が図られてきました。将来を担う子供たちの給食については、何といっても安全・安心が一番重要なことですので、競争にはなじみませんし、また、保護者の理解も得られるとは考えておりません。

学校給食会では、毎年衛生管理研修等行いながら、衛生・安全の確保に十分配慮しており、調理業務、配送業務も適正に行われていることから、給食センターの管理運営は、今後も引き続き三股町学校給食会で行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今の町長の答弁を聞いて、給食センターの民間委託はできないというふうなことを聞いて安心いたしました。やはり三股では、給食は昭和４１年から完全給食ですか、給食会ができて小中学校全部給食が与えられておりますが、そういうふうなことで、今、公の施設とおっしゃった学校給食会、これらの今、センター運営については、どのような状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　要旨の②給食センターの運営についてということで、現在の状況、体制、人件費についてのご質問でありますんで、回答させていただきます。

給食センターには、現在所長が１名、町の職員がいます。そして栄養士２名はいずれも県の職

員で、それ以外が学校給食会の職員ということになります。内訳は、これは学校給食会ですけれども、事務員が１名、運転手が２名、調理人が１０名、そして調理についてはほかに臨時職員５名、うち委託が２名、パート３名を雇用しています。

給食センターでの職員数は、県内の同規模の給食センターに比べ、少ない状況となっています。この点では一生懸命給食会のほうでも努力をいただいているところです。

そして、給食会の人件費ですけれども、委託者、パートまで含めて約５，６００万円ですが、初任給、給食会は直採というのが非常に少なくて、年齢的に高い人も入っていまして、そしてそれから採用という形になりますけれども、何歳で採用されても１３万５，６００円ということで、人件費を低く抑えてるという努力はしているところでございます。本当に初めから、採用になる前から、採用前の際にも試験のときにも、そのような給与体系ですよというようなお話をして採用いたしているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今、人件費が５，６００万円とおっしゃいましたが、教育委員会からの出費が約１億３００万円ぐらいになってますが、あとの部分はどういうふうなことに、よろしく。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　２３年度が１億を超えているという状況で、２４年度が１億を若干下回る格好なんですが、今、町長が言われました５，６００万円の人件費、これ以外に光熱水費とか燃料費それから消耗品、消耗品の中には食器等も含まれるわけですけれども、その他もろもろの経費を含んだところでの１億というところです。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　調理従事者が１５名とおっしゃったんですが、この１５人で毎日２，７００食つくっているわけですね。これを、ちょっと本当に忙しいんじゃないかと。勤務時間は、何か朝早いんじゃないでしょうか、そのあたりちょっと教えてください。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　基本的には８時半からということですが、そのときの状況で当然早く出勤されるということもございます。７時とか７時半とかです。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　それと、私の聞いた、給食のパートで勤めてらっしゃる人なんですが、夏休みに給食がないときは仕事がない、もちろんそりゃそうなんですが、１銭も何ですか、給料というか手当とかないっていうふうなこと言われたんですよ。ずっとベテランの人たちが、

やっぱり給食つくるのに必要だと思うんですが、そのあたりそれでいいのかなというふうに私は思うんですが、いかがなものなのでしょうか、余りにも安い人件費で、この人件費を抑えるということをされて、経費を節減してる努力はわかるんですけど、それが余りにも働く人たちの犠牲の上になり立っているんじゃないかなっていうふうな気がしてるんですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　今、給食センターの夏休みの関係と、学校の夏休みの時分の部分ですから、給食センターは学校が夏休みであっても、業務的には逆に夏休み中が忙しいというぐらい業務はあるんです。ただ、学校に給食を提供するということで、午前中の段階でもう配達まで終えるわけですので、給食調理をする時間は短い中で２，７００をつくるということから、人数的には正規の職員が１０名と臨時的な確保で５名、１５名でされてるわけです。ただ、夏休みになりますと、今度は忙しいんですけれども、朝から夕方まですべてかかってするというところで、人数的に若干絞れるというところで、また、運営委託料という額も決まっておりますので、どうしてもパートの方については、夏休みの間は遠慮していただくというところが出てきているところです。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　パートの人だから夏休みの間は無休っていうふうなことも、ほかに何か仕事ができないのかなっていうふうに思うんですが、そこら辺をもう一度、また再検討お願いして。

それと食育、今、食育がすごく言われております。学校給食法により「教育の一環である」と明確に位置づけられているわけですが、本町の場合はそのあたり食育の位置づけっていうふうなことは、どうされてるのかお聞かせ願います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　食育の位置づけについて伺うというご質問ですが、戦後の混乱期の食糧事情も十分でない中、栄養補給のための食事としてだけではなくて、教育活動の一環として昭和２９年にこの学校給食法が制定されまして、学校給食が全国に広がっていったところです。

近年では、子供たちを取り巻く環境の変化・社会情勢の変化等により、子供たちの食の乱れが問題になってきております。そうしたことから平成１７年に食育基本法が制定されました、食育の位置づけについては、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」とした上で、子供たちに対する食育については、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯に渡って健全な心と体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」としております。また食育とは、「食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を

実践することができる人間を育てることである」としています。また、学校給食法の改正、新学習指導要領の実施等において、学校における食育の推進が新たに追加されまして、学校給食は学校教育の一環として、より明確化されてきているところです。

このように、人を育てる上で大変重要となる食育を進める上で、学校給食は重要な役割を担っているというふうに理解をしているところです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　今その食育というのは、授業の中に取り入れられて実施されているんですね、三股の場合。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　配置は三股小学校になりますが、栄養教諭が１名配置されておりまして、この教諭が町内の学校を回って、食育の教育を行うという格好になっております。

○議長（山中　則夫君）　上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　学校給食は、ただ単に子供に３度に１度の食事を提供すればよいというものではないんですね。やっぱり食べることによって、直接的な意味と、さらに食べることの先にあるもっと広がりのある意味、偏りなく食べるとか、安全なものを食べるとか、それから栄養のバランスはどうなっているのか、そして育ち盛りの子供の体をつくっていく、本当にただ単に食事ちゅうだけじゃなくて、ものすごく勉強になるちゅうんですか、やはり重要な教育の一環だというふうに思うわけです。それと、集団で食べる、楽しく食べる、このことも大事になってくるわけで、私たち、終戦直後は粉ミルクの何か、アメリカからのまずいものを飲まされた年代としては、今の給食本当に、私も何回か給食センターで試食させていただいたんですが、おいしいですよね、三股の給食というのは。そういう意味で、ぜひ民間委託とかそういうふうなことをするのではなくて、食育を通し、生産者とそれから消費者、そういうふうなことまで社会的にも考えられるような子供を育てるという意味でも、重要視していただきたいなというふうなことを申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ここで２時４０分まで本会議を休憩します。

午後２時29分休憩

午後２時40分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前にお引き続き本会議を再開します。

発言順位５番、福永君。

〔５番　福永　廣文君　登壇〕

○議員（５番　福永　廣文君）　午前中傍聴していただいてました公民館長方が帰られたので、ちょっと拍子抜けいたしますけれども、一般質問を行いたいと思います。

まず、６地区公民館の駐車場の整備についてということでお伺いしたいと思います。

現在、６地区公民館の駐車場は砂利敷きで舗装はされておりません。さらに夜間の街灯等も特に設置がなく、夜間に利用される方が非常に雨水に足をとられたりして困っております。そこで、皆さんのため要望がございまして、全面を舗装というのはちょっと広過ぎるかもしれませんけども、できれば中央の入口から半分側だけでも舗装をお願いできないかということと、また、街灯をぜひ設置をお願いしたいということがございましたんで、執行部の今後のお考えをお聞きしたいと思います。

以後の質問は質問席からさせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　６地区分館の駐車場の整備ということでございます。

６地区分館は平成７年に建設されておりますが、駐車場については、確かに未舗装のままというふうになっております。

理由としましては、教育委員会の事業としまして三股中学校の学校耐震化を含めた整備事業、そして４つの小学校の体育館改築事業、そして弓道場建設事業など、大型事業が連続したこと、その他耐震化などの優先しなければならない事業等が続いているところでございます。

ご承知のとおり、６地区分館は体育施設も備えておりまして、スポーツ少年団、勝岡少女バレーや一般のミニバレーボール、バトミントン、ミニテニスなど、ほとんど毎日のように利用されている施設でもあります。

教育委員会としては、来年度以降も武道体育館や勤労者体育センターの耐震化、三股西小学校の屋根改修事業、これも億を超える事業です。このような大きな事業を引き続き抱えてるとこですが、駐車上の舗装の必要性については十分、認識、理解しているつもりですので、優先順位等も考慮しながら計画していきたいなというふうに考えています。また、街灯の件もございましたので、一体的に検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　いろいろな大きな事業があってなかなか予算的にということでございますけども、よその他の公民館の駐車場の状況はどうなっているのかちょっと聞きたいと思いますけれども、どげんですか。

○議長（山中　則夫君）　答弁、教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　９つの地区分館があるわけですが、基本的には６地区を除くところについては舗装がしてあります。全面舗装っていうことだけではなく、一部っていうことも含んでしてあります。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　よその分館においては、一部でも舗装がしてあるということでございますんで、ぜひとも早急なる対策をお願いしたいと思っています。特に、前桑畑和男町長も水曜日、毎回お孫さんを迎えに行かれて、非常に雨が降っているときは困るということで、特にお願いしてくれというようなことでございまして（笑声）「あなたが町長のときにすれば、よかったんですけどね」というようなことを（笑声）言ったんですけども、できなかったということで昨夜もまた言われましたので、ぜひともお願いしたいと思います。これで要望をもちまして、続きまして次の質問に移りたいと思います。

「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」についてでございますけれども、新規就農者、認定農家、集落営農の育成・支援の具体策はどういうものかということ、また認定就農者の認定については、どのようになってるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　第５次三股町総合計画の中の基本方針の一つとしまして、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」があります。議員のご質問はその基本方針の施策の①農林水産業の振興における新規就農者や認定農業者集落営農への具体的な育成・支援策かというふうに存じます。

生産性の高い安定的な農業経営の推進に向けて、安心・安全で品質のよい、売れるものをつくることが基本となりますが、そのため認定農業者に向けては、規模拡大のための農地あっせん、品質向上、低コスト化を図るための施設・機械の導入などを行っております。

集落営農に向けては、転作を含めた集落的農地利用を初め、機械・施設の効率的利用を進めるとともに、集落営農組合の情報交換、相互連携活動の充実に努めるなど集落営農組合の運営活動の支援を行っているところです。新規就農者につきましては、みずから独立して農業を開始する方、農業法人などへ就職する方などおられますが、平成２４年度からは国の「人・農地プラン事業」が施行され、地域ごとにプランを作成することで、青年就農給付金や雇用事業を受けられることとなっております。

なお、この「人・農地プラン事業」につきましては、先週３月１２日から２１日まで、各地区で説明会を実施しているところです。

認定就農者につきましては、県に認定された農業経営を始めようとする方のことであり、将来の農業経営を定めた就農計画を作成する必要があります。

なお、認定就農者の窓口は、農業改良福祉センターまたは県農業振興公社への新規就農相談センターなどとなっているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　３月１２日から２１日まで、地区ごとの説明会が開催されております。わたしも６地区のほうに参りました。ちょうど課長は何か用事があってお見えになっておられませんでしたけれども、その中で、大体１０名くらいのプロジェクトチームをつくって、地区ごとの営農プランといいますか、農地集積のことやら、いろいろ話し合うというような今後の日程になっているようでございます。

その中で水田の農地の集積ということは、今お米の置かれている状況は非常に営農の面で、収益の面から見たときに、非常に厳しい状況が今わかってると思います。だから米だけで、要するに営農を営むということは、現実には三股町内ではちょっと不可能じゃないかと思います。そういうとこを勘案したときに、農地集積も大事でございますけれども、それ以外の現在の認定農家で、どうしても農地が必要だという方はそれだけ余計いらっしゃらないような状況が今、６地区を見ましてもあるような状況であります。

そこで、何かのほかの方法を考えないと、地区ごとの営農プランを作成っていっても、無理にだれかに農地を集約するとか、そういう方法が果たして見出せるのかなっていうのは不安があるわけでございますけども、考え方がなかったら、プロジェクトで今後練るわけでございますけれども、そういう農地集積ということに関して、水田農業の収益を考えたときは、なかなかそれを引き受けてもらえる方が現実的には難しいだろうという気がしているわけでございますので、そのことについて何か考えがあったら、課長でもと言っちゃ失礼ですけどもお願いしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君）　今、議員がおっしゃいました説明会を行っている部分につきましては、国が平成２４年度から行う「人・農地プラン事業」ということになりますが、農地プラン事業といいますと、マスタープランをつくらなくてはいけないと。その部分における農地集積というのは、条件に戸別補償制度への加入という言葉が入っております。ということは、その「人・農地プラン」における農地集積については、水田のみの考え方であると。畑等を含めて広範囲に考える場合は、認定農業者における農地集積というのは、農業委員会等を介して行う農地斡旋というもの、これは、いまだに今後も続いていくということでございます。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　国の考え方はとにかく規模拡大というのが一番頭にあるわけです

けど、現実に水の問題とかいろいろございまして、なかなか難しい状況が今後やっぱりあると思います。さきの内村議員のＴＰＰの問題でもありましたけども、今後お互いにやっぱり知恵を出し合いながらやっていかないと、いろいろ厳しい状況が目に見えていますんで、さらに頑張っていきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきますけれども、財政の抜本的改革、見直しについてでございますけども、先ほど上西議員のほうからもちょっとございましたけれども、管理委託事業と指定管理の違いと申しますか、町長が先ほどちょっと説明されましたけども、もう一回そこのところを説明をお願いしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この３番、財政の抜本的な改革見直しについてということで①のほうから回答させていただきます。

公の施設の管理委託につきましては、これまで地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、または公共団体もしくは公共的団体にしか委託できませんでしたが、平成１５年の地方自治法の改正によりまして、住民サービスの向上や経費の削減等を目的に、地方公共団体が指定する団体に行わせることができる制度、指定管理者制度が施行されています。

以前までは委託ということでしたけど、それ以外は１５年の改正で指定管理者制度が導入というふうになってきたところです。本町でも本議会で提案しておりますパークゴルフ場、清流園、デイサービスセンターを指定管理者制度により管理を行っております。

また、指定管理できる公の施設というのは住民の福祉を増進する目的を持ってと、そして住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設に限られまして、庁舎それから給食センター等の住民の利用に供することを直接の目的としない施設は公の施設に当たらないということで、これについては指定管理者になじまないということになります。

学校給食センターにつきましては、いいですね。先ほどお話しましたけど。以上、指定管理者制度と管理委託の違いと思っています。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　住民の福祉または住民の利用を目的とする状態といいますか、そういうところしか指定管理はそぐわないというようなことでございますけれども、これは、例えば都城市なんかも同じような考えでしょうか、行政は指定管理と管理委託の考え方はどこも同じ考え方なのか、三股だけが特別なのか、そこをちょっとお伺いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　これは、先ほど言いましたが、平成１５年に地方自治法の一部改正ということで、今までは管理委託を中心にしたところの施策でございましたけれども、これは民間の

いろんなノウハウを生かすというようなことで、そういう効率性とかまたスピード化とか含めて、いろんな取り組み等が効率的にやられるということで、この指定管理者制度が導入されたということでございます。

これは法律でできるもの、できないものございますので、それは日本全国どこも一緒だというふうに私は思います。ただ先ほど給食センターの話が出ていましたけども、これは指定管理はなじまないと言いましたけれども、調理業務とかそういうところの部分について、管理委託という形で民間が入ってくるというのは可能でございます。そこのところご理解ひとつ。都城の給食センターはそのような方向ではないかというふうに思っています。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　都城の状況とちょっと比較してみますと、都城の場合は調理管理と配送委託と２つに分かれていて、それを市の直営でやっていたやつを管理指定にして、調理等委託費ということで一本にして、経費の削減が約単年度で２億円ぐらいだというような数字がございます。これは都城の数字でございます。それを考えますと、この部分だけでも都城ができて三股でできないという理由が何かありますか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど申し上げましたように、この給食会、給食センターの運営につきましては、学校給食会というのが設立されておりまして、そちらのほうが運営を、管理運営含めて、すべての業務をやっているというところであります。

そして、そこの職員としてこの調理業務、それから配送関係、運送、そちらのほうもそこの職員がやっとるってことでございます。都城市の場合は、そこがすべて職員でやってたということでございます。それを今度は民間に切りかえるために調理業務の委託業務という形で、多分運送のほうも委託業務ということで、要するにそうなりますと、職員事態を今度は本庁の方に引き上げて、そこで何回か相当の期間を設けてパソコンとか、いろいろな業務を研修させて一般業務につかせたというようなお話は聞いていますが、そういうふうなところでの経費の削減、人件費のコスト削減というふうに理解してます。ですから、うちのほうで先ほどの質問、上西議員の質問に答えましたように、人件費を含めて既に相当な努力をしているというところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　経費削減ということをいろいろな場で申されますけども、やっぱり今都城市の例を話されて、給食センターにおられた職員を引き上げて、いろいろまた教育し直してというのは手はかかるかもしれませんけども、都城でできて三股でできないというのがちょっと。職員の方を、今言われたように、また本庁に戻して再教育いろいろしなくちゃいけないと

かいうのはあるかもしれませんけども、もしそういうような状況になったら、そういうことはない、三股はないですか（「ない」と呼ぶ者あり）じゃあ町の職員でないということになれば、逆にそういう都城みたいな感じの管理の仕方というのは、安いんじゃないんでしょうか、どげんでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　町長のほうで答弁されたように、その調理業務、配送業務、これを都城市は民間の業者にされとるということですが、全国的にもこういう格好で取り組んでおられるところはあります。

これは基本的には、その町の直営であったところ、要するに町の職員、市の職員で運営しとったところを、人件費等を抑えるために、その町の役場に引き上げて、そしてそこをその民間の業者にさせたということで、うちの場合はそれを昭和４１年から町の職員ではない、学校給食会というところに委託してるっていうことですから、民間に委託してるっていうことです。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　それでは、次の質問に移ります。一般会計の地方債が参考資料の中に出ておりますけども、１６ページから、この中で昔のというか、古い借り入れのやつで利率が４％、６％、５％というようなのが一覧がございますけど、こういう状態を償還年度も２５年、２６年とか、もう間近でございますけども、利率の高いやつを一般のところなんか借りかえを、今利率が安い中で、そういうことは可能なのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　財政の抜本的な改革見直しについての中の②ということで、地方債の借りかえ関係についてのご質問でございますが、平成２３年度末の一般会計地方債の現在高６８億３，０００万円で借入件数が２５０件、うち利率の高い３％を超えるものが２２件、額にして約９，７００万円ございます。

地方債の借り入れについては、元利償還金等について交付税需要額に算入される有利な借り入れを基本としているとこでございまして、交付税措置がない借入件数は５０件であります。借入先の資金については、公的資金、地方公共団体機構資金、銀行等資金と３つに大きく分かれますけれども、繰上償還または借りかえについてはそれぞれの資金で条件がありまして、利率の高いもののうち、繰り上げ条件をクリアしたものについて実施しているところであります。

今後は、繰上償還また借り換えについて、中長期的視点に立って地方債発行時期の平準化、地方債残高の平準化、公債費の平準化、市場関係者への配慮等を考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えます。何でも高いからまとめて返そうとすると、それに対する保証金、手数料等かかりまして、そしてそれを返すことによって今度は次の借り入れができなくなったり、いろ

いろと条件がございますので、そのあたりを十分配慮しながら、借り換えについては執行したいというふうに考えています。

○議長（山中　則夫君）　福永君。

○議員（５番　福永　廣文君）　わかりました。できるものはやるということで、いろんな条件等がついていてできないのは仕方ないということでございますけども、一つでもそういうことができるんであれば、実行していただくようにお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山中　則夫君）　本日の一般質問はこれにて終了します。

残りの質問は２１日に行うこととします。

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後３時04分散会

平成24年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第17日）

平成24年３月21日（水曜日）

議事日程（第４号）

平成24年３月21日　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君	書記　川野　　浩君
	書記　谷口　　光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎　敬三君
教育長	田中　久光君	総務課長兼町民室長	渡邊　知昌君
地域政策室長	西村　尚彦君	税務財政課長	原田　順一君
町民保健課長	山元　宏一君	福祉課長	大脇　哲朗君

産業振興課長 …… 丸山浩一郎君　　都市整備課長 …… 下沖　常美君
環境水道課長 …… 岩松　健一君　　教育課長 …… 野元　祥一君
会計課長 …… 重信　和人君

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　ただいまの出席議員は１２名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．一般質問

○議長（山中　則夫君）　日程第１、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位６番、指宿君。指宿君。

〔６番　指宿　秋廣君　登壇〕

○議員（６番　指宿　秋廣君）　それでは、通告をいたしました案件について、ご質問をしていきたいと思います。

二元代表制の中で発言できる、また、そういう形で一番大きい場としての一般質問が、今回で２０回になります。いろいろご提案を申し上げましたけども、それについて真剣に真正面から取り上げていただいたということに、まず感謝をしています。と、ともに、今まで発言をしてなかなかクリアできなかったものについても、引き続きご検討を願えればありがたいというふうに思っています。

それでは、１番目の教育行政についてということで、質問は、教育行政の中で、答弁書については町長というふうにしておきました。これにつきましては、昨年まで、通学路としての街灯という形で予算があったいうことにありますけれども、今年度から見当たらないようでございますので、現実的な例を提示して要望、もしくは設置についての考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

場所につきましては、旧佐伯スタンドのところから、今市に通じる道路でございます。あそこにつきましては、ちょうど中ほどに、旧ジデコというところがありましたけれども、今、更地になっています。通られるとおわかりだというふうに思いますが、今市、下新のちょうど境ということで、両自治公民館ともなかなか手が出せない、もしくは設置を、防犯灯としての設置をすると、その自治公民館が管理しなくてはいけないということからいって、通学路としての位置づけで、これについて街灯を設置するという形をお願いできないのか、翻って、もう少しそういうところが、全町的にあるのではないか、いうことから、もう一回、今回の通学路の街灯についての

ご配慮が願えないか、ということをひっくるめてご質問をいたしたいと思います。

演台からの発言は以上で、あとは質問席からしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　では、ただいまの教育行政について、そして、新馬場から今市までの間に街灯を設置できないかの質問について、回答させていただきたいと思います。

街灯、防犯灯の設置について、基本的には、地域集落内防犯灯については、総務課で設置していますが、中学生の通学路については、部活動の帰りの安全確保という観点から、教育委員会のほうで対応しているところでございます。

まず、通学路の街灯について、説明をさせていただきます。

通学路の街灯設置については、平成１９年度から取り組んでおりまして、現在１６５カ所設置しているとこです。

設置の基本的な考え方は、考え方、設置基準は集落と集落との間が離れていて、人家もなく、どちらの自治公民館も対応しない場所というふうに考えています。

ただ、６地区、勝岡の新坂のように、勝岡地区の生徒だけでなく、三原や、蓼池、餅原など、複数の地区の生徒が通る、夜道の危ない場所には例外的に設置しております。

ご質問の新馬場～今市間ですが、そこは集落と集落との間が接近していて、人家も少なからずあるようです。したがいまして、通学路の設置基準には該当しないところであります。

次に、防犯灯の設置について申し上げますと、防犯灯は、地域の自治公民館からの要望に応じて町が設置いたしております。設置後は、自治公民館によって電気料の支払いや、修理などの維持管理が行われております。

新馬場～今市間については、今後、旧みつば跡地の開発により分譲住宅建設の計画もあり、将来的には住宅の増加が見込まれますので、自治公民館と協議、検討したいというふうに考えてます。

それ以外の、この通学路等の設置ですけれども、今回のところ予算措置しておりませんけれども、それぞれ、また学校、ＰＴＡ、いろんな要望等を踏まえながら検討させていただきたいというように思うところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　地域が離れているところということですけども、実際上の問題として、今あそこは、エアポケットじゃないんですけども、下新も今市もなかなか難しい、複数に入り組んでいるちゅったらいいんですかね、みつばの跡地のところは、全然真っ暗という状態で

す。辛うじて、つるべの自販機がある程度というところなんですね。だから、自販機の光を頼りにという形になっているようです。

その跡地については、みつばの跡地については、開発をされて今からできるかもしれませんけれども、そこの人たちがどういうふうになるのかを、まだはっきりしないし、また形すら見えていない現実の中で、子供たちは通学をしてるし、現実に子供たちは部活にも入っています。将来のことは、将来その移管をその地域にしてもらうとしても、現実問題としては、それを設置しておかないと、どうにもならないんではないのかなというふうに思っています。

今、自転車で自分で通ってみると、とてもじゃないけど大人でも怖いぐらいですから、女の子なんか特に怖いんではないのかなというふうに思っています。現実に、近所に聞いてみると、子供が怖い言うと、て、こういうふうに言うわけですね。遠回りをして、人家がありそうなところを選んで帰ってるみたいなところも、あります。しかし、部活が終わった後に、暗いときに、遠回りをして帰るというのはなかなか、現実にそぐわないというふうに思いますし、絶対その街灯が、地域の人が全部してくれればいいんですけれども、佐伯スタンドの近くのところには防犯灯があります。だけど、管理がされてないようですね。だから、それが、全体が故障しているのか、管理されていないのか、それはわかりません。だけど、そこでそれぐらい、中も、それから入っていくと、ゼロ、電柱をずっと見てきましたけども、ゼロ、という形です。

ぜひとも、こういう形があるので、その例を出しましたけれども、再度また教育委員会との中に検討していただいて、予算措置をしていただいて、再度見直しもお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　現地が暗いということですが、教育委員会としては、今回予算は計上しておりませんけれども、地元の要望、そしてＰＴＡ、学校の要望、踏まえて必要があれば、補正することは、やぶさかではないということです。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ぜひ、お願いをしておきたいと思います。地域の人がそういう要望のすべをご存じないということもあるでしょうから、ＰＴＡから上げるというのは、なかなか容易ではないのかなというふうには思いますが、実際問題としてそういうことも踏まえた上で検討願えればよろしいんじゃないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしておきます。

次の問題に入ります。少し泉ヶ丘中学校の問題を入れておきました。後ろのほうで笑ってもらうと質問しづらいんですけど、総務課長。後ろのほうで笑ってもらうと質問しづらいんですけど。

何かあったですかね。何か笑われると質問しづらいんですけれど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

泉ヶ丘中学校が、２年経過したというふうに思っています。今、昔であれば我々の小学校・中学校の時代であれば、町内各小学校を卒業した６年生は、ほぼ１００％、転勤等がなければ、１００％三股中学校、もしくは東中学校へ進学をしていたというふうに思っています。

しかし、今は宮崎に私立もありますけれども、そういうところに行くという、これはまた別な次元でしょうけれども、宮崎県の教育委員会として中学校をつくられています。三股町にある教育委員会と違う次元になっているし、教育行政という形で言うと、少しどうなのかなというふうに思っています。

まず、県立泉ヶ丘の中学校につきましては、学力がすべてではないというふうにお聞きをいたしております。すべてではないということは、８割９割は多分学力で、後はその小学校の学校における、もしくはクラスにおける委員長、生徒会長という人たちの、核になる人たちが、多分中学校に、泉ヶ丘の中学校に行かれるんだろうというふうに思っています。

そこで、お聞きをいたします。町内の三股小学校からの卒業者から三股中学校への数の推移について、本年度、数がわかれば教えてほしいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　それでは、教育行政についてですから、私のほうでお答えいたします。

泉ヶ丘中学校への進学状況ですが、まず２２年度は、今２年が経過しておりますから、町内の小学校２６５人のうち２５０人が三股中学校へ来まして、１５人が他の学校に進学しています。この１５人は、県内のあちこちの私立も含めて、そのうちの４名が泉ヶ丘中学校へ進学しております。

そして、２３年度は卒業生が３０６名でした。そのうちの２７９人が三股中学校、２７人は他の学校がへ行って、泉ヶ丘中学校へ８人ですね、ということが今年度の進学状況であります。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今あったわけですけども、端的に言うと、わかりやすく言うと１割、三股各小学校から行く、子供さんが抜ける、１割、それも、先ほど言ったようにクラスでいうと委員長、学校でいうと生徒会長という人たちが抜けていくんだろうというふうに思っています。特に、この８名の泉ヶ丘中学校で言うと、特に、そういうところが顕著ではないのかなというふうに思っています。

クラスで言うと、今回も８クラスぐらいだと思いますので、各学年１名、泉ヶ丘中学校に行く人を、単純にすると、そういうことであると相当、今は、この前の卒業式も大変すばらしい卒業

式で、落ちついていますけれども、昔のようなこともあり得るのかなというふうに思っていますので、イのところであります、要するに同学年、過去３年なら３年でもいいんですが、例えば中学校１年生の２学期末なら２学期末の同時期の成績がどう推移しているのか、もちろん問題についてやすいとか、易しいとか、もしくは難しいとか、いろんな設問の仕方も違いますので一概に言えるとは思っているものではありませんけれども、どう推移しているのかを、お聞きをしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　それでは、イのとこですね。三股中学校の各学年の成績の比較ですが、今ありましたとおり、問題がそれぞれ違うわけですが、一応、毎年４月に１年生を対象にして学力検査が行われております。国語、社会、数学、理科の４教科で、その４教科の合計点をこうずっと見てきますと、現在の高校１年生が、点数を申しますと２６９．７点でした。で、３年生は２８５．９点、２年生が２７４．２点、現在の１年生が２７８．２点となっておりまして、かなり成績は、今非常にいいですね。そうなってくると、申しましたように、毎年試験問題は異なっておりまして、難易度も違っておりますから、単純な比較はできないじゃないかなと思っております。泉ヶ丘附属中学校ができた影響は少なからずあると思っておりますけれども、現在のところは、そう深刻な問題とは受け取っておりません。学校もそういうふうに言っておりません。また、リーダー的な素質のある子が抜けていることも現実ですが、学校の状況にはその影響はないと、いうところでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　子供さんの行動について、学校で、統計とられてるのかどうかわかりませんが、例えば祭りがありました。例えば、夏休みの特定のときに、子供たちが無断で外出、徘徊とは言わんとでしょうけど。その補導とか、多分に多くなっているのか、そこら辺の把握をしておられるのか、生徒指導の状況という立場からお答えを願えたらありがたい。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　生徒指導の状況についても、特に目立った、１件、２件は、子供たちですがありますが、大きな問題点はないというふうにお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　学校というところは、自分の学校がこういう問題がありますて、なかなか対外的に言うところではありませんし、できれば教育の中で指導して直そうと、こっするところですから、対外に出て、昔のようにテレビ、マスコミで騒がれるような状況でないことは、重々わかった上での質問ですので、お答えまた願いたいと思いますが。

今見てみると、私が知る範囲内なのかは知りませんが、全体をまとめて、昔であれば、リーダーのもとにやっていたというのが、なかなかうまくまとまらない。今の３年生が、優秀であり過ぎたのかもしれません。しかし、余りにも３年生、今、卒業したからもう３年じゃないんでしょうが、旧で言いますと、３年、２年、１年ですね、という流れで言うと３年生と２年、１年に差がある、というふうに思っています。

その差を、泉ヶ丘中学校にかぶしたくはないんですけれども、どうしても、ちょうど２年という流れから、そう感じてしまうものですから、そういう感じについて、学校長もしくは教育委員会、教育委員としての流れというのは感じてらっしゃるかどうかお聞きをします。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　生徒指導状況は、各月にそれぞれ学校長から報告があって、聞いております。

この前、卒業式にも出席、議員の方々出席されて、あちこち名前を呼んでも名前が、起立しない子供たちがおりました。結局は、不登校の状況ですね。この子たちが卒業式にも出れなかった状況。そういうことからして、今、１年、２年を見るときに、学力的には、今３年生は非常に高い。そして、２年、１年生もそれを追いながらいっておりますが、それほど今のとこありませんが、かなり頑張ってきておりますので、そこは今後また伸びていくだろうというふうには期待しております。

生徒状況報告の中も、それぞれ警察ざたになるようなことも、あまりないし、そういう状況では余り起こってない。あまりと言うとおかしいですが、ないということはお聞きしているとこでございます。

以上ですが。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　教育委員会のところの耳に入らないように、現場の学校長をはじめですね、涙ぐましい努力をされてる結果だろうというふうに感謝はしているんですけれども、私自身は、県の教育委員会と、三股町の教育委員会は、おのずと違ってくるだろうというふうに思っています。県の教育委員会は、県内の教育行政を考えりゃいいわけですから、それはそれとして、三股町の教育委員会は、三股中学校を主に考えざるを得ない、中学生で言うとですね。ということからいって、今、リーダーになる人ですね、リーダーになる人が、今年度言うと８名ですか、抜けていくと。これからも、このまま泉ヶ丘中学校が存在する限り、この問題はとれていかないんではないのかなというふうに思っています。

それで、二、三点お聞きしますが、わかる範囲内で結構ですけども、この泉ヶ丘中学校の規模、及び学校の持っていき方ですね、どういうふうなことをされているのか、わかっている範囲内で

いいですので、お願いしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　泉ヶ丘中学校ができて今２年目を迎えておりまして、いずれにしろ、その後の３問にも出てくるんですが、泉ヶ丘が設置された１つの大きなところは、各中学校は学力に注意しながら上げて、全体を上げていかないといけません。しかし、やっぱり伸ばすところは伸ばしていくところもないといかんわけですね。そういう意味では、一つの、伸ばすといいますか、トップクラスというと語弊があるかもしれませんが、そういう学力のある子供たちをまた一つ伸ばす段階として、泉ヶ丘中学校はできたというふうにとらえても私はいいと思うんですね。そういう意味で、こういう学校ができたというふうにもとらえてほしいと思いますが、ま、これから、ことしも８人ということは、泉ヶ丘中学校の２割を占めるわけですね。定員４０名ですから。これからも、ふえる可能性はあるかもしれません。これは何とも言えません。そういう状況にあります。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　３番までに入っていきたいと思います。この考え方でいうと、知恵を出すところを育てるので、ほかの中学校では汗を出す人を育ててくださいちゅうふうに聞こえてしまうんです。中を聞くと、学校の先生もあれだそうですが、ほとんど医者とかですね、そこら辺だそうです。現場の体験教育はどこに行くんですかと言ったら、手術室とか、そういうところに行くんですね、体験学習。だから、そういう人を育てているところですね。

小学校の前から、その中学校に入るために塾、もしくは家庭教師を呼ぶという形でやっているんだそうです。県がやる、私立がやるなら別ですけど、県がやる機関として果たしてそれ妥当なんだろうかと。本当に頭のいい人だけをピックアップして都城、三股圏域から集めてきて、ぼんとやりますと、４０名程度やりますという形を本当に大丈夫なんだろうかと。それも、各学校で核になった人たちだけ集めて、あと残った人は、そこでやらざるを得ない。

大変、危惧をしておりますので、県の教育委員会の考え方、町の教育委員会の考え方は違うものだという形で問題視をしながら、この問題についてをとらえてほしいと思いますが、再度ですね、教育長として、もしくは教育委員会としてでもいいんですが、泉ヶ丘中学校と三股中学校の位置づけについて、考え方があれば教えてほしいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育長。

○教育長（田中　久光君）　泉ヶ丘高校は、県立のもちろん高校であることは、間違いありません。中学校は町立ですが、お互いに、これは密接な関係にあるわけですから、高校に進学していくわけですから、そこにそれぞれの、子供たちはいろいろな希望を持ちながら、持っていくわけですから、進学させて行く、そういうことはもう当然あっていいわけであって、泉ヶ丘高校は、頭さ

えよければ通るんだと、そういうことじゃありません。

中学校のまずテスト内容ですが、まず適性検査をやります。そして、作文を書かせます。そして、あとは集団面接をします。これが、附属中学校の試験の方法ですね。これは、五ヶ瀬、宮崎西、泉ヶ丘、全部、そういう形式で試験がなされます。それで、小学校のときの内申、いわゆるそういう成績を上げながら、そして実際は面接もして作文を書かせるという状況ですから、ただ頭がいいだけが入っていく学校だけではありませんので、そこはもうご理解をしていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　冒頭にも言ったように、頭だけではないんだけど、頭の上の人からピックアップしていくんですね。問題を起きている人たちで、その人たちをどうにかせないかんと、県内として考えにゃいかんと、各自治体で置いている学校ではどうもならんという人たちを連れてきて、行動やらそういうのをするんなら、それは大いにやってくださいって、県の全体の英知を集めてと、こうなるんですけども、頭のいい人たちというのを、上のほうで考えているわけで、学力だけでいうと下のほうの人たちが、そういうふうに習っている人たちをやるっていうことじゃないわけですから、ほとんどが、そういう流れで全部とってる、学力だけではない、ということは、クラスの核になる人たちを入れてますよと、いうことを。そこら辺は、やっぱ考えておかないと、繰り返しますけども、昔のように荒れた学校にならないように、県教委と町の教育委員会との差を、常に注視をしておきたいというふうに、お願いをしておきたいと思います。

教育行政について、もう一点設定をしておきましたので、お答えを願いたいと思います。

今回、特に図書司書の関係で、雇用形態を変えられたというふうにお聞きをいたしております。この形態について、経緯、それから今後どうされる、等をですね、お答えを願いたいと思います。今回、８月、図書司書については、８月の雇用をやめて年間１１カ月で雇用します、というふうに予算上なっているやに聞いておりますので、それについての、どういう契機でこうしたんだとかですね、どう司書の人たちについて位置づけているのかとか、そこについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　教育行政関係の、教育現場のことでございますので、教育課長から回答させます。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　ただいまのご質問ですね、図書事務者ということですが、２３年度まで、三股小学校、三股西小学校、三股中学校の３校について、補助金を学校長に交付するという格好で、校長が図書事務者を雇用してきたところです。

これについて、外部評価が行われた際、補助金ということではなく、直接学校予算に計上せてきたという指摘がありました。これを受けて、負担金審議会で協議した結果、２４年度から、学校予算に賃金として計上して、町が直接雇用するということにしたところでございます。

理由としては、校長に対して補助金を交付するということの問題性、それと万一、公務災害等が発生した場合、最終的な責任のとり方として、校長がそれができるのかという問題等があったところでございます。

これまでとは雇用形態、また勤務する時間ということも異なることになりますので、学校現場では、当初、戸惑いはあると思ってはおりますが、そういう事情ですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　そういう補助金の形態は違うんだってなっておりますが、この平成２３年度三股町単独補助事業の外部評価の結果ということでいうと、図書の事務補助小中学校のものについては、現行どおりが３なのに見直しと、見直しは１なんですよね、そこをどういうふうにとらえて、現行どおりが３なのににしたのかお願いします。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　町単独補助金において、この図書司書補助については、現行どおり、という、結論としてはそういうことでございます。

ただ、この町単独補助金の評価の中で、その委員の意見として、現行どおり、その図書司書を配置していくことは、現行どおりということでございますけれども、その他の意見として、補助事業になじまない、直接学校予算に計上すること、学校独自の経費として予算措置すべきだ、本来の趣旨と異なる支出となっている、本来の趣旨と異なるという点は、ＰＴＡ関係を兼ねてやっているというところに、本来の趣旨と異なるという意味ではないかというふうに思っております。

こういった意見がございまして、現行どおりということではありましたけれども、そういった意見に対して、今回の事業、町単独補助金の事業評価につきましては、ほかにもいろいろその評価が……。事業、委員の下された評価どおりにはなってないというものもございまして、というのはですね、この町単独補助金の評価につきましては、あくまでも参考ということでの意見でございますので、必ずしもその評価に対して、そのとおりやっていくということではないということで、委員の方にも最初、始まる前に説明をしたところでもございます。

以上の観点から、今回の図書司書につきましては、現行どおりであったけども、その委員の意見として、ある部分を修正したと。

この学校補助金につきましては、もう、恐らく１０年ぐらい前から、町が町に補助をすることの、この矛盾と申しますか、は、常に指摘をしてきたところでもございました。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今の日本語ちょっとおかしいですね。指摘をしてきた、で現行どおりになった。たら、見直しました。たら、この外部評価とこれは、要するに、出したけれども、自分の都合んよかとこだけとりますよということですかね。自分の都合悪いところは、無視しますよ。自分の都合のよかとこだけして、現行どおり適用しましたと、なら、これ見直しならわかりません、見直しなら。だけど、現行どおりできました、だけど１０年ぐらい前からは、自分たちが問題視してたから、これをいい機会にして見直しました。ふっ、て思うんですが、今のことは、今しゃべられたことは議事録に載りますので、それでよろしいのか、再度お願いします。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　先ほど話したとおりでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　それ、おかしいですね。別に、外部評価委員会の組織を利用して、自分たちのやりたいことをやってますということですよね。要するに、問題視をしてたということがありました。だけど、外部評価にしたらその意見の中でこういうのがありましたけれども、総体的な現行どおりでしたと、いうことですよね。百歩譲ってそれがもしそうであれば、形態を変えるんであれば、そこでだれが雇用されようとも、当座は、その人たちに不自由ならんように当座運びますよと、中で、この現行どおりとなってるけど、中で雇用の形態はそういうふうに変えるけれども、その人たちにそうならんように当座やりますよと。普通、何でもやるときには、行政、試行というのが得意ですから、試行て、２４年度はやってみましょうと、徐々にそれについて、雇用形態が変わった、その次にこうやりますというところの中で、外部評価の少数意見か、何かわかりませんが、それも公表した中でこういうふうにやっていきたいと。これを見ると、少数意見とか、大意見なのかわかりませんが、要するに、議会でも意見がありましたって言いますね。ただ、報告の中で、その他少数意見てありますよね。たら、そこは調子がいい、これ、いいって思ったら、そういう意見のところをとりましたということになっていくと、それは少しおかしくなるというふうに思います。ですから、この現行どおりと、見直しの関係をもう一回教えてください。この中で言う、見直しと現行どおりは、どう違うんですか、それなら、教えてください。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　見直しというものは、その事業のいろいろな方式、例えば補助金でやるものを現行の予算で組んでやるっていうものも一つの見直しでございます。そのほかにも、例えば学校を少なくしなさい、学校を増やしなさい、それも一つの見直しでございます。

そういうことで、この補助金を今現在やってるものが、もうちょっと増やさなきゃいけないんじゃないか、もうちょっと減らしてもいいんではないか、もうちょっと別の方式でもいいんではないかと、そういった意見を、いろいろといただくために、今回外部評価をしたところでもございまして、現行どおりというのは、現行のとおりでいいけれども、例えば学校をもうちょっと広げるべきではないかとか、あるいはその対象者を広げるべきではないかとか、そういったものも現行どおりというのもございまして、いわゆる外部の評価、住民と申しますか、そういった人の意見を聞いて、外からはこういうふうに感じられてると、それをもとに、内部でもいろいろ検討していこうではないかということで、不要となったものは、必ずしも不要にしない場合もあると、不要ではない見直しというものを、今回、予算化しなかったものも当然ございます。そういうことで、一つの外部の意見を聞くということでの、今回の実施でございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　もちろん、行政として、いろんなことを、その人たちが議員でもないわけですし、全権を握っている人でも、選挙で選ばれた人でもないわけですから、これについて、こういうことを、その中では町民の、もしくは団体の人は感じてらっしゃいますよ、という、参考にするんですよ、というふうになるんですけども、説明の中で、今回この見直しの案件がある中で、こうやりますというふうにつけば、これがそうなっていますよね、というふうに、今思ってしまいます。現行どおりの中は、内部の拡充、現行どおりにという形で入ってるが、それは間違いないですか。済みません、お願いします。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　現行どおりというものについても、そういった、現行どおりだから、必ずしも現行どおりにしてあると、いうことではございません。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　質問の仕方が悪かったかな。この外部評価の中で言う、現行どおりという区分けの仕方においては、制度の拡充も、この現行どおりというとらまえ方に入っていますか、とお聞きしてるんですよ。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　現行どおりというのは、こちらが示した基準の中には、その補助をするのは現行どおりであるけれども、先ほどから申しますように、中身を見直しなさいという言葉は、当然委員からも出るわけでございまして、それは、現行どおりの中であっても、例えば拡充とか、そういったものも、きちんとしてありますよ、ということでございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　日本語としてあれだけども、普通考えると、拡充についても、見直しの中に入るのかなというふうな思ったんですが、多分そうゆうことの中で、現在をこのまま進むというものについては、現行どおりだと、もしくは制度を拡充するものも、現行どおりの方式の中で拡充、発展をしていくというのも、現行どおりだと、そういうことでよろしいですかね。

見直しというのは、削っていくんだと、もしくは、制度そのものも対象者を少ないほうへ見直していくんだと、そういうふうな解釈で、この見直しと現行どおりの位置づけはよろしいんですか。

○議長（山中　則夫君）　税務財政課長。

○税務財政課長（原田　順一君）　最初から申し上げますとおり、評価委員の意見を聞くということでございまして、現行どおり、例えば５名でしたから、３名の方が現行どおりということで、現行どおりと評価が出たけども、あとの２名の人は、見直しということとかですね、評価が違います。しかし、我々行政が検討する材料としては、５人のうち２人は違う意見もあるんだと、そこのところもやはり、尊重しながら、直せるものは直していくんだという姿勢でございます。いわゆる、評価委員の意見を聞くというのが、今回の目的でございますので、そこのとこを、例えば現行どおりで、はっきり申しますと、もう公表してるわけでございますので、長田地区通学指導の補助金については、現行どおりでございます。

ところが、意見の中には、これは不公平感があると、なぜ長田地区の人だけにそのものかということで、他地区への拡大はできないかとか、そういった意見もございます。

したがって、今後その辺も踏まえてどうするのか、ということもまだ課題として残っているんではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　このとおりしろっと言ってるんじゃない。この区分の仕方を聞いただけなんで、この区分はそこに入ってますかと、聞いてるんだけで、これやりますかって、だれも聞いてないんですよ。だから、こういう区分の仕方では、３等分した中で、要するに、普通の人が見る目と、この表を見る目と違うんですよねっていうことが言いたかったわけですよ。別に、普通、見直しちゅったら、まだ大きくしなさいよ、というのも見直しの中に含まれそうに見えるなというふうに思ったからしゃべってるんですよ。そうしろって言ってるんじゃないんですよ。

先ほどの通学路の話からいうと、あれは東中学校の廃止からの引っ張りもんだから、そんなに簡単に論議するものとは、またちょっと違う問題だろうというふうに思いますので、ほかのところにも、金をやるんだっちゅうんなら、またそれは別でしょうけども、その問題とこの問題は、

やっぱり、ひっくるめる必要はないんだろうというふうに思っています。

それで、再度、この問題においてしますけれども、ずっと教育行政という流れの中で、こういう問題がありますよねという中で、行政から教育委員会に、いろんな諸問題がある中で、ここまで手をつけるんですか、もう少し、こんだけ手をつけるということ、泉ヶ丘中学校の問題からいろいろある中で、こうなんですが、少しこれについて再考、再びちょっと考えてもらうちゅうことはできないですかね、ということが言いたかったんですけども、何か展望、何か考えがあれば、答えを願いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　教育課長。

○教育課長（野元　祥一君）　図書事務者について、補助金で対応していることの問題性、これを解消するということで、今回、学校予算のほうに賃金として計上したということで、目的は今言ったとおりで、減額をすることが主目的ではないということですので、その１１カ月というところで、学校現場のほうで不都合があるとすれば、それについては、また意見を聞いて、善処したいというふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ぜひ、我々がここで話すよりも、現場の人が話しされたほうが早いと思いますので、どういうことも考えられるのか、三股町が児童生徒、もしくは乳幼児ひっくるめて手厚いことをしているということは重々わかっているわけですけれども、しかし、観点から激減緩和の考え方とか、雇用形態を変えるんであれば、またそれはまたそれで、もう一回クッションを置くとかしてほしいなあというふうに申し添えておきたいと思います。

次に、２番の問題に入ります。

町長も、新聞を今、賑わしてますから。まず資源ごみの問題で、こういう問題、昔はアルミ缶等々が多かったんですけれども、今新聞紙とか、そういうものが相当あると。テレビ等でいうと、新聞、それから山崎紙源ですかね、そこが受け入れ先になって、今回の問題について受注、受け入れ側になってるということから、いつの新聞ですかね、宮崎市議会が、要するに罰則つきの条例を、もう今議会に可決されたと、１０月からもうこれ発効するんだと、ことを踏まえて、この問題が新聞に載る前に一般質問の通告しちょってよかったなあと、思いながらしたんですけれども、今、三股町にこの問題を踏まえる中で、損害等が把握しているのかどうかも踏まえて、資源ごみの持ち去りの禁止条例についての考え方をお願いをしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　宮崎のほうでは、この資源ごみの持ち去りという事件が発生しまして、それに対応する条例化というのが可決されたということでございますけど、本町でも、昨年の１０月に３カ所の資源ごみ回収所からの持ち去りというのが、事例が発生したところであります

が、その後は発生しておりません。

この持ち去り禁止条例、これを制定している自治体というのは、大量にそういう資源ごみが集積される都市部のほうに多いようでございます。

本町では、どのようにこれを対応するかということでございますが、資源ごみの回収所の管理、これを厳重にしていくということで考えたいと。ただ、現段階では条例制定ちゅうのは考えておりませんけれども、今後の状況、宮崎市の状況、そしてまた本町の状況、隣の都城の状況、いろいろと注視していきたいなというふうに思います。

来月にはリサイクルごみ回収指導推進員、これが新たに任命されていきますけれども、そのときの説明会で、このような動きがあると、こういうふうな事例が発生したということを踏まえまして、この回収所の管理体制、強化をお願いしたいというふうに、今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　担当課長にお尋ねしますが、昔は、生き瓶、が主だったんですね。集積所から持ち去られる、それが缶になり、紙もという形になってますけども、今町長からありましたけども、過去にもいっぱいあったと思ってるんですが、もし、そういう事例が把握されてればお答えを願いたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　環境水道課長。

○環境水道課長（岩松　健一君）　それでは、お答えしたいと思いますけども、先ほど町長が申されましたように、１０月に、上新と山王原と中町の資源ごみ回収所から新聞等が盗まれたというのが発生はいたしております。ちょっと前をちょっとさかのぼってみたんですけども、平成１８年ごろに、そういう空き缶、アルミ缶とかいうのが、盗難事件があったというとこだけは把握はいたしております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　これは、都市部、宮崎市の場合でいうと、損害額が千何百万だとかっていう話は出ています。

本町も、都城に近い山崎紙源が続けとるということを想定してるわけじゃないんですが、生き瓶であったり、そういう缶類ではまた別のところが、回収、有償で引き取るわけで、この資源ごみと称されるものについて、住民がそこに置いたら、これは行政の持ち物である、これについての認識は、町長、よろしいでしょうか、どうですか。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　資源ごみ回収所という町の施設に持ち込むわけですから、それはもう町

の所有権というふうに認識しております。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ありがとうございます。その考え方でいうと、やっぱり、この資源、罰則規定を入れるかどうかは別問題ですけども、やっぱり、条例はつくっておくべきだろうと思っています。

ただ、回収指導員の方も、その所在をはっきり、現場に遭遇した場合ですね、そこに、この持ち物については、資源ごみは条例で資源ごみ持ち去り禁止条例を制定してますと立て看を入れてるだけで、私は、違うポイントに持っていこうとする人と、まあ、言い争いにはならないでしょうけれども、毅然とした態度でできるんではないのかなと。

今、ありました上新というのがありましたので、上新の指導員の方に話を聞くと、新聞紙に全部上新て書きよるっちゅうわけですよ、マジックで。わかります、その労力たるや。これ並大抵じゃないですよ。だから、そういうことではなくて、こういうことですよと、条例を制定しましたよ、という看板を立てるだけで、大分違うんじゃないのかなというふうに思いますので、条例制定、全部でこれつくってるわけですから、だから、罰則規定はするかどうかは内部で十分もんでもらえばいいわけですけれども、再考願えるかどうかですね、町長に再度お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　本町でも、この、環境に関するいろんな条例制定も考えてますけれども、環境基本条例っていうのを、今のところこの検討委員会を立ち上げまして、住民のほう、住民っていいますか、町民の代表者を含めて今検討会をやってるとこなんですが、それとあわして環境基本計画ということもこの中あわせて、今後検討しなければならないんですが、そういう場、そしてまた、先ほど言いましたように、このリサイクル回収推進指導員、ここのところの意見等も踏まえまして、今ご提案がありましたこの持ち去り条例、十分検討させていただきたいというふうに思ってます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ぜひ、そんなに、これをするからちゅって、お金がべらぼうにかかるっていう問題でもないですし、せっかく行政が指導員をお願いするわけですから、そこに立て看一つ条例を制定してつくってあげて、こうですよと、持っていく人に対してもプレッシャーになるでしょうし、そういうことを踏まえて前向きに、まあ、宮崎市がやらないで三股町が先にやれて、無理なことを言ってるわけじゃないんで、ひな形になるものは日本全国いっぱいあるわけですから、ぜひともお願いをしておきたいと思います。

最後になりました。設問で防災・減災対策という形で書いておきました。

今や、防災っていうのは多分無理だろうと、災害を減らす、減災という言葉のほうがより確か

ではないのかな、二次被害もひっくるめて、という観点からお聞きをいたします。

今、今回の平成２４年度予算の中で、本庁舎に太陽光発電を導入する計画をやるんだというふうにのっていましたけれども、もちろんこの庁舎が必要ないということで災害対策本部が一番先立ち上がるわけですから、その太陽光発電でいざ災害、もしくは電気が来ないときにその電気を使ってやるんだということ、まあ、発電機もあるでしょうけども、そこもひっくるめた中で対応されてるんだとは思うんですが、今、緊急性の高いって書いたのは、普通に、と言ったら語弊がありますね、一年間の中に１回もしくは２回、常時使われるようなところがありますよね。三股町全部あるけれども、ゼロ回というところがほとんどあって、集中豪雨があったときにはそこが使われる頻度が高い、というものについてですね。太陽光発電は、もし電気がとまっても、コンセントがあって１カ所からはとれますよね、電気が。そこで発電するものについて。そうであれば、電気がとまったという想定をすれば、この緊急性ということからいって、昼間だけでも、例えばテレビが見れる、例えば電気がつくということがあります。ちょっとした小さいバッテリーと組み合わせると、だいぶ長くつけるように聞いております。この、その物すごい数をやれということではなくて、使われる頻度の高いところについて、この避難所を対象にした、公の施設ですから、太陽光発電ということを模索されることはどうなのかなという観点からお聞きをいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　では、回答させていただきます。

さきの、東日本大震災ではその被災地が広範囲であったことと、被害が甚大であったために多くの被災者を出しまして、電気、水道、ガスなどのライフラインを断たれまして、厳しい避難所生活を強いられたことはご承知のとおりであります。

東日本大震災後、電力需給が不安視される中、特に災害時、避難所となる学校や公共施設などでは停電時の電源確保が必要とされております。

太陽光発電と連携する蓄電システムへの要望が高まっており、今回の被災地においては企業や大学等の技術や資金の支援、また被災地に対する国の復興支援によって、太陽光発電と連携する蓄電システムの設置が進められているようであります。

本町においては、地域防災計画において災害時の避難所として２８カ所を指定しておりますが、避難所への太陽光発電システム設置の具体的な計画は今のところはないところです。

災害の種類や程度により、太陽光発電の設置については災害時における有効性など、傾聴すべき課題も多くありまして、先進事例の動向を注視したいと考えております。

しかしながら、今回の東日本大震災での東京電力の福島第一原子力発電所の放射能事故にあっては、大変な深刻な事態に陥っており、世界的な規模での原子力発電にかわる再生可能な自然エ

ネルギーを活用した発電システムの推進を求める声がますます高まっておりますので、本町においても中央公民館や学校等の公共施設において、太陽光発電を利用したシステム導入ができないか、今後検討していく考えであります。

あわせてその施設を、緊急性の高い重要な避難所として位置づけることも検討したいというふうに考えてます。今、テレビ等でも、よく避難所のところでの、もし停電時にどうするか、というところで、いろいろと課題があるわけなんですが、自動車の蓄電池を使った、バッテリーを使ったところの、そういったものの発電と、いろんな仕組みというか、取り組みもございますので、太陽光に限らずその避難所運営はどうあるべきかと、そのあたりも、この地域防災計画、また今後の太陽光発電含めてこのエネルギー計画を検討させていただきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今後、そのどうなるかわかりません、考えてみます、という感じでしょうけども、総務課長にちょっとお聞きをしますが、通常集中豪雨等々がありますね、台風が、今、緊急的に使われている、まあ、正確な数字じゃなくていいんですが、避難所でポンと使われ頻度の高いところが何カ所ぐらいありますか。教えてください。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（渡邊　知昌君）　災害、特に風水害の場合ですね、避難準備情報という段階から動いてるわけでございますが、１つは、要援護者支援という形での把握、その中で自主避難をされるという方が、特に長田地区においては、何カ所かございます。そういった場合に、まず最初に考えてるところが、第一地区公民館を今しているところでございます。というのは、それぞればらばらに、各地域でありますと、かなりその運営体制っていうのが把握が困難になるということから、一カ所を一応お願いをしてるところでございます。そのほか、福祉施設等で三光苑とか、そういったところの受け入れもあるようでございますので、そちらのほうを希望される方もおられるというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　今、お聞きをしているのは、例えば、小鷺巣が避難されますといったときには一地区公民館に行くのではなくてそこに行く、ものの青年館とかそういうとこに行くんじゃないですかね。全部ここに、要するに、地域の人が避難をするといった時に各消防団が把握をしながらされますけれども、場所ですよね、全部一地区ではないと思うんですが、何カ所ぐらいあるのか、ちょっとその２８カ所の中でどれくらいあるのか、ちょっと、数字が正確じゃなくても結構です。

○議長（山中　則夫君）　総務課長。

○総務課長（渡邊　知昌君）　現在、自主避難という形で出したところでは、そんなに多くなかったもんですから、今のところ、先ほど申したような形でやっております。

以前に避難勧告等、あるいは出したときは、それぞれの集落館、そういったところで身近の、そこの災害の状況によるんですが、そこで出したところについては自主避難、避難勧告を出したところについては、そこの最寄りの集落館のほうにお願いした、という経緯でございます。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ということは、集落館ということでいうと、そんなに大きい数ではないですね。３カ所とか、２カ所とか、そういうたぐいだろうと思います。私は、ここでお願いしているのは、要するにそこに特化したものでまずいいんではないのかなというふうに思って、要するに避難を指定されている、私がいる上新で、上新の児童館っていっても避難をする人はほとんどいないでしょうから、指定されているだけで、そこに、要するに頻度的には余りないだろうというふうに思っています。ですが、そういう小鷺巣、それから長田地域というところでいうと二、三カ所はあるんだろうというふうに思った上で、そこに、これはどういうこと、できませんかねえという想定でございますので、ぜひとも、もちろん防災計画でもむんだということもあるでしょうが、三股町の本庁舎に太陽光発電をつける、絶対だめだとか、いいことか悪いとかっていうコメントをするあれにはないんですが、と同時にそういうところについても前向きに設置するようなことを考えてほしいんですが、再度、町長、答弁お願いします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　防災、そしてまた、それに対応する減災といいますか、またそれと、その避難所を含めてその後の運営の仕方、いろいろと検討する機会は多々あると思います。そのために、一つの提案として検討さしていただきます。

そして、先ほど言いましたように、その運営をうまくするためには一番いい方法は何なのか、この太陽光だけに限らず、その避難所の運営自体にとってのベストな方法という観点から検討させていただきたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　指宿君。

○議員（６番　指宿　秋廣君）　ぜひ、住民の皆さんが、自分があそこに避難するんだと、この前もしましたよと言われるようなところについては、太陽光発電がついてるだけで、外から見ても安心感もあるだろうというふうに思います。その、もちろん、新燃岳で発電容量が落ちるとかいろいろな部分があるでしょうけれども、今から先、避難をする、こういう時期ですので、クリーンエネルギーの一環というのも、これ、ありますので、本庁舎をすぐ、という同時に、やっぱりたぶん太陽光発電というのは、今回の設置される大きな目的は、太陽光発電をすることによって

対策本部もうまく回るんだということも一つあるだろうと思いますので、発電機だけではどうにもならんちゅうこともあるでしょうから、そういうと同じように位置づけてもらえると、より住民の方もわかりやすいんではないのかなというふうに思いますので、町長にこれについては要望をして、質問を終わりたいと思いますので、事後のことについての検討よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山中　則夫君）　ここで、１１時１５分まで本会議を休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時17分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩以前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位７番、池田さん。

〔１０番　池田　克子君　登壇〕

○議員（１０番　池田　克子君）　通告いたしました、福祉行政についての①障害者に対するグループホーム、ケアホーム、福祉作業所の設立に対し、行政としての支援をどのように考えているのかについてのみ、壇上より質問させていただきます。

平成１８年に施行された、障がい者自立支援法に基づき、当町でも障がい福祉計画案が作成されております。その中に、３つの目標と４つの基本的な考え方が示されております。それぞれについては割愛いたしますが、質問に関連する部分のみ申し上げます。

その３つの目標の３番目に「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」と題し、障がいのある人への自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、ＮＰＯ等との連携により、地域の社会資源を最大限に活用していきます、との補足説明があります。

また、４つの基本的な考え方の３番目に「グループホーム等の充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を推進」と題し、地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所、入院から地域生活への移行を進めます、との補足説明があります。

これら目標達成のためには、受け皿となる各ホームや福祉作業所の設立がなければ成り立たない計画であります。ＮＰＯ法人や特定非営利活動法人等が設立することになろうかと思いますが、行政としてどのように支援されるのか、あるいは支援されたのか、お尋ねいたします。

あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　福祉行政についてのご質問でございます。

障がい者に対するグループホーム、ケアホーム、福祉作業所の設立に対し、行政としての支援をどのように考えているか、ということでございます。

現在、町内の障がい者施設は、ケアホームを兼ねたグループホームと福祉作業所がそれぞれ１カ所ございます。この年度内にグループホームが１カ所開設に向けて準備をされているようです。

町からの、運営に係る財政的な支援ということになりますと、グループホームは自立支援制度に基づいたサービス事業所ということから、その４分の１を補助費として、そして福祉作業所については地域支援活動センター補助金として年４００万円を補助しているところです。

また、施設整備に関する財政支援となりますと、グループホーム、ケアホームの新築・改修に対しては、国、県からの障がい児（者）福祉施設整備補助金が限度額の４分の３、福祉作業所の改修に対しましては自立支援基盤整備事業として限度額が事業所に直接交付されています。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　法人といえども民間であります。各施設の設立においては、法的な規制や住民への理解を得なければならない等など、いろいろなハードルがあると思われます。そこで行政が力添えできないならば、計画も頓挫してしまいます。現に危うく頓挫するかと思われた事例もあります。また、設立の計画があっても、各人で対応くださいと言われている事例もあります。

先ほども申し上げましたが、幾ら障がい者への自立政策を掲げたとしても、住民や民間の組織、企業等の協力がなければ実現できないのではないでしょうか。

中でも、先ほど申し上げましたように、法人こそが行政への大きな力となるのではないでしょうか。

先ほど町長としては、支援としていろいろ、金銭的な支援として申し上げられたんですが、設立に対してとかいろんなことっていうのは金銭だけに限らない、支援っていうのがあるわけなんですね。

先ほど頓挫とか、あるいは自分で対応してくださいとかいうようなことを申し上げたんですが、これは一番担当課がご存じでございますんで、担当課としてはどのように考えておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　財政的な支援以外の支援ということになりますけれども、１８年４月に施行された自立支援法、これに基づきまして、今言われている地域移行の問題がございます。そして、就労支援というものは大きな２つの課題がございますけれども、こちらに関しては１８年度当初から地域支援協議会というものを設立いたしまして、各専門家の方々に入っていただきまして、その場において、三股町の状況、そして支援策について検討しているところでございます。

また、今年度からもっとより具体的にというところで、専門部会を設置したらどうかというご意見もございましたので、またそちらに向かって協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　専門部会も結構でございますけれども、やはりあと一歩っていうところで頓挫するとこであった事業所もあるわけなんですよね。本当に本人のそういう、設立したい、あるいはどうしたいって希望される方が、本当にこういう方向でもうちょっと協力いただきたいという、こういう声を聞いていただく、そういうものがなければ、ただそういう協議会等で検討、検討っていうのは書類上だけの検討になりがちなんですよね。ですから本当の、そういう現場の声を聞いていただくっていうか、そして聞いた上で、じゃあ、自分たちでできることはどういうことがあるのか、そういう内容的なものを検討していただく協議会、審議会だったらいいんですけれども、国のいろんなそういう政策の中に沿った協議であれば、机上の空論ですよ、これは。ですから、ぜひ、何を困っているのかとかいう、本当に現場の人の声をぜひ吸い上げていただいて、例えばグループホーム設立にしても、何か自分たちで協力できることはないのかっていう、こちらから尋ねるぐらいの姿勢で対応していただきたいと思います。ですから、ぜひそういう姿勢を持っていただくっていうことでは、福祉課が窓口として柔軟な対応をとっていただきたいと思います。その件についてもう一度決意をお願いいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　協議会につきましては、これは専門的な委員で構成されておりますし、また実際グループホームとか事業所の代表の方にも入っていただいておりますので、中は専門的な協議がなされているということに思っております。

それから、今言われました、もっと相談にということで言われましたけれども、うちのほうからも積極的に取り組んでいかなければいけない事業ですので、実際、地域に障がいのある方々が生活できるような環境づくりというのをしていかなければならないわけですので、そちらにつきましては積極的な取り組みをやっていこうと、実際やってきているというところでございます。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　ぜひその辺は真摯にそういう方々の声を聞いていただいて、対応していただきたいと思っております。また、無事に設立できたとしても、やはり行政の方の協力は欠かせないっていうことであります。

ですから、こういう障がい者自立支援に向けて行政としても、これは、先ほど、受け皿として彼らたちはしてくれるわけですから、車の両輪としてとらえて、さらなる支援をお願いしたいと思いますが、こういういろんな施設の方々への思いをどういうふうに町長としては今後しておられるのか、いま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　先ほど、回答をさせていただいたのは、財政的な支援というのが主でございましたけれども、やはり財政的な支援とともに現場でどういうことがこの設立に向けて障害になってるのか、そのあたりの声も十分踏まえながら、そういうソフトの面での支援というのも念頭に置きながらやっていきたいと、また現在もやってるということですが、もしそのあたりのところがもうちょっと一歩前へ、ということであれば、そういうふうな、真摯に受けとめていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　次に参ります。

次に、②のですね、地域福祉の担い手の育成をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

多くの人が描いている理想郷の一つに、福祉社会が挙げられます。ですが、少子高齢化、経済活動のグローバル化により、従来型の社会保障財政に限界が生じているのも事実であります。

ここに新たな福祉の適切なあり方を問うたときに、共同型福祉社会が注目されておりまして、必要なところに適正に届く福祉として、提言されております。

町長のスローガンに「自立と協働で創る元気なまち　みまた」は、まさに協働型福祉社会へ向けての第一歩になるものと思います。協働に参加する方々は、ボランタリーですね、ボランティア、ボランタリーな精神が潜在すると言われております。そのボランタリーな活動に行政も柔軟性を持って対応しないと、行政への信頼が薄れるとあります。

要するに、いろんなそういう提言等しようとしたときに、むしろそういう発言を持ってやろうとすると、「かっこつけて、あの人は、まあ、あんなことをいっつも言っててなあ」とかいう、ちょっと批判めいたことがちょこちょこ見受けられるわけですね。一生懸命地域活性化やろうと思って本人は必死な思いで皆さんに訴えようとすると、「ええかっこつけて」とか、いろんな、陰で批判する、行政がそれしてるっていうわけでもないんですけれども、そういうような言動、

行動があったときに、やはり行政としては、そういうボランティア的な精神を持ってる方々への対応として、行政としてはこういう方々と融合するにはどうすればいいかっていうことで、そういう方々との、双方が同じテーブルに着いて自他ともに尊重し合うことを前提にして、できれば適切なコーディネーターを置いてじっくり話し合いを重ねることだ、ということであります。

理想的な福祉社会の実現に向けて、担い手の育成をどのように考えておられるのか、先ほど申し上げましたように、地域福祉の担い手をどう行政として育成していくのか、っていうことでございますので、その辺を含めて育成についてお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この②の地域福祉の担い手の育成っていう観点から、回答させていただきまして、先ほどのコーディネーターについて、また後で若干述べたいと思います。

これからのまちづくりは、子供から高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、だれもが住みなれた地域で、心豊かに安心して暮らせる仕組みづくり、それを持続させていくことが求められています。

そのためには、さまざまな課題について、住民一人一人の努力、住民同士の相互扶助、公的な制度の連携、自助、共助、公助ですけど、によって解決していく取り組みが必要だというに考えます。このような活動には積極的かつ、きめ細かに活動を推進する地域福祉の担い手が大変重要でありまして、現在は民生委員、児童委員や自治公民館、ボランティアグループの方々にその役割を担っていただいているところです。

しかしながら、今後ますます少子高齢化が進行し、社会環境が著しく変化していくことが予想される中、さらなる担い手の育成、拡大が求められているというふうに考えます。そのためには、地域福祉の牽引役である、社会福祉協議会と連携をいたしまして、地域福祉活動に参加する機会や情報を広く提供することにより、担い手の育成に取り組んでいかなければなりません。特にこれからは、団塊世代を含めたシニア世代が、豊富な知識や経験を生かして地域の福祉の担い手となって住民と一体となった活動を進めることが重要であるというふうに考えています。

やはりこのボランティアの育成というところが非常に重要でございまして、またそれを、自治公民館含めていろんな方々がバックアップしていくということで、ボランティアが、かっこいい云々ということで批判されないように、それが当然な社会というふうな、住民の意識を高めていくことが非常に重要だろうというふうに思います。そういう意味合いでまた、そういうコーディネーター、このボランティアグループ、あるいは民生委員、児童委員の中から、そういうふうなコーディネートできる人たちと、そういう住民へのケア含めての認知度を高めていくという努力をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　お答えいただいたように、地域福祉はみんなが協力し、重層的に取り組むことが初めて成立するということであります。

しかし、推進するためには、３つの協働、要するに専門職同士、あるいは地域と専門職、そして行政が連携して仕組みとして構築することが大事になります。

今、地域福祉推進体制の基盤を強化するために地域福祉コーディネーターの養成が求められております。当然これは、資格が要るわけですけれども、しかし、こういう養成をする場所があるということで、そういうコーディネーターをもっとふやしていただきたいということでございますが、当町には、私の知る限りでございますけれども、３名しかいない、いらっしゃらないかなあと思っております。３名それぞれは三光苑さんとか包括支援センター、あるいは笑顔の里の施設長とかですね、３名かと思っておりますが、またほかにいらっしゃるかもわかりません。それはすみません。しかし、こういう方々がやはりコーディネーターとしておられるんですけれども、まだまだ、人数的には少ないかなあと思います。もっともっと皆さんが、そういう養成講座の講習を受けられて、もっと広く町民の方々が資格を持ってくださっとれば、各方面ごとにもっと、福祉のそういう協力体制ができるんじゃないかと思っておりますが、これについては、町長、どのようにお考えでございましょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　今、コーディネーターの育成というか、もあわせた形で、地域福祉の担い手を育てていったらどうかということでございますけれども、なかなかボランティアの数も実際ふえない状況にございます。

先ほど議員のほうから言われたことも１つだと思うんですけれども、まずうちのほうといたしましてはきっかけづくり、このきっかけというのが大変重要でございます。そのためには、言われたような形でコーディネーターを育成して、この方々が勧誘していくというか、引き込んでいくというのも重要ではないかというふうに思っております。

この前の１２月のときに、議員のほうから言われた傾聴ボランティア、これもまあ１つのきっかけというところで、早速その後に、高原からコーディネーターを呼びまして、開催したところでございますけれども、多くの方々が賛同されて、今後の取り組みについて、いろいろな意見が出たところでございますので、こういう形で進めていければなというふうには思っております。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　ぜひ、１つずつでも段階を踏みながらでもですねそういう動きが広まっていただければありがたいと思いますし、また現在そういう地域福祉コーディネーター

の方がいらっしゃるわけですから、そういう方々は福祉のパイオニアでございまして、やはりそういう人たちとちょっと、協力っていうか、情報交換しながら、行政として、何か、そういう方々との協力体制ができないのか、あるいはその人たちに協力要請をできないのか、その辺をもう一回ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　先ほど、町長の答弁にもございましたけれども、地域福祉の牽引役というのが社会福祉協議会という位置づけになっておりまして、もちろんその中に、職員の中に地域福祉のコーディネーターがおります。ですから、一般の方ももちろん、その、議員の言われた３名の方もあわせて、もともとそういう社会福祉協議会がその中核施設として、組織として動いていかなければいけないわけですから、その働きかけは十分可能かなというふうに思っております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　ぜひぜひ、支援センターの方はまた行政としての業務もあられると思いますので、それをまたほかの方向でとなるとまた大変な思いもされると思うんですが、ぜひその辺は、こういう方々との協力体制っていうのをとっていただけるとありがたいので、よろしくお願いしときます。

次、行きます。

次に、まちづくりの基本方針の中で、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」とありますが、障がい者に対する福祉の基本理念について伺います。

①でも申し上げた、障がい福祉計画案の中にあります基本理念は「一人一人が輝き、共に歩み、共に支え合い、心温まる三股町」となっております。それはそれで意義のあることでございますが、ここでお尋ねしたい福祉の基本理念は、町長ご自身が描いておられる理念であります。「まちづくりをみんなで一緒にやりましょう。障がい者の方もともに歩み、ともに支え合いましょうと説得するには、とにかく地域の中に溶け込んでやること、そして情熱でそれを支える仕組みが必要であること」とある知事がシンポジウムの中で述べられたことであります。住民と行政の相互理解と信頼が求められるっていうことであります。町長ご自身の理念をお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　まちづくり基本方針の中で、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」とあるが、障がい者に対する福祉の基本理念ということでございますが、障害者に対する福祉の基本理念については、障害のある人自身が住む場所選び、そして必要な福祉サービスの支援を受け、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本理念というふうに考えてます。

このことから、施設から地域への生活移行や、就労支援といった課題に町で対応できるよう努めるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムづくりと、経済的な自立を果たすために個々の特性に応じて就労できる支援等をしていくということが必要ではなかろうかというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　町長の個人的基本理念ということでおっしゃったんだと思いますけれども、やはり福祉っていうのは、本当に心がけなければ、なかなかできるもんでもないと思います。ぜひぜひ優しさを持って対応していただければと思いますし、行政は町長お一人でできるものではありません。住民と行政の信頼を高めるには、職員の意識が重要になってきます。住民とのコミュニケーションと実質化し、それを評価していく仕組みづくりが大事であるとも言えます。

昨年３月に発生した東日本大震災において、行政が、企業や民間の組織、住民の方々とコミュニケーションを日常的にとっていた地域では、減災効果があらわれたということであります。

福祉のまちづくりは、福祉の基本理念に通じます。担当課長に、障がい者に対する福祉の基本理念についてお尋ねいたします。

○議長（山中　則夫君）　福祉課長。

○福祉課長（大脇　哲朗君）　先ほどもちょっと触れましたけれども、現在の課題というのが大きく２つあるということで、地域への移行支援というのと、そして就労支援ということでございます。

町といたしましても、現時点ではなかなか地域の移行支援という形が見えてきていない状況でありまして、先進地に職員を派遣して、視察等を行っている状況でございます。また、そういう話が直接はおりてきてないんですけれども、それを、先ほど言いました地域支援の協議会の中で、今後話し合っていきましょうという形で思っておりますけれども、基本的には、今この２つの問題を対応できるような形で進めていこうというところ、まあ、ちょっと理念とは外れましたけれども、施策としてはそういう２つを掲げて対応していこうというふうに考えております。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　行政としての業務っていうのは、当然職員の方もあられるんで、なかなか地域とのコミュニケーションっていう場っていう、そういうものをいったときに、なかなか個人的なコミュニケーションそのものはとりにくい部分もあるかと思います。しかし、机の上だけの仕事であれば、コミュニケーションというのはなかなかとれない部分があるわけですね。ですから、福祉の担当課の方っていうのは、もちろん窓口でいろんなご相談を受ける、されたり、

大変お忙しいかとは思います。ですが、ぜひぜひその辺の、住民とのコミュニケーションというのをぜひ推奨していただいて、どんどん、どんどん住民とのコミュニケーションとってくれっていうのを、課長自身がそういう中でおってくださると、動きもしやすいのかなっていうのあると思いますんで、ぜひよろしくお願いしときます。

実は、私個人のことでございますけれども、福祉の原点を教えてもらったある施設に、先月１５日行ってまいりました。鹿児島の日置市にある高齢者多機能福祉施設「ふきあげタウン」っていう施設でございます。ちょっとパンフを持って上がりましたけれども、こういうふうなすばらしい場所でございます。本当、ホテルと見間違うぐらいのすばらしいところでございましたが、建設は医療法人誠心会理事長の前原くるみ先生がされておりますが、経営主体は、ゆのもと記念病院となっております。

日本初の高齢者専用住宅として国交省に認められ、家賃減免制度で、家賃の最低はゼロ円となっております。現在、５０床中半分以上は家賃無料であります。その分は、誠心会が補てんされております。

何はともあれ、このパンフのように、本当どっかの高級ホテルを思わせるようなすばらしい施設でございました。こういうゴージャスなつくりとなっているこういうところに、私も本当、先生に、先生、予約しとったらいかんのでしょうか、なんて言いながら、それぐらい、こんなとこ住んでみたいなっていうぐらいゴージャスでございました。

低所得者の方の、高齢者の方が安心して入居できる施設が全国に広がることを望んでおられました。ここに、私が先ほど申し上げたように、福祉の原点があると思い知らされた視察でございました。本当丁寧に対応していただきましたんですけれども、一人の方が、ある方は、国民年金でも生活できる、そういう施設があると助かるんですが、とおっしゃったっていうことですよね。皆さん国民年金の金額をご存じでしょうけれども、なかなかそういう方々が、こういう住宅は別個として、普通の住宅に入るっていうのは厳しい面がございます。だけど、そういう方々のために何とか手助けできないもんかっていうのが発想の原点であったということでございました。

この、私が参ったことを、町長にも見ていただいて、お話し申し上げたところでございますが、福祉のあり方について、町長としては何かお感じになられたことがありましたら、一言お願い申し上げます。

○議長（山中　則夫君）　町長。

○町長（木佐貫辰生君）　この鹿児島県の吹上町のすばらしい、この多機能型の老人福祉施設、また病院との併設もございます、すぱらしい施設についてお話を伺ったところですけれども、やはり高齢者、そしてまた障がい者、社会的弱者の方々が安心して住める地域づくり、やはりこれに努めなければならないというふうには思ってます。

ただ、本町にとって、どういうものができるかとなったときには、やはりそれも民間施設でございますけれども、いろんな形でやはりこの、やはり地元に近いといいますか、自分が住んでるとこ、近いところでの、生涯を暮らす、ということがやはり非常に重要なことでございますんで、そういう点には配慮しながら、これからの福祉施策を展開していきたいというふうに考えてます。

○議長（山中　則夫君）　池田さん。

○議員（１０番　池田　克子君）　これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山中　則夫君）　一般質問は、これにて終了します。

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時52分散会

平成24年　第１回（定例）　三　股　町　議　会　会　議　録　（第18日）

平成24年３月22日（木曜日）

議事日程（第５号）

平成24年３月22日　午前10時00分開議

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑

日程第３　討論・採決（議案第１号から議案第３３号までの３３議案並びに平成２４年陳情第１号）

日程第４　議案第３４号上程

日程第５　質疑・討論・採決（議案第３４号）

追加日程第１　意見書（案）第１号上程

日程第６　議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第１　常任委員長報告

日程第２　質疑

日程第３　討論・採決（議案第１号から議案第３３号までの３３議案並びに平成２４年陳情第１号）

日程第４　議案第３４号上程

日程第５　質疑・討論・採決（議案第３４号）

追加日程第１　意見書（案）第１号上程

日程第６　議員派遣の件について

出席議員（12名）

１番　池邉　美紀君	２番　佐澤　靖彦君
３番　堀内　義郎君	４番　内村　立吉君
５番　福永　廣文君	６番　指宿　秋廣君
７番　上西　祐子君	８番　大久保義直君
９番　重久　邦仁君	10番　池田　克子君
11番　山中　則夫君	12番　桑畑　浩三君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　上村　陽一君　　書記　川野　　浩君

書記　谷口　　光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎　敬三君
教育長	田中　久光君	総務課長兼町民室長	渡邊　知昌君
地域政策室長	西村　尚彦君	税務財政課長	原田　順一君
町民保健課長	山元　宏一君	福祉課長	大脇　哲朗君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖　常美君
環境水道課長	岩松　健一君	教育課長	野元　祥一君
会計課長	重信　和人君		

午前10時00分開議

○議長（山中　則夫君）　ただいまの出席議員は１２名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１．常任委員長報告

○議長（山中　則夫君）　日程第１、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長　指宿　秋廣君　登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿　秋廣君）　それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果について、会議規則第７６条の規定に基づき報告をいたします。

当委員会の付託された案件は、議案第２号、３号、４号、５号、６号、７号、８号、１２号、１３号、１４号、１６号、１７号、１８号、２１号、２２号、２３号、２４号、３２号、３３号の計１９件です。

案件ごとに説明いたします。

議案第２号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町課設置条例（平成１６年三股町条例）第１２号の第２条の表中、税務財政課の第４項の次に、第５項、町税及び公課の収納対策に関することを追加しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３号「三股町税条例の一部を改正する条例」。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成２３年１２月２日公布されたことに伴い、所要の改正措置を講ずるものであります。

主な改正内容は、本則９５条においてたばこ税の県と市町村間の税率の変更で、旧三級品以外の税率を１，０００本につき４，６１８円を５，２６２円に変更し、条例附則第９条町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から１０分の１に相当する金額を控除する措置を廃止し、第２７条の次に、第２８条個人の町民税の税率の特例等を新設し、平成２６年から平成３５年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の額は第３１条の規定にかかわらず、同項に規定する額を加算した額とするとするものです。

ただし、施行期日において、附則第９条町民税の分離課税に係る所得割の額の特例は平成２５年１月１日に、本則９５条たばこ税の税率等は、平成２５年４月１日にしようとするものです。

また、附則２８条個人の町民税の税率の特例等５００円加算への規定は、県民税も同様の改正がなされる予定ですので、合計１，０００円の加算がされます。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第４号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、医療費の助成対象者の住所地特例を明確にするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第５号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、第４期、平成２１年度から２３年度の動向を踏まえ、第５期、平成２４年度から２６年度までの３カ年度の第１号被保険者の保険料を改定しようとするものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第６号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」。

本案は、敬老祝金の対象者の基準日を９月１５日から７月１日にすること。祝金を三股町商工会の商品券に変えること、また支給日を９月１５日から８月に変更しようとするものです。

審査の経過、対象者の基準日の変更や、支給日の変更には賛同するものの、祝い金の一部を三

股町商工会の商品券で支給することができるには金額の規定もなく、また敬老祝い金の趣旨からも現金で支給すべきものであり、商工会の保護、育成は別途考えるべきであるとの意見で一致し、別紙のような修正の上で可決すべきものと決しました。

審査した結果、全会一致で修正可決すべきものと決しました。

議案７号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股小学校に放課後児童クラブの拠点施設を設置したことにより、山王原児童館を廃止することに伴う条例改正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第８号「三股町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例」。

本案は、議案第７号で廃止した山王原児童館を地域福祉センターとして設置及び管理するため条例制定をしようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１２号「三股町使用料及び手数料徴収の一部を改正する条例」。

条例改正のうち、総務厚生常任委員会に付託された案件は、コミュニティバスの利用促進を図るため、新たに回数券の１２乗車１，０００円を導入するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第１３号「三股町防災会議条例の一部を改正する条例」。

本案は、条例の字句を現状に合わせるための改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１４号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」。

本案の主な改正内容は、三股町消防団条例の根拠の明確化と公務災害補償の額及び支給方法を定めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第１６号「平成２３年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について説明いたします。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ２，２７２万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億３，３７１万９，０００円としようとするものです。

歳入の主なものは、国庫負担金２，７１０万４，０００円増額など、国庫、県共同事業交付金等の確定などで増減補正しようとするものです。歳出の主なものは、出産育児一時金１２６万円の増額、共同事業拠出金２，２８０万１，０００円の増減など見込みによる増減補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１７号「平成２３年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１２３万６，０００円としようとするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料３３０万８，０００円の増額補正です。増額補正、後期高齢者医療広域連合受託事業収入１６３万７，０００円の減額補正です。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金３３０万８，０００円の増額補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第１８号「平成２３年度三股町介護保険特別会計補正予算（第４号）」について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８２０万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億１，６４９万３，０００円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金２，８６８万４，０００円の増額、介護保険料２５５万２，０００円の増額及び国庫補助金の普通調整交付金９４０万円の減額です。歳出の主なものは、介護サービス等諸費１，９００万円の増額補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号「平成２４年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３０億２，２６６万９，０００円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、一般被保険者国民健康保険税が医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の合計４億９，０１０万５，０００円、退職被保険者等国民健康保険税が医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の合計５，１７６万９，０００円計上され、国庫負担金５億３，８１２万８，０００円、国庫補助金２億７２万９，０００円、療養給付費給費等交付金２億８９９万４，０００円、前期高齢者交付金６億１，３４８万４，０００円、共同事業交付金３億８，１８０万９，０００円、一般会計繰入金２億７７０万５，０００円です。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費１５億６，１２８万３，０００円、退職被保険者等療養給付費１億７，８３１万円、高額療養費２億１，６７１万３，０００円、後期高齢者支援金３億３，２１８万４，０００円、介護納付金１億４，１０５万４，０００円、共同事業拠出金３億８，２４４万円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２２号「平成２４年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算」について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億２，３８３万６，０００円と定めようとするもの

です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料１億２，３０１万３，０００円、一般会計繰入金８，９９８万８，０００円です。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金１億８，８６８万１，０００円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３号「平成２４年度三股町介護保険特別会計補正予算」について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８億９，３７７万円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、第１号被保険者保険料３億１，１１１万円、国庫負担金３億１，３００万７，０００円、国庫補助金１億５，１５４万３，０００円、支払い基金交付金５億１，８２３万５，０００円、県負担金２億５，８２２万４，０００円、一般会計繰入金３億１，３８６万円です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付金６億４，４６２万３，０００円、地域密着型介護サービス給付費１億４，３６７万７，０００円、施設介護サービス等給付費６億４，１７５万９，０００円、居宅介護サービス計画給付費６，１３４万９，０００円、介護予防サービス給付費１億７８８万４，０００円、特定入所者介護サービス費７，１９０万円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第２４号「平成２４年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，２２９万３，０００円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、介護予防サービス計画費収入１，２０８万６，０００円です。歳出の主なものは、一般管理費の委託料８４３万９，０００円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３２号「指定管理者の指定について（三股町養護老人ホーム清流園）」についてご説明いたします。

本案は、社会福祉法人やまびこ会と平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日までの５年間、指定管理者として契約しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３３号「指定管理者の指定について（三股町在宅老人デイサービスセンター）」についてご説明申し上げます。

本案は、社会福祉法人三股町社会福祉協議会と平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの１年間、指定管理者として契約しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託された案件の報告を終わります。（発言する者あり）

失礼しました。今、ご報告申し上げた中で、議案第２２号を「補正予算」と言ったようですけども、言い直します。議案第２２号「平成２４年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」であります。２３号「平成２４年度三股町介護保険特別会計予算」であります。訂正よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（山中　則夫君）　次に、建設文教委員長よりお願いします。

その前に、議案第６号の条例修正案の取り扱いについて、ただいま報告のとおり総務厚生常任委員長から、議案第６号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」に対する修正案が提出されております。この修正案は議案第６号に対する修正案ですので、該当議案の討論・採決どきに議題としてしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第６号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」に対する修正案は、該当議案の採決どきに議題とすることに決しました。

次に、建設文教委員長よりお願いいたします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長　福永　廣文君　登壇〕

○建設文教常任委員長（福永　廣文君）　それでは、建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第９号、１０号、１１号、１２号、１９号、２５号、２６号、２７号、２８号、２９号、３０号、３１号、それと陳情１号の計１３件でございます。

それでは、各号ごとに説明を申し上げます。

議案第９号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」。

議案の概要、三股町営住宅管理条例（平成９年三股町条例）第２０号の一部を次のように改正する。第３条第１項第４号中の「広報紙」を「回覧広報紙等」に改め、同項に次の一部を加える。（５）町のホームページ、第５条中の「令第６条第１項」を「規則」に改める。第１０条中の「保証人」を「連帯保証人」に改める。「北諸県郡の各町」を削除、「郡財部町及び末吉町」を「市」に改める。第６条第１項中、「４人以内の範囲において」を削除をする。ほか、新旧対照表のとおりとする。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１０号「三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例」。

議案の概要、第１条、この条例は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３５号（以下「法」という。））第２１条第３項に規定する町が、法第５条の２第１項の規定

により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について定める。第２条、技術管理者の資格は（1）から（１１）に定めるものとする。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１１号「三股町立の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を次のように改める。

議案の概要、三股町弓道場の新設に伴い、その位置を「三股町大字樺山３４８８番地」と改める。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１２号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

議案の概要、三股町弓道場新設に伴い、弓道場並びに四半的弓道場の使用料金を改定するものである。

弓道場においては、新たに年間使用の区分を設ける。午前、午後の使用料であったのを施設使用料及び照明使用料と区分し、１時間単位の使用料を定める。四半的弓道場については施設が老朽化していることを考慮し、使用料金を設定する。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第１９号「平成２３年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」。

議案の概要、平成２３年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額３億４，１５８万円から歳入歳出それぞれ９３万４，０００円を減額し、それぞれ３億４，０６４万６，０００円とする。

歳入のうち主なものは、国庫補助金の５００万円減額、一般会計繰入金の６８１万８，０００円の増額、町債の４５６万４，０００円の減額である。歳出の主なものは、公共下水道事業費の９３万７，０００円の減額である。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２５号「平成２４年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

平成２４年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４，２８９万７，０００円と定める。

歳入の主なものは、使用料の１，０９８万７，０００円と、一般会計繰出金の３，１９０万２，０００円である。歳出の主なものは、公債費の２，６１１万４，０００円と施設管理費の９６１万６，０００円である。一時借入金については、最高額を１，０００万円と定める。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２６号「平成２４年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

概要、平成２４年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ３，４７２万円と定める。

歳入の主なものは、使用料１，０１０万８，０００円、一般会計繰入金２，４６０万４，０００円、歳出の主なものは、公債費２，４５３万６，０００円、施設管理費９６１万１，０００円である。一時借入金については最高額を１，０００万円と定める。

審査の経過、集落排水の接続率が７８．３％と低い。接続率を上げる努力を今後も続けてほしいというような要望が上がっております。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２７号「平成２４年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

議案の概要、平成２４年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億８，０３４万６，０００円と定める。

歳入の主なものは、使用料３，８０２万２，０００円、国庫補助金１億円、一般会計繰入金１億１，５４６万１，０００円、町債１億１，２００万。歳出の主なものは、公共下水道費２億７，５０６万１，０００円、公債費１億９７万円である。一時借入金については最高額を３億円と定める。

審査の経過、歳入のうち使用料が約１割しかなく、さらなる接続率のアップを望む。公共下水道の全体計画見直し業務委託により、よりよい、より効果的事業が推進されるよう要望する。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２８号「平成２４年度三股町水道事業会計予算」。

議案の概要、平成２４年度三股町水道事業会計の予算は次のとおりとする。業務予定量としては、給水戸数１万６８９戸、総給水量２６７万５，３５６立方メートル、一日平均７，３３０立方メートルとする。

収益的収入３億９，５８１万８，０００円、支出３億５，９６７万８，０００円とする。資本的収入は２億５，５９５万５，０００円、支出は４億７，９４３万１，０００円とする。継続費の総額は６億６，３８１万円とする。２４年度割額は、３億１６１万２，０００円とする。起債の限度額は２億５，０００万円、利率５％以内とする。一時借入金の限度額は２億円と定める。

審査の経過、緊急時の対策として、町の管工事組合へ年間４３８万円の委託料を支払いしているが、１日当たり１万２，０００円の額については検討すべきではないかというようなことでございます。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第２９号「町道路線の廃止について」。

概要、山王原３号線、４号線については、町営塚原第二団地の建設に伴い廃止。植木２８号線、大鷺巣２号線、植木８０号線については、終点変更のため再認定するために一時廃止する。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３０号「町道路線の認定について」。

概要、植木２８号線、大鷺巣２号線、植木８０号線については、議案２９号で廃止したものを終点を変更し再認定する。大鷺巣２１号線については新規認定をする。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第３１号「指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」。

上米公園パーク場の指定管理者を三股町パークゴルフ協会会長別納益男とする。指定管理の期間は、平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日までの５年間とする。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

付託議案、陳情第１号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情」。

議案の概要、国土の均衡ある発展を目指し、国・県・市町村の役割分担を明確にし、自治体の財政状況により、社会資本の整備や管理に地域間の格差が生じることのないようにするため、現在直轄で整備管理している道路・河川行政を行っている国の責任を明確にする。出先機関の安易な廃止による地方移譲を行わせてはならない。

慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中　則夫君）　次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長　上西　祐子君　登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西　祐子君）　一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第７６条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第１号、１５号、２０号の計３件でございます。

以下、案件ごとにご説明いたします。

議案第１号「専決処分した事件の報告及び承認について」ご報告いたします。

本案は、昨年噴火した新燃岳が１年を迎え、再噴火に伴う降灰除去に備えるために、住民配付用の袋を緊急に購入するために専決処分により予算を補正したものです。

歳入歳出予算の総額９２億７，８０６万９，０００円に歳入歳出それぞれ１９１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９２億７，９９８万円としたものであります。

歳入については、ふるさと未来基金の繰入金と、新燃岳義援金の諸収入を増額し、歳出については、衛生費において灰を入れる袋代として、消耗品費を増額補正したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第１５号「平成２３年度三股町一般会計補正予算」についてご報告いたします。

本案は、平成２３年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定、あるいは内示などにより増減補正するものです。

歳入歳出予算の総額９２億７，９９８万円に歳入歳出それぞれ３，４９９万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９３億１，４９７万３，０００円とするものです。

歳入の主なものについてご説明いたします。

町税は、各税目の現年課税分滞納繰越分について、実績見込みによりそれぞれ増額し、分担金及び負担金は、常設保育所の保育料などを見込みにより増額補正、国県支出金は、障害者自立支援給付費予算を見込みによりそれぞれ減額補正し、常設保育所運営費を増額補正するものです。諸収入は、清掃工場公債費返還金のほか、見込みにより増額補正するものです。

歳出については、各費目おいて事業費の実績見込み、決定、執行残等による減額補正が主なものです。

次に、第２表繰越明許費ですが、町勢要覧作成業務が３月までに完了しないことから予算を繰り越すものです。

第３表の債務負担行為の補正については、クリーンセンター建設事業及び維持管理業務の委託料について限度額を設定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第２０号「平成２４年度三股町一般会計予算」です。

本案は、歳入歳出予算の総額８５億８，０００万円で、対前年度比５％、４億５，０００万円の減となっております。

歳入のうち、町税が約５，７００万円前年度より増になっていますが、これは年少扶養控除を廃止されることにより税収が増になるためです。

自主財源の割合は前年度と比較し１．５ポイント減、依存財源の割合は１．５ポイント増となり、前年度より厳しい財政状況となっております。

次に、歳出予算における性質別状況では、義務的経費の割合が前年度と比較して１．１ポイント増、経常的経費の割合が０．８ポイント減、投資的経費の割合が０．３ポイント減となっており、前年度より義務的経費の割合は大きくなり、投資的経費と経常的経費の割合が小さくなっております。

歳出予算の主な事業について、ご説明いたします。

昨年度に引き続き、塚原第二団地建替事業として、６億４，５６１万２，０００円、都城地域健康医療ゾーン整備事業として、１億５，９１３万５，０００円、島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備として、１億３，２４８万６，０００円となっております。

次に、第２表地方債については、公営住宅建設事業債のほか総額で８億１，６５５万９，０００円の借り入れを予定するものです。

慎重に審査した結果、次の問題点がありました。２４年度一般会計当初予算の審査によって、次の２点が問題となりました。

１点は、内外情勢負担金１８万９，０００円についてであります。開催場所的な問題、講演内容、費用また参加人数が少ないなど、２３年度は宮崎市で開催されたために、ほとんど参加していないことから、２４年度は退会してもよいのではないかと意見の一致を見ました。

２点目は、三股協働化推進事業職員研修４２万円についてです。まだ、まちづくり基本条例が上程されていないのに、予算が計上されているのは、問題ではないかという意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものといたしました。

以上で、終わります。

―――――――――――――――――――・――――・――――――――――――――――――

日程第２．質疑

○議長（山中　則夫君）　日程第２、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、１議題につき１人３回以内となっております。また、総務厚生常務委員長から提出された議案第６号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」に対する修正案の質疑もここでお願いします。質疑はありませんか。佐澤君。

○議員（２番　佐澤　靖彦君）　６号のところで質疑をしたいと思うんですけど、せっかく商工会の発行する商品券ということで、町内の所で買い物をするということで、相乗効果を図ろうということでやってる中で、委員長が言われた中で、それに対する対策は何かほかに考えてはというふうなこと言われましたけど、そのところをちょっとどういう形でするのか、具体的な例があれば教えていただきたいと思いますけど。

○議長（山中　則夫君）　委員長。

○総務厚生常任委員長（指宿　秋廣君）　第６号の質疑ですけれども、まず、今回、中で問題になったのは、６カ月の期限を切って行う商品券であります。過去にも公共下水道の還付についての商品券もありました。その中で、商工会がその期限付をとって、要するに明らかな金券としてするのであればそれはそうだろうと、だけど、もしこれを５，０００円なり、１万円なりという金額を出して、６カ月という期限が切れた場合には、その敬老祝い金の額は、商工会に行くんではないかと、それが１点。

それから、もう１点は、額の明示がないので、５，０００円なのか１万円なのか全額なのか、

現在は腹案が、執行部側にあるようですけれども、この条例改正において、例えば３年後、５年後にはそれはどう解釈されてもしようがないということから、まずそれでありました。

それから、この商品券そのものを出したらいかんということじゃないんですけれども、実際上の問題として、それを論じるのにはもう少しもんで、執行部の中でもんで提案すべきであろうというふうに委員会では話になったところです。

もちろん、この議員がこういうことがあるではないか、という提示をするという内容の審議ではならないと思いましたので、これは、執行部側がこれにかわるものは考えるべきであろうと、それを受けて議会に提案すべきものではないのかということであります。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　佐澤君。

○議員（２番　佐澤　靖彦君）　今言われたのはごもっともだと思います。商工会のほうも、その商品券を発行するには、やはりいろんな規制がありまして、期限がかかわってくるということで、それをするためには積み立てみたいなことをして、期限を無期限にできるというのもあるんですけど、それをすると相当な費用がかかるということで、期限３カ月、６カ月が今のところ限度というところでやっておるとこでございます。

それをして、できればこの一部祝い金の中でも、やはり町内でいろんな買い物をされる人もいらっしゃいます。また、その期限が切れたときには商工会の方にその支払いがないわけですから、企業のほうに、商工会のほうに入ってくるというのは、それはもう間違いないんですけど、商工会もそれを望んでいるということでもありません。

やはりその辺は、もう少しできれば執行部の方でもんでいただいて、もう一回提出するなり条例を改正するなり、そういうふうに持っていければなと思っております。ここにやはりこの商工会の発行という言葉が出るもんですから、どうも気になってしたとこでございます。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　委員長。

○総務厚生常任委員長（指宿　秋廣君）　この件につきましては、先ほど言いましたように、期限を取っ払う方法があります。あるけれども、それについては、供託金に準ずるものが要ります。

だけど、発行残額の何％となってるんですね、発行残額の何％であれば、発行した数じゃなくて、期限を切ってあと残ったものの何％ですから、そんなに費用が、町からはお金がすべて行くわけですよね、その中で発行した、日にちを切っていついつで何％というふうになるわけで、発行すべての額を供託するということではありませんので、やっぱり全国に余り、その商工会としてはないようですけれども、大きなお店屋さんすべて発行期日がないんですよね。

だから、もし、商工会としてぜひとも執行部側にということであれば、内部でも商工会として

もやっぱり汗をかくべきでないのかなというのも意見の中でありましたので、申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（山中　則夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

―――――――――――――――――――・――――――・――――――――――――――――――

日程第３．討論・採決（議案第１号から議案第３３号までの３３議案並びに平成２４年陳情第１号）

○議長（山中　則夫君）　日程第３、討論・採決を行います。

議案第１号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成２３年度三股町一般会計補正予算（第６号））」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第２号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議があるようですから、起立により採決します。議案第３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　議案第５号の案に対して反対討論をいたします。

「みんなで支える老後の安心」をうたい文句に、介護保険制度が始まったのは１２年前です。今日その現状はどうでしょうか。特別養護老人ホームに入所申込者が全国で４２万人もいて、介護難民があふれ、家族の介護のために仕事をやめざるを得ない年間１０万人の介護退職者、さらに介護現場の人材不足は依然として解消されておりません。

介護保険は、３年ごとに介護保険事業計画が策定され、２４年度は保険料の改定が行われます。第５期の介護保険料の基準額は月額５，２００円、６００円の引き上げとなり、１３％増の引き上げであります。年金は４月分の年金から０．３％、１０月分の年金から０．９％、合わせて１．２％の削減が行われようとしております。介護保険料は年金からいや応なく天引きされているので、年金手取り額が減り生活もますます大変になります。介護保険を利用して介護サービスを受けたくとも、利用料を取られることを考えると介護を受けられない、受けたら食事もままならないということになる人も多数おられます。

以上で、この案に対しては反対いたします。終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第５号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対し総務厚生常任委員長から提出された修正案「三股町敬老祝金条例の一部を改正する条例」に対する修正案を議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立により採決いたします。本修正案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。ご異議があるようですので、起立により採決します。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

議案第７号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第７号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号「三股町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第８号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第９号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第１０号「三股町一般廃棄物最終処分場等に置かれる技術管理者の資格に関する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１０号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１０号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第１１号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１１号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議案第１２号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１２号は総務厚生、建設文教両委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号「三股町防災会議条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１３号は総務厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号「三股町消防団条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。（笑声）

議案第１５号「平成２３年度三股町一般会計補正予算（第７号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１５号は一般会計予算決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

議案第１６号「平成２３年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１６号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

議案第１７号「平成２３年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１７号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号「平成２３年度三股町介護保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１８号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号「平成２３年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」を議題として討論・採決を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第１９号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで１１時１０分まで本会議を休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○議長（山中　則夫君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第２０号「平成２４年度三股町一般会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。（「あっ、済みません」と呼ぶ者あり）討論ありますか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　２０号当初予算に対して反対討論をいたします。

民主党の看板政策だった子ども手当を廃止し、手当を大幅削減しております。その一方で、年少扶養控除廃止による住民税の増税が実施され、子育て世代に厳しい予算となっております。また、毎年のように子ども手当が変わるために、システム改修の費用も計上されております。

本町の予算に対しては福祉や子育て支援、住宅政策等々評価するところはたくさんありますが、国、県からの押しつけと思われるような畑かん事業などは先延ばしにして、急を要する防災事業や危険箇所などの補修工事などを一日も早く取り組んでもらいたいと考えております。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第２０号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２１号「平成２４年度三股町国民健康保健特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２１号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第２１号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２１号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第２２号「平成２４年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第２２号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２３号「平成２４年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２３号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第２３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号「平成２４年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２４号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議案第２５号「平成２４年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２５号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

議案第２６号「平成２４年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２６号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議案第２７号「平成２４年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。上西さん。

○議員（７番　上西　祐子君）　公共下水道の特別会計、２４年度なんですが、この案を見ると、２４年度の地方債の現在高が、２０億７，５００万円というふうになっております。一般会計の地方債でも６８億円なんですから、この公共下水道だけで２０億円というふうな地方債を抱えることに不安を覚えますし、一日も早く見直しをして何とかしないと、毎年毎年、借金がふえてい

くのではないかなというふうに危惧を覚えます。よって、この公共下水道のことに関しては反対いたします。

○議長（山中　則夫君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第２７号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中　則夫君）　起立多数であります。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

議案第２８号「平成２４年度三股町水道事業会計予算」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２８号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議案第２９号「町道路線の廃止について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第２９号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

議案第３０号「町道路線の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３０号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

議案第３１号「指定管理者の指定について（上米公園パークゴルフ場）」を議題として討論・採決を行います。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３１号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

議案第３２号「指定管理者の指定について（三股町養護老人ホーム清流園）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３１号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

議案第３３号「指定管理者の指定について（三股町在宅老人デイサービスセンター）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。（発言する者あり）済みません。もう１回。清流園がですね、済みません。３２号ですね。３２号は原案のとおり可決されました。早く言ってもらってありがとうございます。それではもう１回言います。

議案第３３号「指定管理者の指定について、三股町在宅老人デイサービスセンター」を議題として討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第３３号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第１号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。陳情第１号は総務厚生員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、陳情第１号は原案のとおり採択されました。（発言する者あり）どうもすみませんでした。

訂正いたします。陳情第１号は建設文教委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、陳情第１号は原案のとおり採択されました。

ただいまの陳情第１号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書案第１号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書案」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第５の次に、追加日程第１「意見書案第１号上程」と記入お願いいたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第３４号上程

○議長（山中　則夫君）　日程第４、議案第３４号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　木佐貫辰生君　登壇〕

○町長（木佐貫辰生君）　本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第３４号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化・情報化等の進展と相まって青少年非行の増大等大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して、薫り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員会委員の機能と役割は大きなものがあります。

さきに宮田安親氏が事情により、平成２３年１２月３１日付で辞職されたところであります。氏の６年間の本町の教育振興に対する情熱とご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関して識見を有する者の選任が望ましく、また委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（「親権を行うもの及び未成年後見人をいう」）である者が含まれるようにしなければならないことから、種々検討の結果、今村博美氏を最適任者とあると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

以上、一議案についてその提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中　則夫君）　ここで補足説明があれば許します。ありませんか。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．質疑・討論・採決（議案第３４号）

○議長（山中　則夫君）　それでは日程第５、議案第３４号の質疑・討論・採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、質疑・討論を省略してただちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって質疑・討論を省略してただちに採決を行います。議案第３４号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議案第３４号は原案のとおり同意されました。

これより、意見書案作成及び配付のため５分間本会議を休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時33分再開

○議長（山中　則夫君）　意見書の配付漏れありませんね。

休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

追加日程第１．意見書（案）第１号上程

○議長（山中　則夫君）　追加日程第１、意見書案第１号を上程いたします。

意見書案第１号について、提出者の説明を求めます。福永君。

〔５番　福永　廣文君　登壇〕

○議員（５番　福永　廣文君）　それでは、提案理由の趣旨を説明いたします。

この意見書は、陳情書の採択に伴い、地方整備局など国の出先機関を廃止する議論が進む中、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求めるため、意見書を可決し国に提出しようとするものであります。

憲法第２５条では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、国の社会的使命が規定されております。国民の生命と財産を守るための社会資本の整備管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められております。

東日本大震災をはじめ、身近には本県における新燃岳噴火や、口蹄疫発生に伴う広域にまたがる災害、あるいは本町においても台風、降雨による土砂災害、道路の崩壊での孤立する地域の発生も十分考えられます。こういった災害に対する支援体制を早期確立するためには、国の防災・生活環境保全対策での国の責任を明確にし、出先機関の存続が必要であります。

よって、国においては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の３点について強く要望するものであります。

１、「地方分権（地域主権）」については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保し議論を経た後に結論を出すこと。２、防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。３、現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

以上３点について、強く要望するものです。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山中　則夫君）　これより質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第１号は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第１号は原案のとおり可決されました。

日程第６．議員派遣の件について

○議長（山中　則夫君）　日程第６「議員派遣の件について」を議題とします。

今後の議員派遣について、お諮りします。配付しております日程第６の資料のとおり、議会報告会に全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

それでは、お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則４４条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中　則夫君）　異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、１２月定例会後の議長の公務報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時38分休憩

〔全員協議会〕

午前11時52分再開

○議長（山中　則夫君）　それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中　則夫君）　それでは、以上で平成２４年第１回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長　　山中　則夫

署名議員　　佐澤　靖彦

署名議員　　大久保義直